官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則の一部を改正する省令（総務一二一）　一
〔法規的告示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（内閣府一二二）　二
○二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を定める件の一部を改正する件（総務三九一）　四
○電波法第百三条の二第二項及び別表第八備考の規定により総務大臣が指定する周波数を定める件の一部を改正する件（同三九二）　五
〔その他告示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務二九四）　九
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一六三一～一六四二）　三
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（同一六四三）　二六
○航空保安無線施設の設置及び変更に係る告示について（国土交通一三一五）　三〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人大学入試センター令和七事業年度財務諸表、企業年金基金清算結了・清算人退任、首都高速道路株式会社都市計画事業関係　五
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、押収物還付関係　六
会社その他
会社決算公告　七

省令

○総務省令第百二十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月二十九日

総務大臣　藤井比早之

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（空中線電力の表示） **第四条の四**　［略］ ２　次に掲げる送信設備の空中線電力は、前項の規定にかかわらず、平均電力（pY）をもつて表示する。 ［一・二　略］ 三　二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信（一七〇MHzを超え二一七・五MHz以下の周波数の電波を使用し、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及び直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式を用いる無線通信をいう。）を行う無線局の送信設備 ［四～九　略］ ［３～５　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（空中線電力の表示） **第四条の四**　［同上］ ２　［同上］ ［一・二　同上］ 三　二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信（一七〇MHzを超え二〇二・五MHz以下の周波数の電波を使用し、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及び直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式を用いる無線通信をいう。）を行う無線局の送信設備 ［四～九　同上］ ［３～５　同上］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○内閣府告示第百二十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年十月二十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第１　食品 Ａ　食品一般の成分規格 ［１～５　略］ ６　５の規定にかかわらず、(1)の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであつてはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、(3)から(15)までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであつてはならない。	第１　食品 Ａ　食品一般の成分規格 ［１～５　略］ ６　５の規定にかかわらず、(1)の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであつてはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、(3)から(15)までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであつてはならない。

(1)　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第１欄	第２欄	第３欄
［略］		
カスガマイシン	米	0.2ppm
	大豆	0.04ppm
	小豆類	0.2ppm
	えんどう	0.04ppm
	そら豆	0.04ppm
	その他の豆類	0.04ppm
	ばれいしょ	0.2ppm
	てんさい	0.2ppm
	だいこん類の根	0.2ppm
	だいこん類の葉	0.2ppm
	はくさい	0.2ppm
	キャベツ	0.2ppm
	芽キャベツ	0.2ppm
	ブロッコリー	0.6ppm
	その他のあぶらな科野菜	3 ppm
	ごぼう	0.2ppm
	レタス	2 ppm
	たまねぎ	0.01ppm
	ねぎ	0.04ppm
	にんにく	0.2ppm
	にんじん	0.08ppm
	セロリ	3 ppm
	トマト	0.5ppm
	ピーマン	0.2ppm
	なす	0.1ppm
	その他のなす科野菜	2 ppm
	きゅうり	0.05ppm
	すいか（果皮を含む。）	0.4ppm

(1)　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第１欄	第２欄	第３欄
［略］		
カスガマイシン	米	0.2ppm
	大豆	0.04ppm
	小豆類	0.2ppm
	えんどう	0.04ppm
	そら豆	0.04ppm
	その他の豆類	0.04ppm
	ばれいしょ	0.2ppm
	てんさい	0.2ppm
	だいこん類の根	0.2ppm
	だいこん類の葉	0.2ppm
	はくさい	0.2ppm
	キャベツ	0.2ppm
	芽キャベツ	0.2ppm
	ブロッコリー	0.6ppm
	その他のあぶらな科野菜	0.2ppm
	ごぼう	0.2ppm
	レタス	2 ppm
	たまねぎ	0.2ppm
	ねぎ	0.2ppm
	にんにく	0.2ppm
	にんじん	0.2ppm
	セロリ	3 ppm
	トマト	0.5ppm
	ピーマン	0.2ppm
	なす	0.1ppm
	その他のなす科野菜	2 ppm
	きゅうり	0.2ppm
	すいか（果皮を含む。）	0.4ppm

メロン類果実（果皮を含む。）	２ppm
オクラ	0.2ppm
未成熟えんどう	0.04ppm
未成熟いんげん	0.04ppm
えだまめ	0.04ppm
その他の野菜	0.04ppm
みかん（外果皮を含む。）	0.5ppm
なつみかんの果実全体	0.4ppm
レモン	0.09ppm
オレンジ	0.5ppm
グレープフルーツ	0.4ppm
ライム	0.09ppm
その他のかんきつ類果実	0.5ppm
りんご	0.2ppm
日本なし	0.2ppm
西洋なし	0.2ppm
マルメロ	0.2ppm
びわ（果梗（こう）を除き、果皮及び種子を含む。）	0.2ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	0.2ppm
うめ	0.3ppm
おうとう	0.6ppm
ラズベリー	３ppm
ブラックベリー	３ppm
その他のベリー類果実	３ppm
キウィー（果皮を含む。）	0.2ppm
その他の果実	0.2ppm
くるみ	0.04ppm
茶	３ppm
その他のスパイス	３ppm
はちみつ	0.05ppm

メロン類果実（果皮を含む。）	２ppm
オクラ	0.2ppm
未成熟えんどう	0.04ppm
未成熟いんげん	0.04ppm
えだまめ	0.04ppm
その他の野菜	0.04ppm
みかん（外果皮を含む。）	0.2ppm
なつみかんの果実全体	0.2ppm
レモン	0.2ppm
オレンジ	0.2ppm
グレープフルーツ	0.2ppm
ライム	0.2ppm
その他のかんきつ類果実	0.2ppm
りんご	0.2ppm
日本なし	0.2ppm
西洋なし	0.2ppm
マルメロ	0.2ppm
びわ（果梗（こう）を除き、果皮及び種子を含む。）	0.2ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	0.2ppm
うめ	0.3ppm
おうとう	0.6ppm
ラズベリー	３ppm
ブラックベリー	３ppm
その他のベリー類果実	３ppm
キウィー	0.2ppm
その他の果実	0.2ppm
くるみ	0.04ppm
茶	３ppm
その他のスパイス	0.2ppm
はちみつ	0.05ppm

［略］		
カルバリル	米	1 ppm
	小麦	2 ppm
	とうもろこし	0.1ppm
	大豆	0.2ppm
	らっかせい	0.05ppm
	ばれいしょ	0.02ppm
	かんしょ	0.02ppm
	だいこん類の根	0.5ppm
	だいこん類の葉	0.6ppm
	かぶ類の根	1 ppm
	はくさい	0.03ppm
	キャベツ	0.3ppm
	にんじん	0.5ppm
	パセリ	22ppm
	その他のせり科野菜	0.1ppm
	なす	1 ppm
	その他のなす科野菜	5 ppm
	しろうり	3 ppm
	まくわうり（果皮を含む。）	3 ppm
	その他のうり科野菜（とうがんを除く。）	3 ppm
	しょうが	0.1ppm
	その他の野菜	0.1ppm
	みかん（外果皮を含む。）	15ppm
	［号を削る。］	
	レモン	15ppm
	オレンジ	5 ppm
	グレープフルーツ	5 ppm
	ライム	15ppm
	その他のかんきつ類果実（ぽんかんを除く。）	15ppm

［略］		
カルバリル	米	1 ppm
	小麦	2 ppm
	とうもろこし	0.1ppm
	大豆	0.2ppm
	らっかせい	0.05ppm
	ばれいしょ	0.02ppm
	かんしょ	0.02ppm
	だいこん類の根	0.5ppm
	だいこん類の葉	0.8ppm
	かぶ類の根	1 ppm
	はくさい	0.05ppm
	キャベツ	0.3ppm
	にんじん	0.5ppm
	パセリ	22ppm
	その他のせり科野菜	0.1ppm
	なす	1 ppm
	その他のなす科野菜	5 ppm
	しろうり	3 ppm
	まくわうり（果皮を含む。）	3 ppm
	その他のうり科野菜（とうがんを除く。）	3 ppm
	しょうが	0.1ppm
	その他の野菜	0.1ppm
	みかん（外果皮を含む。）	15ppm
	なつみかんの果実全体	5 ppm
	レモン	15ppm
	オレンジ	5 ppm
	グレープフルーツ	5 ppm
	ライム	15ppm
	その他のかんきつ類果実（ぽんかんを除く。）	15ppm

りんご	0.05ppm
日本なし	0.4ppm
西洋なし	0.4ppm
ネクタリン	10ppm
おうとう	7 ppm
ラズベリー	12ppm
ブラックベリー	12ppm
ブルーベリー	3 ppm
クランベリー	5 ppm
ハックルベリー	3 ppm
その他のベリー類果実	12ppm
その他の果実（いちじくを除く。）	30ppm
ひまわりの種子	0.2ppm
ごまの種子	3 ppm
ぎんなん	1 ppm
くり	1 ppm
ペカン	1 ppm
アーモンド	1 ppm
くるみ	1 ppm
その他のナッツ類	1 ppm
その他のスパイス	80ppm
その他のハーブ	75ppm
牛の筋肉	0.05ppm
豚の筋肉	0.05ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05ppm
牛の脂肪	0.1ppm
豚の脂肪	0.1ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1ppm
牛の肝臓	1 ppm
豚の肝臓	1 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1 ppm

りんご	0.05ppm
日本なし	0.4ppm
西洋なし	0.4ppm
ネクタリン	10ppm
おうとう	7 ppm
ラズベリー	12ppm
ブラックベリー	12ppm
ブルーベリー	3 ppm
クランベリー	5 ppm
ハックルベリー	3 ppm
その他のベリー類果実	12ppm
その他の果実（いちじくを除く。）	30ppm
ひまわりの種子	0.2ppm
［号を加える。］	
ぎんなん	1 ppm
くり	1 ppm
ペカン	1 ppm
アーモンド	1 ppm
くるみ	1 ppm
その他のナッツ類	1 ppm
その他のスパイス	80ppm
その他のハーブ	75ppm
牛の筋肉	0.05ppm
豚の筋肉	0.05ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05ppm
牛の脂肪	0.1ppm
豚の脂肪	0.1ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1ppm
牛の肝臓	1 ppm
豚の肝臓	1 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1 ppm

	牛の腎臓	3 ppm
	豚の腎臓	3 ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	3 ppm
	牛の食用部分	3 ppm
	豚の食用部分	3 ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	3 ppm
	乳	0.05ppm
	鶏の筋肉	0.3ppm
	鶏の脂肪	3 ppm
	鶏の肝臓	0.01ppm
	鶏の腎臓	0.01ppm
	鶏の食用部分	1 ppm
	鶏の卵	0.05ppm
	はちみつ	0.05ppm
	米ぬか	35ppm
	精米	1 ppm
	ひまわり油	0.05ppm
［略］		
テトラニリプロール	米	0.01ppm
	とうもろこし	0.01ppm
	大豆	0.2ppm
	ばれいしょ	0.02ppm
	さといも類	0.02ppm
	かんしょ	0.02ppm
	やまいも	0.02ppm
	こんにゃくいも	0.02ppm
	その他のいも類	0.02ppm
	てんさい	0.04ppm
	さとうきび	0.01ppm
	だいこん類の根	0.03ppm
	だいこん類の葉	30ppm

	牛の腎臓	3 ppm
	豚の腎臓	3 ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	3 ppm
	牛の食用部分	3 ppm
	豚の食用部分	3 ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	3 ppm
	乳	0.05ppm
	鶏の筋肉	0.2ppm
	鶏の脂肪	3 ppm
	鶏の肝臓	0.01ppm
	鶏の腎臓	0.01ppm
	鶏の食用部分	1 ppm
	鶏の卵	0.05ppm
	［号を加える。］	
	米ぬか	50ppm
	精米	1 ppm
	ひまわり油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）	0.05ppm
［略］		
テトラニリプロール	米	0.01ppm
	とうもろこし	0.01ppm
	大豆	0.2ppm
	［号を加える。］	
	さといも類	0.01ppm
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	だいこん類の根	0.03ppm
	だいこん類の葉	30ppm

かぶ類の葉	15ppm
クレソン	15ppm
はくさい	4 ppm
キャベツ	2 ppm
ケール	15ppm
こまつな	20ppm
きょうな	15ppm
チンゲンサイ	15ppm
カリフラワー	9 ppm
ブロッコリー	9 ppm
その他のあぶらな科野菜	15ppm
レタス	40ppm
たまねぎ	0.01ppm
ねぎ	2 ppm
トマト	1 ppm
ピーマン	3 ppm
なす	0.8ppm
その他のなす科野菜	0.9ppm
きゅうり	0.5ppm
すいか（果皮を含む。）	0.4ppm
メロン類果実（果皮を含む。）	0.5ppm
その他のうり科野菜	0.02ppm
ほうれんそう	30ppm
オクラ	0.4ppm
未成熟えんどう	3 ppm
未成熟いんげん	2 ppm
えだまめ	2 ppm
その他の野菜	0.02ppm
みかん（外果皮を含む。）	2 ppm
なつみかんの果実全体	1 ppm
レモン	2 ppm
オレンジ	1 ppm

［号を加える。］	
［号を加える。］	
はくさい	4 ppm
キャベツ	2 ppm
ケール	20ppm
こまつな	20ppm
きょうな	10ppm
チンゲンサイ	7 ppm
［号を加える。］	
ブロッコリー	9 ppm
その他のあぶらな科野菜	20ppm
レタス	40ppm
［号を加える。］	
ねぎ	2 ppm
トマト	2 ppm
ピーマン	3 ppm
なす	0.8ppm
［号を加える。］	
きゅうり	0.5ppm
すいか（果皮を含む。）	0.4ppm
メロン類果実（果皮を含む。）	0.5ppm
［号を加える。］	
ほうれんそう	30ppm
［号を加える。］	
未成熟えんどう	3 ppm
未成熟いんげん	2 ppm
えだまめ	2 ppm
［号を加える。］	
みかん（外果皮を含む。）	1 ppm
なつみかんの果実全体	0.9ppm
レモン	2 ppm
オレンジ	1 ppm

グレープフルーツ	1 ppm
ライム	2 ppm
その他のかんきつ類果実	2 ppm
りんご	1 ppm
日本なし	0.5ppm
西洋なし	0.5ppm
マルメロ	0.4ppm
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.4ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	0.9ppm
ネクタリン	0.9ppm
あんず	1 ppm
すもも	0.3ppm
うめ	1 ppm
おうとう	2 ppm
いちご	2 ppm
ぶどう	2 ppm
かき	0.5ppm
キウィー（果皮を含む。）	2 ppm
その他の果実	2 ppm
ぎんなん	0.03ppm
くり	0.03ppm
ペカン	0.03ppm
アーモンド	0.03ppm
くるみ	0.03ppm
その他のナッツ類	0.03ppm
茶	80ppm
その他のスパイス	7 ppm
その他のハーブ	60ppm
牛の筋肉	0.1ppm
豚の筋肉	0.1ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.1ppm
牛の脂肪	0.2ppm

グレープフルーツ	0.9ppm
ライム	2 ppm
その他のかんきつ類果実	2 ppm
りんご	1 ppm
日本なし	0.5ppm
西洋なし	0.5ppm
［号を加える。］	
［号を加える。］	
もも（果皮及び種子を含む。）	0.9ppm
ネクタリン	0.9ppm
あんず	2 ppm
すもも	0.1ppm
うめ	2 ppm
おうとう	1 ppm
いちご	2 ppm
ぶどう	2 ppm
かき	0.5ppm
［号を加える。］	
［号を加える。］	
ぎんなん	0.03ppm
くり	0.03ppm
ペカン	0.03ppm
アーモンド	0.03ppm
くるみ	0.03ppm
その他のナッツ類	0.03ppm
茶	80ppm
［号を加える。］	
その他のハーブ	20ppm
牛の筋肉	0.02ppm
［号を加える。］	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02ppm
牛の脂肪	0.04ppm

	豚の脂肪	0.2ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2ppm
	牛の肝臓	1 ppm
	豚の肝臓	1 ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1 ppm
	牛の腎臓	1 ppm
	豚の腎臓	1 ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1 ppm
	牛の食用部分	1 ppm
	豚の食用部分	1 ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1 ppm
	乳	0.2ppm
	鶏の筋肉	0.01ppm
	その他の家きんの筋肉	0.01ppm
	鶏の脂肪	0.01ppm
	その他の家きんの脂肪	0.01ppm
	鶏の肝臓	0.01ppm
	その他の家きんの肝臓	0.01ppm
	鶏の腎臓	0.01ppm
	その他の家きんの腎臓	0.01ppm
	鶏の食用部分	0.01ppm
	その他の家きんの食用部分	0.01ppm
	鶏の卵	0.01ppm
	その他の家きんの卵	0.01ppm
	魚介類	0.05ppm
	はちみつ	0.05ppm
	すもも（乾燥させたもの）	2 ppm
［略］		
トリホリン	その他のきく科野菜	0.5ppm
	ねぎ	5 ppm
	トマト	0.9ppm
	ピーマン	3 ppm

	［号を加える。］	
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.04ppm
	牛の肝臓	0.3ppm
	［号を加える。］	
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3ppm
	牛の腎臓	0.3ppm
	［号を加える。］	
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3ppm
	牛の食用部分	0.3ppm
	［号を加える。］	
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3ppm
	乳	0.05ppm
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	［号を加える。］	
	魚介類	0.05ppm
	はちみつ	0.05ppm
	［号を加える。］	
［略］		
トリホリン	その他のきく科野菜	0.5ppm
	ねぎ	5 ppm
	トマト	2 ppm
	ピーマン	3 ppm

	なす	1 ppm
	きゅうり	0.7ppm
	メロン類果実（果皮を含む。）	0.7ppm
	未成熟えんどう	1 ppm
	もも（果皮及び種子を含む。）	5 ppm
	いちご	3 ppm
	ブルーベリー	0.03ppm
	ハックルベリー	0.03ppm
	かき	0.7ppm
	その他のハーブ	25ppm
	牛の筋肉	0.01ppm
	豚の筋肉	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01ppm
	牛の脂肪	0.01ppm
	豚の脂肪	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01ppm
	牛の肝臓	0.01ppm
	豚の肝臓	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01ppm
	牛の腎臓	0.01ppm
	豚の腎臓	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01ppm
	牛の食用部分	0.01ppm
	豚の食用部分	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01ppm
	乳	0.01ppm
	はちみつ	0.05ppm
［略］		
プロスルホカルブ	小麦	0.05ppm
	大麦	0.05ppm
	ライ麦	0.05ppm

	なす	1 ppm
	きゅうり	1 ppm
	メロン類果実	0.02ppm
	未成熟えんどう	1 ppm
	もも	1 ppm
	いちご	2 ppm
	ブルーベリー	0.03ppm
	ハックルベリー	0.03ppm
	かき	0.7ppm
	その他のハーブ	25ppm
	牛の筋肉	0.01ppm
	豚の筋肉	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01ppm
	牛の脂肪	0.01ppm
	豚の脂肪	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01ppm
	牛の肝臓	0.01ppm
	豚の肝臓	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01ppm
	牛の腎臓	0.01ppm
	豚の腎臓	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01ppm
	牛の食用部分	0.01ppm
	豚の食用部分	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01ppm
	乳	0.01ppm
	［号を加える。］	
［略］		
プロスルホカルブ	小麦	0.05ppm
	大麦	0.05ppm
	ライ麦	0.05ppm

	とうもろこし	0.05ppm
	その他の穀類	0.05ppm
	えんどう	0.01ppm
	そら豆	0.01ppm
	ばれいしょ	0.05ppm
	たまねぎ	0.05ppm
	ねぎ	0.01ppm
	その他のゆり科野菜	0.02ppm
	にんじん	1 ppm
	セロリ	2 ppm
	その他のせり科野菜	0.08ppm
	未成熟えんどう	0.01ppm
	ひまわりの種子	0.02ppm
	その他のスパイス	0.3ppm
	魚介類	0.09ppm
	はちみつ	0.05ppm
［略］		
メプロニル	米	2 ppm
	小麦	2 ppm
	大麦	2 ppm
	ライ麦	2 ppm
	その他の穀類	2 ppm
	ばれいしょ	0.02ppm
	こんにゃくいも	0.1ppm
	てんさい	0.2ppm
	だいこん類の根	0.02ppm
	だいこん類の葉	1 ppm
	レタス	1 ppm
	その他のきく科野菜	0.1ppm
	トマト	0.02ppm
	きゅうり	0.02ppm
	すいか	0.02ppm

	とうもろこし	0.05ppm
	その他の穀類	0.05ppm
	えんどう	0.05ppm
	そら豆	0.05ppm
	ばれいしょ	0.05ppm
	たまねぎ	0.1ppm
	ねぎ	0.05ppm
	その他のゆり科野菜	0.05ppm
	にんじん	1 ppm
	セロリ	2 ppm
	その他のせり科野菜	0.1ppm
	未成熟えんどう	0.05ppm
	ひまわりの種子	0.05ppm
	その他のスパイス	0.5ppm
	魚介類	0.09ppm
	［号を加える。］	
［略］		
メプロニル	米	2 ppm
	小麦	2 ppm
	大麦	2 ppm
	ライ麦	2 ppm
	その他の穀類	2 ppm
	ばれいしよ	0.02ppm
	こんにやくいも	0.1ppm
	てんさい	0.2ppm
	だいこん類の根	0.02ppm
	だいこん類の葉	1 ppm
	レタス	1 ppm
	その他のきく科野菜	0.2ppm
	トマト	0.02ppm
	きゆうり	0.02ppm
	すいか	0.02ppm

ほうれんそう	0.7ppm
日本なし	0.7ppm
西洋なし	0.7ppm
ぶどう	2ppm
牛の筋肉	0.01ppm
豚の筋肉	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01ppm
牛の脂肪	0.01ppm
豚の脂肪	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01ppm
牛の肝臓	0.01ppm
豚の肝臓	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01ppm
牛の腎臓	0.01ppm
豚の腎臓	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01ppm
牛の食用部分	0.01ppm
豚の食用部分	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01ppm
乳	0.01ppm
鶏の筋肉	0.01ppm
その他の家きんの筋肉	0.01ppm
鶏の脂肪	0.01ppm
その他の家きんの脂肪	0.01ppm
鶏の肝臓	0.01ppm
その他の家きんの肝臓	0.01ppm
鶏の腎臓	0.01ppm
その他の家きんの腎臓	0.01ppm
鶏の食用部分	0.01ppm
その他の家きんの食用部分	0.01ppm
鶏の卵	0.01ppm

ほうれんそう	0.7ppm
日本なし	1ppm
西洋なし	1ppm
ぶどう	2ppm
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	
［号を加える。］	

その他の家きんの卵	0.01ppm	
魚介類	2 ppm	
はちみつ	0.05ppm	
［略］		
［(2)～(15)　略］		
［7～12　略］		
［B～D　略］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、告示の日から施行する。ただし、たまねぎ、ねぎ、にんじん、きゅうり、レモン、ライム、キウィー及びキウィー（果皮を含む。）に残留するカスガマイシンの量の限度、だいこん類の葉、はくさい、なつみかんの果実全体及び米ぬかに残留するカルバリルの量の限度、ケール、その他のあぶらな科野菜、トマト、あんず及びうめに残留するテトラニリプロールの量の限度、トマト、きゅうり、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）に残留するトリホリンの量の限度、えんどう、そら豆、たまねぎ、ねぎ、その他のゆり科野菜、その他のせり科野菜、未成熟えんどう、ひまわりの種子及びその他のスパイスに残留するプロスルホカルブの量の限度並びにその他のきく科野菜、日本なし及び西洋なしに残留するメプロニルの量の限度に係る改正規定は、告示の日から起算して一年を経過した日から施行する。

○総務省告示第三百九十一号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第三号50の規定に基づき、平成二十二年総務省告示第三百七号（二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年十月二十九日

総務大臣　藤井比早之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
周波数帯	不要発射の強度の許容値	周波数帯	不要発射の強度の許容値
［略］	［略］	［同上］	［同上］
二二二MHzを超え二三〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が三・二マイクロワット以下の値。ただし、陸上移動局又は携帯局の送信装置にあっては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が一マイクロワット以下の値	二〇七・五MHzを超え二一五MHz以下	［同上］
二三〇MHzを超え一GHz以下	1　空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が五〇マイクロワット以下の値 2　空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値	二一五MHzを超え一GHz以下	［同上］
［略］	［略］	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に免許を受け、又は免許を申請している電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四条の四第二項第三号に規定する二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信（以下「二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信」という。）を行う無線局の無線設備の条件については、この告示による改正後の平成二十二年総務省告示第三百七号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この告示の施行の際現に受けている二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の無線設備に係る電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は同法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この告示の施行後においてもなお効力を有する。

4　この告示の施行の際現にされている二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例による。

5　前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の無線設備が受けた技術基準適合証明等は、この告示の施行後においても、なお効力を有する。

○総務省告示第三百九十二号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十一条の九の九の規定に基づき、令和五年総務省告示第三百二十二号（電波法第百三条の二第二項及び別表第八備考の規定により総務大臣が指定する周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年十月二十九日

総務大臣　藤井比早之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前			
電波法（昭和二十五年法律第百三十一号。以下「法」という。）第百三条の二第二項の規定により総務大臣が指定する周波数のうち、専ら広域開設無線局に使用させる周波数は、表１の左欄に掲げる区域に従い、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。また、法別表第八備考の規定により総務大臣が指定する周波数は、広域開設無線局以外の無線局が、法第二十六条第一項に規定する周波数割当計画に基づき当該周波数を使用する広域開設無線局と異なる無線通信の態様を行い、異なる無線局の目的を有し、又は異なる周波数の使用に関する条件に該当するものとして使用する周波数（以下表２において「共用させる周波数」という。）であって、表２の左欄に掲げる区域に従い、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。	［同左］			
表１	表１			
法別表第七上欄に掲げる区域 / 専ら広域開設無線局に使用させる周波数	［同左］ / ［同左］			
一の項に掲げる区域	715MHzを超え748MHz以下、770MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え915MHz以下、945MHzを超え960MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,710MHzを超え1,785MHz以下、1,805MHzを超え1,880MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,545MHzを超え2,575MHz以下、2,595MHzを超え2,650MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数	［同左］	［同左］	103.5MHzを超え108MHz以下、207.5MHz以上222MHz以下、715MHzを超え748MHz以下、770MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え915MHz以下、945MHzを超え960MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,710MHzを超え1,785MHz以下、1,805MHzを超え1,880MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,545MHzを超え2,575MHz以下、2,595MHzを超え2,650MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数

二の項に掲げる区域	715MHzを超え748MHz以下、770MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え915MHz以下、945MHzを超え960MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,710MHzを超え1,785MHz以下、1,805MHzを超え1,880MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,545MHzを超え2,575MHz以下、2,595MHzを超え2,650MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数	［同左］	99MHzを超え103.5MHz以下、207.5MHz以上222MHz以下、715MHzを超え748MHz以下、770MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え915MHz以下、945MHzを超え960MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,710MHzを超え1,785MHz以下、1,805MHzを超え1,880MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,545MHzを超え2,575MHz以下、2,595MHzを超え2,650MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数
三の項に掲げる区域	715MHzを超え748MHz以下、770MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、860MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え915MHz以下、945MHzを超え960MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,710MHzを超え1,785MHz以下、1,805MHzを超え1,880MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,545MHzを超え2,575MHz以下、2,595MHzを超え2,650MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数	［同左］	103.5MHzを超え108MHz以下、207.5MHz以上222MHz以下、715MHzを超え748MHz以下、770MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、860MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え915MHz以下、945MHzを超え960MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,710MHzを超え1,785MHz以下、1,805MHzを超え1,880MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,545MHzを超え2,575MHz以下、2,595MHzを超え2,650MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数
四の項に掲げる区域	715MHzを超え748MHz以下、770MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え915MHz以下、945MHzを超え960MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,710MHzを超え1,785MHz以下、1,805MHzを超え1,880MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,545MHzを超え2,575MHz以下、2,595MHzを超え2,650MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数	［同左］	103.5MHzを超え108MHz以下、207.5MHz以上222MHz以下、715MHzを超え748MHz以下、770MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え915MHz以下、945MHzを超え960MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,710MHzを超え1,785MHz以下、1,805MHzを超え1,880MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,545MHzを超え2,575MHz以下、2,595MHzを超え2,650MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数
五の項に掲げる区域	715MHzを超え748MHz以下、770MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え915MHz以下、945MHzを超え960MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,710MHzを超え1,785MHz以下、1,805MHzを超え1,880MHz以下、	［同左］	99MHzを超え103.5MHz以下、207.5MHz以上222MHz以下、715MHzを超え748MHz以下、770MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え915MHz以下、945MHzを超え960MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,710MHz

	1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,545MHzを超え2,575MHz以下、2,595MHzを超え2,650MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数
六の項に掲げる区域	715MHzを超え748MHz以下、770MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え915MHz以下、945MHzを超え960MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,710MHzを超え1,785MHz以下、1,805MHzを超え1,880MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,545MHzを超え2,575MHz以下、2,595MHzを超え2,650MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数
七の項に掲げる区域	715MHzを超え748MHz以下、770MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え915MHz以下、945MHzを超え960MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,710MHzを超え1,785MHz以下、1,805MHzを超え1,880MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,545MHzを超え2,575MHz以下、2,595MHzを超え2,650MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数
八の項に掲げる区域	715MHzを超え748MHz以下、770MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え915MHz以下、945MHzを超え960MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,710MHzを超え1,785MHz以下、1,805MHzを超え1,880MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,545MHzを超え2,575MHz以下、2,595MHzを超え2,650MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数

	を超え1,785MHz以下、1,805MHzを超え1,880MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,545MHzを超え2,575MHz以下、2,595MHzを超え2,650MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数
［同左］	99MHzを超え103.5MHz以下、207.5MHz以上222MHz以下、715MHzを超え748MHz以下、770MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え915MHz以下、945MHzを超え960MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,710MHzを超え1,785MHz以下、1,805MHzを超え1,880MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,545MHzを超え2,575MHz以下、2,595MHzを超え2,650MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数
［同左］	103.5MHzを超え108MHz以下、207.5MHz以上222MHz以下、715MHzを超え748MHz以下、770MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え915MHz以下、945MHzを超え960MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,710MHzを超え1,785MHz以下、1,805MHzを超え1,880MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,545MHzを超え2,575MHz以下、2,595MHzを超え2,650MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数
［同左］	99MHzを超え103.5MHz以下、207.5MHz以上222MHz以下、715MHzを超え748MHz以下、770MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え915MHz以下、945MHzを超え960MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,710MHzを超え1,785MHz以下、1,805MHzを超え1,880MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,545MHzを超え2,575MHz以下、2,595MHzを超え2,650MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数

九の項に掲げる区域	715MHzを超え748MHz以下、770MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え915MHz以下、945MHzを超え960MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,710MHzを超え1,785MHz以下、1,805MHzを超え1,880MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,026MHzを超え2,026.1MHz以下（注）、2,036MHzを超え2,040MHz以下（注）、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,206MHzを超え2,210MHz以下（注）、2,216MHzを超え2,220MHz以下（注）、2,226MHzを超え2,230MHz以下（注）、2,545MHzを超え2,575MHz以下、2,595MHzを超え2,650MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数
十の項に掲げる区域	715MHzを超え748MHz以下、770MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え915MHz以下、945MHzを超え960MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,710MHzを超え1,785MHz以下、1,805MHzを超え1,880MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,026MHzを超え2,026.1MHz以下（注）、2,036MHzを超え2,040MHz以下（注）、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,206MHzを超え2,210MHz以下（注）、2,216MHzを超え2,220MHz以下（注）、2,226MHzを超え2,230MHz以下（注）、2,545MHzを超え2,575MHz以下、2,595MHzを超え2,650MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数
十一の項に掲げる区域	715MHzを超え748MHz以下、770MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え915MHz以下、945MHzを超え960MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,710MHzを超え1,785MHz以下、1,805MHzを超え1,880MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,545MHzを超え2,575MHz以下、2,595MHzを超え2,650MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数
［略］	［略］

注　［略］

［表２　略］

［同左］	99MHzを超え103.5MHz以下、207.5MHz以上222MHz以下、715MHzを超え748MHz以下、770MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え915MHz以下、945MHzを超え960MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,710MHzを超え1,785MHz以下、1,805MHzを超え1,880MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,026MHzを超え2,026.1MHz以下（注）、2,036MHzを超え2,040MHz以下（注）、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,206MHzを超え2,210MHz以下（注）、2,216MHzを超え2,220MHz以下（注）、2,226MHzを超え2,230MHz以下（注）、2,545MHzを超え2,575MHz以下、2,595MHzを超え2,650MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数
［同左］	103.5MHzを超え108MHz以下、207.5MHz以上222MHz以下、715MHzを超え748MHz以下、770MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え915MHz以下、945MHzを超え960MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,710MHzを超え1,785MHz以下、1,805MHzを超え1,880MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,026MHzを超え2,026.1MHz以下（注）、2,036MHzを超え2,040MHz以下（注）、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,206MHzを超え2,210MHz以下（注）、2,216MHzを超え2,220MHz以下（注）、2,226MHzを超え2,230MHz以下（注）、2,545MHzを超え2,575MHz以下、2,595MHzを超え2,650MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数
［同左］	103.5MHzを超え108MHz以下、207.5MHz以上222MHz以下、715MHzを超え748MHz以下、770MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え915MHz以下、945MHzを超え960MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,710MHzを超え1,785MHz以下、1,805MHzを超え1,880MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,545MHzを超え2,575MHz以下、2,595MHzを超え2,650MHz以下及び4,500MHzを超え4,600MHz以下の周波数
［同左］	［同左］

注　［同左］

［表２　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

その他告示

○財務省告示第二百九十四号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和八年十月二十九日

財務大臣　片山さつき

（別表）

国　債　の　名　称	記　号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・３年）	第161回	69,600,000円	69,550,100円
〃	第162回	92,700,000円	92,559,656円
〃	第163回	49,600,000円	49,580,252円
〃	第164回	67,340,000円	67,313,190円
〃	第165回	126,610,000円	126,559,568円
〃	第166回	197,100,000円	196,848,736円
〃	第167回	276,060,000円	275,664,092円
〃	第168回	348,150,000円	347,345,522円
〃	第169回	782,960,000円	780,464,492円
〃	第170回	780,200,000円	777,837,568円
〃	第171回	450,200,000円	449,195,622円
〃	第172回	923,220,000円	920,424,494円
〃	第173回	760,100,000円	758,040,764円
〃	第174回	1,641,470,000円	1,635,060,906円
〃	第175回	1,669,920,000円	1,661,936,138円
〃	第176回	1,144,270,000円	1,138,616,886円
〃	第177回	1,331,490,000円	1,323,640,403円
〃	第178回	1,899,080,000円	1,885,914,631円
〃	第179回	2,156,740,000円	2,143,335,130円
〃	第180回	1,138,150,000円	1,132,180,830円
〃	第181回	1,391,920,000円	1,383,157,893円
〃	第182回	1,338,200,000円	1,330,095,878円
〃	第183回	3,015,110,000円	2,996,181,935円
〃	第186回	11,200,000円	11,123,829円
〃	第188回	3,000,000円	2,978,884円
〃	第189回	23,000,000円	22,859,539円
〃	第191回	1,200,000円	1,193,100円
〃	第195回	90,490,000円	90,477,282円
個人向け利付国庫債券（固定・５年）	第127回	80,410,000円	80,377,976円
〃	第128回	66,750,000円	66,723,416円
〃	第129回	243,380,000円	243,283,058円
〃	第130回	148,220,000円	148,160,970円
〃	第131回	105,350,000円	105,308,036円
〃	第132回	99,650,000円	99,610,314円
〃	第133回	86,650,000円	86,615,496円
〃	第134回	157,550,000円	157,487,256円
〃	第135回	142,050,000円	141,993,418円
〃	第136回	145,720,000円	145,661,966円
〃	第137回	194,650,000円	194,572,468円
〃	第138回	77,010,000円	76,979,336円
〃	第139回	122,960,000円	122,911,032円
〃	第140回	61,810,000円	61,785,388円
〃	第141回	270,520,000円	270,369,174円
〃	第142回	1,105,240,000円	1,103,654,850円
〃	第143回	666,810,000円	666,013,080円
〃	第144回	660,000,000円	659,053,458円
〃	第145回	692,640,000円	691,867,432円
〃	第146回	552,600,000円	552,203,768円
〃	第147回	303,830,000円	303,684,776円
〃	第148回	159,400,000円	159,336,518円
〃	第149回	964,040,000円	962,964,674円
〃	第150回	542,560,000円	541,652,172円

〃	第151回	1,333,540,000円	1,330,033,438円
〃	第152回	1,635,050,000円	1,629,578,088円
〃	第153回	1,079,140,000円	1,076,990,324円
〃	第154回	771,050,000円	769,944,170円
〃	第155回	997,730,000円	995,742,486円
〃	第156回	641,510,000円	639,823,172円
〃	第157回	1,373,070,000円	1,369,131,304円
〃	第158回	2,164,440,000円	2,156,678,926円
〃	第159回	2,528,490,000円	2,516,602,740円
〃	第160回	4,139,780,000円	4,119,657,842円
〃	第161回	1,140,160,000円	1,136,616,858円
〃	第162回	1,877,500,000円	1,869,870,274円
〃	第163回	1,480,300,000円	1,474,874,142円
〃	第164回	2,501,060,000円	2,489,102,458円
〃	第165回	4,556,570,000円	4,530,790,960円
〃	第166回	3,319,080,000円	3,298,715,382円
〃	第167回	5,140,090,000円	5,103,659,331円
〃	第168回	6,025,400,000円	5,975,946,738円
〃	第169回	8,097,710,000円	8,036,410,119円
〃	第170回	3,841,530,000円	3,816,192,835円
〃	第171回	10,936,990,000円	10,849,839,198円
〃	第172回	7,166,690,000円	7,111,867,076円
〃	第173回	15,514,350,000円	15,394,762,373円
〃	第174回	10,230,000円	10,132,537円
〃	第176回	30,000,000円	29,772,019円
〃	第177回	17,000,000円	16,860,446円
〃	第178回	29,000,000円	28,769,207円
〃	第179回	26,100,000円	25,911,031円
〃	第180回	18,500,000円	18,372,390円
〃	第181回	17,000,000円	16,900,496円
〃	第183回	10,600,000円	10,557,838円
〃	第184回	15,000,000円	14,977,830円
〃	第185回	86,500,000円	86,485,355円
個人向け利付国庫債券（変動・10年）	第79回	57,040,000円	56,583,220円
〃	第80回	16,600,000円	16,471,698円
〃	第81回	161,250,000円	159,817,340円
〃	第82回	164,030,000円	162,494,217円
〃	第83回	376,970,000円	373,679,571円
〃	第84回	53,320,000円	52,899,387円
〃	第85回	63,410,000円	62,902,211円
〃	第86回	68,640,000円	68,109,463円
〃	第87回	101,910,000円	101,004,558円
〃	第88回	117,640,000円	116,538,560円
〃	第89回	40,760,000円	40,366,022円
〃	第90回	169,060,000円	167,726,340円
〃	第91回	113,040,000円	112,134,766円
〃	第92回	181,510,000円	180,107,047円
〃	第93回	158,940,000円	157,527,863円
〃	第94回	125,330,000円	124,156,564円
〃	第95回	81,540,000円	80,759,680円
〃	第96回	138,870,000円	137,774,510円
〃	第97回	267,330,000円	265,189,165円
〃	第98回	247,030,000円	245,120,624円
〃	第99回	362,690,000円	359,467,579円
〃	第100回	117,660,000円	116,558,381円
〃	第101回	226,490,000円	224,355,705円
〃	第102回	188,220,000円	186,735,195円
〃	第103回	283,900,000円	281,626,495円

〃	第104回	132,580,000円	131,555,260円
〃	第105回	160,190,000円	158,766,756円
〃	第106回	303,480,000円	300,638,556円
〃	第107回	582,130,000円	576,872,771円
〃	第108回	346,350,000円	343,617,746円
〃	第109回	249,470,000円	247,472,190円
〃	第110回	279,300,000円	277,141,204円
〃	第111回	310,220,000円	307,463,764円
〃	第112回	365,190,000円	361,770,768円
〃	第113回	333,780,000円	330,717,537円
〃	第114回	301,290,000円	298,913,207円
〃	第115回	348,310,000円	345,520,663円
〃	第116回	530,000,000円	525,903,434円
〃	第117回	763,250,000円	756,468,669円
〃	第118回	418,270,000円	414,353,786円
〃	第119回	402,720,000円	399,301,925円
〃	第120回	834,440,000円	827,857,304円
〃	第121回	27,660,000円	27,438,497円
〃	第122回	29,520,000円	29,291,836円
〃	第123回	44,010,000円	43,618,988円
〃	第124回	46,210,000円	45,777,355円
〃	第125回	87,710,000円	86,888,812円
〃	第126回	474,530,000円	470,786,560円
〃	第127回	227,790,000円	225,965,820円
〃	第128回	270,040,000円	267,952,774円
〃	第129回	250,170,000円	247,947,311円
〃	第130回	160,640,000円	159,135,959円
〃	第131回	245,100,000円	242,859,793円
〃	第132回	451,080,000円	447,521,563円
〃	第133回	387,280,000円	384,178,598円
〃	第134回	240,470,000円	238,611,333円
〃	第135回	163,300,000円	161,849,127円
〃	第136回	456,880,000円	452,602,283円
〃	第137回	340,740,000円	337,654,732円
〃	第138回	246,540,000円	244,595,125円
〃	第139回	222,510,000円	220,728,097円
〃	第140回	452,020,000円	448,526,177円
〃	第141回	507,440,000円	502,931,495円
〃	第142回	713,660,000円	706,978,064円
〃	第143回	750,240,000円	743,734,576円
〃	第144回	1,159,540,000円	1,150,392,677円
〃	第145回	790,030,000円	783,703,268円
〃	第146回	608,050,000円	603,350,187円
〃	第147回	962,660,000円	954,106,955円
〃	第148回	1,215,480,000円	1,204,099,576円
〃	第149回	1,064,210,000円	1,054,429,211円
〃	第150回	857,440,000円	850,675,895円
〃	第151回	637,400,000円	632,295,581円
〃	第152回	435,100,000円	431,736,978円
〃	第153回	416,920,000円	413,215,780円
〃	第154回	1,221,470,000円	1,210,033,497円
〃	第155回	992,470,000円	983,581,898円
〃	第156回	1,391,030,000円	1,380,056,525円
〃	第157回	577,980,000円	573,351,427円
〃	第158回	476,740,000円	473,055,141円
〃	第159回	749,090,000円	742,434,492円
〃	第160回	506,570,000円	501,827,068円
〃	第161回	1,070,630,000円	1,060,925,984円
〃	第162回	1,003,350,000円	995,434,868円

〃	第163回	878,690,000円	871,653,268円
〃	第164回	862,150,000円	855,486,163円
〃	第165回	1,217,920,000円	1,207,099,016円
〃	第166回	671,300,000円	665,014,727円
〃	第167回	885,010,000円	876,798,246円
〃	第168回	725,640,000円	719,915,658円
〃	第169回	918,460,000円	911,104,807円
〃	第170回	955,930,000円	948,541,313円
〃	第171回	1,335,350,000円	1,323,485,679円
〃	第172回	1,064,450,000円	1,054,483,687円
〃	第173回	833,460,000円	825,831,227円
〃	第174回	820,520,000円	814,047,170円
〃	第175回	481,940,000円	478,080,551円
〃	第176回	410,650,000円	407,475,976円
〃	第177回	768,260,000円	761,434,192円
〃	第178回	496,010,000円	491,365,945円
〃	第179回	1,117,690,000円	1,107,215,008円
〃	第180回	715,180,000円	709,538,177円
〃	第181回	1,078,540,000円	1,069,902,811円
〃	第182回	508,130,000円	504,211,882円
〃	第183回	1,110,490,000円	1,100,623,533円
〃	第184回	425,910,000円	421,922,306円
〃	第185回	1,445,080,000円	1,431,004,749円
〃	第187回	5,000,000円	4,953,454円
〃	第188回	62,000,000円	61,417,427円
〃	第191回	1,000,000円	993,419円
〃	第194回	15,250,000円	15,188,371円
〃	第196回	5,000,000円	4,994,329円
〃	第197回	93,440,000円	93,425,640円
合　　計		171,334,340,000円	170,191,909,050円

○農林水産省告示第千六百三十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和八年二月三日に消滅したものとみなされる。

令和八年十月二十九日

農林水産大臣　武部　新

1　登録番号　第29543号
2　登録年月日　令和５年１月31日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　IPK181614
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Interplant Roses B.V.
Hugo de Vriesweg 4 A, 3481JA Harmelen, The Netherlands

○農林水産省告示第千六百三十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和八年二月五日に消滅したものとみなされる。

令和八年十月二十九日

農林水産大臣　武部　新

1　登録番号　第20268号
2　登録年月日　平成23年２月４日
3　農林水産植物の種類
Oncidium Group
4　登録品種の名称　メイフェアートリニティ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社東京オーキッドナーセリー
東京都世田谷区船橋６丁目23番地24号

1　登録番号　第23810号
2　登録年月日　平成27年２月４日
3　農林水産植物の種類
Abelia R. Br.
4　登録品種の名称　マルガリータ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Southern Plant Group, LLC
60　Cliffside Crossing, Atlanta, Georgia 30350, USA

1　登録番号　第23824号
2　登録年月日　平成27年２月４日
3　農林水産植物の種類
Lantana L.
4　登録品種の名称　BAN WHIT
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Syngenta Crop Protection AG
Schwarzwaldallee 215, 4058 Basel, Switzerland

○農林水産省告示第千六百三十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和八年二月七日に消滅したものとみなされる。

令和八年十月二十九日

農林水産大臣　武部　新

1　登録番号　第17312号
2　登録年月日　平成21年２月６日
3　農林水産植物の種類
Hordeum L.
4　登録品種の名称　シルキースノウ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
長野県
長野県長野市大字南長野字幅下692―２

○農林水産省告示第千六百三十四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和八年二月十日に消滅したものとみなされる。

令和八年十月二十九日

農林水産大臣　武部　新

1　登録番号　第25596号
2　登録年月日　平成29年２月８日
3　農林水産植物の種類
Allium fistulosum L.
4　登録品種の名称　東京小町
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
公益財団法人東京都農林水産振興財団
東京都立川市富士見町３丁目８番１号

1　登録番号　第25630号
2　登録年月日　平成29年２月８日
3　農林水産植物の種類
Oryza sativa L.
4　登録品種の名称　なつさかり
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
田中利男
福井県坂井市坂井町福島41―54

1　登録番号　第28929号
2　登録年月日　令和４年２月７日
3　農林水産植物の種類
Cymbidium Sw.
4　登録品種の名称　月と太陽
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社バイオ・ユー
香川県善通寺市櫛梨町594番地

1　登録番号　第28931号
2　登録年月日　令和４年２月７日
3　農林水産植物の種類
Cymbidium Sw.
4　登録品種の名称　桃源美人
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社向山蘭園
山梨県甲州市塩山熊野274番地

1　登録番号　第28959号
2　登録年月日　令和４年２月７日
3　農林水産植物の種類
Solanum tuberosum L.
4　登録品種の名称　しまクイーン
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
鹿児島県
鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番１号

1　登録番号　第28966号
2　登録年月日　令和４年２月７日
3　農林水産植物の種類
Verbena L.
4　登録品種の名称　Sunaya Yonihani
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第28967号
2　登録年月日　令和４年２月７日
3　農林水産植物の種類
Verbena L.
4　登録品種の名称　Sunaya Minakui
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

○農林水産省告示第千六百三十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和八年二月十一日に消滅したものとみなされる。

令和八年十月二十九日

農林水産大臣　武部　新

1　登録番号　第18882号
2　登録年月日　平成22年２月10日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　MPD2
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
NuFlora International Pty Ltd
63 Wills Road, Macquarie Fields, NSW 2564, Australia

1　登録番号　第18893号
2　登録年月日　平成22年２月10日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　MEIGIDEON
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
京成バラ園芸株式会社
千葉県八千代市大和田新田755番地

1　登録番号　第18894号
2　登録年月日　平成22年２月10日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　KEIFUMOKA
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
京成バラ園芸株式会社
千葉県八千代市大和田新田755番地

1　登録番号　第18896号
2　登録年月日　平成22年２月10日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　KEISHISUTOKI
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
京成バラ園芸株式会社
千葉県八千代市大和田新田755番地

○農林水産省告示第千六百三十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和八年二月十三日に消滅したものとみなされる。

令和八年十月二十九日

農林水産大臣　武部　新

1　登録番号　第22972号
2　登録年月日　平成26年２月12日
3　農林水産植物の種類
Abelia R. Br.
4　登録品種の名称　Keiser
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Spring Meadow Nursery, Inc.
12601 120th Ave. Grand Haven, Michigan, 49417, USA

1　登録番号　第22973号
2　登録年月日　平成26年２月12日
3　農林水産植物の種類
Gentiana L.
4　登録品種の名称　都錦
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
ティー・エス・メリクロン株式会社
山梨県北杜市小淵沢町8098

1　登録番号　第22976号
2　登録年月日　平成26年２月12日
3　農林水産植物の種類
Gentiana L.
4　登録品種の名称　ソレイユ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
髙橋俊一
岩手県花巻市石鳥谷町北寺林第３地割22番地

1　登録番号　第27233号
2　登録年月日　平成31年２月12日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　セイリポルホワイト
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第27242号
2　登録年月日　平成31年２月12日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　精の白虹
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第27243号
2　登録年月日　平成31年２月12日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　精の曙光
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

○農林水産省告示第千六百三十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和八年二月十四日に消滅したものとみなされる。

令和八年十月二十九日

農林水産大臣　武部　新

1　登録番号　第30053号
2　登録年月日　令和６年２月13日
3　農林水産植物の種類
Dahlia Cav.
4　登録品種の名称　風泉
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社華金圃
奈良県御所市佐田175

○農林水産省告示第千六百三十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和八年二月十七日に消滅したものとみなされる。

令和八年十月二十九日

農林水産大臣　武部　新

1　登録番号　第20355号
2　登録年月日　平成23年２月15日
3　農林水産植物の種類
Pelargonium grandiflorum (Andrews) Willd.
4　登録品種の名称　CAMBI
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Elsner pac Jungpflanzen GbR
Kipsdorfer Str. 146, 01279 Dresden, Germany

1　登録番号　第27296号
2　登録年月日　平成31年２月14日
3　農林水産植物の種類
Salvia L.
4　登録品種の名称　TL758
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
タキイ種苗株式会社
京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地

1　登録番号　第27297号
2　登録年月日　平成31年２月14日
3　農林水産植物の種類
Salvia L.
4　登録品種の名称　TL831
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
タキイ種苗株式会社
京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地

1　登録番号　第27298号
2　登録年月日　平成31年２月14日
3　農林水産植物の種類
Salvia L.
4　登録品種の名称　TL832
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
タキイ種苗株式会社
京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地

1　登録番号　第27300号
2　登録年月日　平成31年２月14日
3　農林水産植物の種類
Salvia L.
4　登録品種の名称　TL834
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
タキイ種苗株式会社
京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地

1　登録番号　第27301号
2　登録年月日　平成31年２月14日
3　農林水産植物の種類
Salvia L.
4　登録品種の名称　TL835
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
タキイ種苗株式会社
京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地

○農林水産省告示第千六百三十九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和八年二月二十五日に消滅したものとみなされる。

令和八年十月二十九日

農林水産大臣　武部　新

1　登録番号　第19076号
2　登録年月日　平成22年２月19日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　KORYLAL
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
W. Kordes' Sohne Rosenschulen GmbH & Co KG
Rosenstr. 54, D-25365 Klein Offenseth-Sparrieshoop, Germany

○農林水産省告示第千六百四十号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和八年二月二十一日に消滅したものとみなされる。

令和八年十月二十九日

農林水産大臣　武部　新

1　登録番号　第11054号
2　登録年月日　平成15年２月20日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　ケイハヨコキ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
京成バラ園芸株式会社
千葉県八千代市大和田新田755番地

○農林水産省告示第千六百四十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和八年二月二十五日に消滅したものとみなされる。

令和八年十月二十九日

農林水産大臣　武部　新

1　登録番号　第16119号
2　登録年月日　平成20年２月22日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　ケイフニコア
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
京成バラ園芸株式会社
千葉県八千代市大和田新田755番地

1　登録番号　第16121号
2　登録年月日　平成20年２月22日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　ケイフワオ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
京成バラ園芸株式会社
千葉県八千代市大和田新田755番地

1　登録番号　第17352号
2　登録年月日　平成21年２月24日
3　農林水産植物の種類
Campanula L.
4　登録品種の名称　ヨシコナマス
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号

1　登録番号　第24698号
2　登録年月日　平成28年２月22日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　セイアデラ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第24707号
2　登録年月日　平成28年２月22日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　FICHRYPI
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Dummen Group B.V.
Oudecampsweg 35C, 2678NN De Lier, The Netherlands

1　登録番号　第24709号
2　登録年月日　平成28年２月22日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　FICHRYWHI
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Dummen Group B.V.
Oudecampsweg 35C, 2678NN De Lier, The Netherlands

1　登録番号　第25645号
2　登録年月日　平成29年２月22日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　南国の都
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
中村晃三
静岡県浜松市西区和地町240

1　登録番号　第25661号
2　登録年月日　平成29年２月22日
3　農林水産植物の種類
Gentiana L.
4　登録品種の名称　プリリン
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社Ｔ＆Ｇバイオナーサリー
岩手県花巻市石鳥谷町北寺林３―22

1　登録番号　第25674号
2　登録年月日　平成29年２月22日
3　農林水産植物の種類
Malus Mill.
4　登録品種の名称　RYOKU AP-8
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
ニッポン緑産株式会社
長野県松本市大字今井2534番地

1　登録番号　第25675号
2　登録年月日　平成29年２月22日
3　農林水産植物の種類
Malus Mill.
4　登録品種の名称　RYOKU AP−9
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
ニッポン緑産株式会社
長野県松本市大字今井2534番地

1　登録番号　第25676号
2　登録年月日　平成29年２月22日
3　農林水産植物の種類
Malus Mill.
4　登録品種の名称　RYOKU AP−10
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
ニッポン緑産株式会社
長野県松本市大字今井2534番地

1　登録番号　第25678号
2　登録年月日　平成29年２月22日
3　農林水産植物の種類
Malus Mill.
4　登録品種の名称　RYOKU AP−12
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
ニッポン緑産株式会社
長野県松本市大字今井2534番地

1　登録番号　第25690号
2　登録年月日　平成29年２月22日
3　農林水産植物の種類
Pleurotus eryngii (Dcex Fr.) Quel.
4　登録品種の名称　チクマッシュE−40
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社千曲化成
長野県千曲市大字内川1101番地
アサヒサプライ株式会社
東京都港区虎ノ門５丁目11―15虎ノ門ＫＴビル２Ｆ

1　登録番号　第25713号
2　登録年月日　平成29年２月24日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　七海
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
山田周一
岐阜県高山市三福寺町1515番地

1　登録番号　第25725号
2　登録年月日　平成29年２月24日
3　農林水産植物の種類
Pelargonium peltatum (L.) L'Her.
4　登録品種の名称　Florpeltlav
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Toscana Breeding B.V.
Langeweg 79, 3342LD Hendrik Ido Ambacht, The Netherlands

1　登録番号　第25726号
2　登録年月日　平成29年２月24日
3　農林水産植物の種類
Pelargonium peltatum (L.) L'Her.
4　登録品種の名称　フリンジェ　フィオーレローザ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
木村亮祐
愛知県あま市乙之子屋敷54
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
千葉県千葉市稲毛区穴川四丁目９番１号

1　登録番号　第25750号
2　登録年月日　平成29年２月24日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　MEIGRYOUP
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
京成バラ園芸株式会社
千葉県八千代市大和田新田755番地

1　登録番号　第27790号
2　登録年月日　令和２年２月21日
3　農林水産植物の種類
Dahlia Cav.
4　登録品種の名称　DO−9−4
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Hem Genetics Research B.V.
Hemmerbuurt 98, 1607CL Hem, The Netherlands

1　登録番号　第27800号
2　登録年月日　令和２年２月21日
3　農林水産植物の種類
Matthiola incana (L.) R. Br.
4　登録品種の名称　M　シャンテ　アーリーホワイト
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ムラカミシード
茨城県笠間市大田町341番地

1　登録番号　第27801号
2　登録年月日　令和２年２月21日
3　農林水産植物の種類
Matthiola incana (L.) R. Br.
4　登録品種の名称　M　シャンテ　アーリーアプリコット
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ムラカミシード
茨城県笠間市大田町341番地

1　登録番号　第27802号
2　登録年月日　令和２年２月21日
3　農林水産植物の種類
Matthiola incana (L.) R. Br.
4　登録品種の名称　M　シャンテ　トールレッド
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ムラカミシード
茨城県笠間市大田町341番地

1　登録番号　第27803号
2　登録年月日　令和２年２月21日
3　農林水産植物の種類
Matthiola incana (L.) R. Br.
4　登録品種の名称　M　シャンテ　トールライトピンク
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ムラカミシード
茨城県笠間市大田町341番地

1　登録番号　第27804号
2　登録年月日　令和２年２月21日
3　農林水産植物の種類
Matthiola incana (L.) R. Br.
4　登録品種の名称　早川　パステル　スプレー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
早川大輔
千葉県南房総市白浜町滝口5259

1　登録番号　第27817号
2　登録年月日　令和２年２月21日
3　農林水産植物の種類
Tulipa L.
4　登録品種の名称　ピンクダイヤモンド　エボリューション
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
水澤勝栄
新潟県胎内市北成田1720

○農林水産省告示第千六百四十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和八年二月二十八日に消滅したものとみなされる。

令和八年十月二十九日

農林水産大臣　武部　新

1　登録番号　第13635号
2　登録年月日　平成18年２月27日
3　農林水産植物の種類
Oryza sativa L.
4　登録品種の名称　みつひかり3001
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
三井化学クロップ＆ライフソリューション株式会社
東京都中央区日本橋一丁目19番１号

1　登録番号　第13721号
2　登録年月日　平成18年２月27日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　ルイズ0073
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
デ　ルイターズ　ニュー　ローゼン社
オランダ王国　1424ＰＬ　デ　クワケル　ドワースウェッヒ　15

1　登録番号　第13829号
2　登録年月日　平成18年２月27日
3　農林水産植物の種類
Cymbidium Sw.
4　登録品種の名称　カイラビングファンタジーモアジュテーム
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社向山蘭園
山梨県甲州市塩山熊野274番地

1　登録番号　第27328号
2　登録年月日　平成31年２月27日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　DLFCHAG6
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Deliflor Royalties B.V.
Korte Kruisweg 163, 2676BS, Maasdijk, The Netherlands

1　登録番号　第30078号
2　登録年月日　令和６年２月27日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　KORCUT0446
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
W. Kordes' Soehne Rosenschulen GmbH & Co KG
25365 Klein Offenseth-Sparrieshoop, Rosenstrasse 54, Germany

1　登録番号　第30081号
2　登録年月日　令和６年２月27日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　INTERHOHOOT
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Interplant Roses B.V.
Hugo de Vriesweg 4 A, 3481JA Harmelen, The Netherlands

1　登録番号　第30082号
2　登録年月日　令和６年２月27日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　INTERELEWAL
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Interplant Roses B.V.
Hugo de Vriesweg 4 A, 3481JA Harmelen, The Netherlands

1　登録番号　第30089号
2　登録年月日　令和６年２月27日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　RSTQ-001
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ROSETIQUE JAPAN
東京都世田谷区等々力八丁目12番３号等々力プチメゾン２－Ｂ

1　登録番号　第30090号
2　登録年月日　令和６年２月27日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　RSTQ―002
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ROSETIQUE JAPAN
東京都世田谷区等々力八丁目12番３号等々力プチメゾン２－Ｂ

1　登録番号　第30091号
2　登録年月日　令和６年２月27日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　MISAKIAmour
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ROSETIQUE JAPAN
東京都世田谷区等々力八丁目12番３号等々力プチメゾン２－Ｂ

1　登録番号　第30092号
2　登録年月日　令和６年２月27日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　YURIKAAmour
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ROSETIQUE JAPAN
東京都世田谷区等々力八丁目12番３号等々力プチメゾン２－Ｂ

1　登録番号　第30093号
2　登録年月日　令和６年２月27日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　RUICN0002A
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
De Ruiter Intellectual Property B.V.
Meerlandenweg 55, 1187ZR Amstelveen, The Netherlands

○農林水産省告示第千六百四十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年十月二十九日　　農林水産大臣　武部　新

1(1)　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	育成者権の存続期間	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	出願公表の年月日
第31952号 令和８年10月29日	Ficus benjamina L.	あつみみなみ	40	青山建史 愛知県田原市和地町新切93―１	令和元年11月19日
第31953号 令和８年10月29日	Hydrangea L.	ゆっこ	〃	鈴木吉洋 愛知県田原市赤羽根町堂瀬古60番地	令和３年６月15日
第31954号 令和８年10月29日	〃	ナガ　5	〃	有限会社厚目内農園 青森県黒石市浅瀬石字村元159―２	令和４年９月28日
第31955号 令和８年10月29日	〃	USHYD1604	〃	WinGen, L.L.C. 6834 Old Lockhart Hwy, Mustang Ridge, Texas 78610, USA	令和４年３月14日
第31956号 令和８年10月29日	〃	SchrollA25	〃	Schroll Management ApS Benzons Alle 2, Dalum, 5250 Odense SV, Denmark	〃
第31957号 令和８年10月29日	〃	SchrollA27	〃	〃	〃
第31958号 令和８年10月29日	〃	月虹（げっこう）	〃	久留米花卉園芸農業協同組合 福岡県久留米市山本町豊田1485―１	令和４年６月７日
第31959号 令和８年10月29日	〃	羽衣天女（はごろもてんによ）	〃	福田浩一 神奈川県横浜市保土ケ谷区仏向町1450	令和４年５月13日

第31960号 令和８年10月29日	〃	Hokomachoko	〃	Kolster Holding B.V. Rijneveld 122A, 2771XR Boskoop, The Netherlands Horteve Breeding B.V. Zuid-Afrikaweg 1A, 1432DA Aalsmeer, The Netherlands	令和４年７月４日
第31961号 令和８年10月29日	〃	スズキ一ゼロゴ	〃	鈴木吉洋 愛知県田原市赤羽根町堂瀬古60番地	令和４年６月20日
第31962号 令和８年10月29日	〃	HORE1644	〃	Kwekerij Lendert de Vos B.V. Gouwedreef 1, 2811PX Reeuwijk, The Netherlands	令和４年７月26日
第31963号 令和８年10月29日	〃	SMNHSDD	〃	Spring Meadow Nursery, Inc. 12601 120th Ave. Grand Haven, Michigan, 49417, USA	〃
第31964号 令和８年10月29日	〃	星（ほし）なでしこ	〃	仁木周平 群馬県桐生市黒保根町下田沢3453―４	令和４年８月４日
第31965号 令和８年10月29日	〃	KD10	〃	ピムマ　ティアムチャイ 群馬県みどり市大間々町高津戸541番地10	令和４年10月13日
第31966号 令和８年10月29日	〃	KD９	〃	〃	〃
第31967号 令和８年10月29日	〃	ミルフィオリ	〃	塩原卓哉 埼玉県本庄市下野堂２丁目４番２号	令和４年８月４日
第31968号 令和８年10月29日	〃	STB1601SM	〃	〃	〃
第31969号 令和８年10月29日	〃	月影（げつえい）	〃	久留米花卉園芸農業協同組合 福岡県久留米市山本町豊田1485―１	令和５年２月９日
第31970号 令和８年10月29日	〃	恋の魔法（こいまほう）	〃	田中伸介 三重県四日市市水沢野田町849―２	令和４年９月29日
第31971号 令和８年10月29日	〃	風花雪月（ふうかせつげつ）	〃	〃	令和４年10月13日
第31972号 令和８年10月29日	〃	KBH06	〃	未来アグリス株式会社 愛知県長久手市山越606番地 久保田哲也 群馬県伊勢崎市国定町１―141―42	令和４年９月29日
第31973号 令和８年10月29日	〃	CMT 010	〃	島根県 島根県松江市殿町１番地	令和４年12月22日
第31974号 令和８年10月29日	〃	FRCK 003 S 9	〃	〃	〃
第31975号 令和８年10月29日	〃	FRCK 003 S 123	〃	〃	〃
第31976号 令和８年10月29日	〃	BAILMACSIX	〃	Bailey Nurseries, Inc. 1325 Bailey Road Newport, Minnesota, USA	令和５年２月21日
第31977号 令和８年10月29日	〃	栃木（とちぎ）a10号（ごう）	〃	栃木県 栃木県宇都宮市塙田１丁目１番20号	令和５年３月20日
第31978号 令和８年10月29日	〃	栃木（とちぎ）a11号（ごう）	〃	〃	〃
第31979号 令和８年10月29日	〃	栃木（とちぎ）a12号（ごう）	〃	〃	〃
第31980号 令和８年10月29日	〃	加茂（かも）セレ　響（ひびき）	〃	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号	令和５年６月８日

第31981号 令和８年10月29日	〃	ひな祭（まつり）　ルナ	〃	〃	〃
第31982号 令和８年10月29日	〃	WNHYDFBWMH	〃	WinGen, L.L.C. 6834 Old Lockhart Hwy, Mustang Ridge, Texas 78610, USA	令和５年４月19日
第31983号 令和８年10月29日	Lactuca sativa L.	ICE JAZZ	35	Syngenta Crop Protection AG Rosentalstrasse 67, 4058 Basel, Switzerland	令和４年７月26日
第31984号 令和８年10月29日	〃	ICE MUSIC	〃	〃	〃
第31985号 令和８年10月29日	〃	HIKARIO	〃	〃	〃
第31986号 令和８年10月29日	〃	ICE PARTY	〃	〃	〃
第31987号 令和８年10月29日	〃	BEMOLE	〃	〃	〃
第31988号 令和８年10月29日	〃	KROMIO	〃	〃	〃
第31989号 令和８年10月29日	〃	UC−101	〃	横浜植木株式会社 神奈川県横浜市南区唐沢15番地	〃
第31990号 令和８年10月29日	〃	UC−401	〃	〃	〃
第31991号 令和８年10月29日	〃	Krystion	〃	Rijk Zwaan Zaadteelt en Zaadhandel B.V. Burgemeester Crezeelaan 40, 2678KX De Lier, The Netherlands	令和４年９月８日
第31992号 令和８年10月29日	〃	SAKLET021	〃	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号	令和５年７月19日

⑵　登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、農林水産省輸出・国際局知的財産課において縦覧に供するとともに、農林水産省のウェブサイトに公表する。）

２　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第31958号 令和８年10月29日	Hydrangea L.	月虹（げっこう）	久留米花卉園芸農業協同組合 福岡県久留米市山本町豊田1485―１	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。
第31959号 令和８年10月29日	〃	羽衣天女（はごろもてんによ）	福田浩一 神奈川県横浜市保土ケ谷区仏向町1450	〃	〃
第31962号 令和８年10月29日	〃	HORE1644	Kwekerij Lendert de Vos B.V. Gouwedreef 1, 2811PX Reeuwijk, The Netherlands	〃	〃

第31967号 令和８年10月29日	〃	ミルフィオリ	塩原卓哉 埼玉県本庄市下野堂２丁目４番２号	〃	〃
第31968号 令和８年10月29日	〃	STB1601SM	〃	〃	〃
第31969号 令和８年10月29日	〃	月影（げつえい）	久留米花卉園芸農業協同組合 福岡県久留米市山本町豊田1485―１	〃	〃
第31970号 令和８年10月29日	〃	恋の魔法（こいまほう）	田中伸介 三重県四日市市水沢野田町849―２	〃	〃
第31971号 令和８年10月29日	〃	風花雪月（ふうかせつげつ）	〃	〃	〃
第31972号 令和８年10月29日	〃	KBH06	未来アグリス株式会社 愛知県長久手市山越606番地 久保田哲也 群馬県伊勢崎市国定町１―141―42	〃	〃
第31977号 令和８年10月29日	〃	栃木a10号（とちぎごう）	栃木県 栃木県宇都宮市塙田１丁目１番20号	〃	〃
第31978号 令和８年10月29日	〃	栃木a11号（とちぎごう）	〃	〃	〃
第31979号 令和８年10月29日	〃	栃木a12号（とちぎごう）	〃	〃	〃
第31980号 令和８年10月29日	〃	加茂セレ　響（かもひびき）	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号	〃	〃
第31981号 令和８年10月29日	〃	ひな祭（まつり）　ルナ	〃	〃	〃
第31983号 令和８年10月29日	Lactuca sativa L.	ICE JAZZ	Syngenta Crop Protection AG Rosentalstrasse 67, 4058 Basel, Switzerland	〃	〃
第31984号 令和８年10月29日	〃	ICE MUSIC	〃	〃	〃
第31986号 令和８年10月29日	〃	ICE PARTY	〃	〃	〃
第31989号 令和８年10月29日	〃	UC−101	横浜植木株式会社 神奈川県横浜市南区唐沢15番地	〃	〃
第31990号 令和８年10月29日	〃	UC−401	〃	〃	〃
第31992号 令和８年10月29日	〃	SAKLET021	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号	〃	〃

3　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定地域	生産する行為を制限する旨
第31958号 令和８年10月29日	Hydrangea L.	月虹（げっこう）	久留米花卉園芸農業協同組合 福岡県久留米市山本町豊田1485―１	福岡県	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。
第31969号 令和８年10月29日	〃	月影（げつえい）	〃	〃	〃
第31977号 令和８年10月29日	〃	栃木a10号（とちぎごう）	栃木県 栃木県宇都宮市塙田１丁目１番20号	栃木県	〃
第31978号 令和８年10月29日	〃	栃木a11号（とちぎごう）	〃	〃	〃
第31979号 令和８年10月29日	〃	栃木a12号（とちぎごう）	〃	〃	〃

○国土交通省告示第千三百十五号

航空保安無線施設を設置し、及び変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年十月二十九日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　設置者の氏名及び住所、航空保安無線施設の種類及び名称、航空保安無線施設の位置及び所在地並びに期日

設置者の氏名及び住所	航空保安無線施設の種類及び名称	航空保安無線施設の位置及び所在地	期日
国土交通大臣 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号	ＶＯＲ 南紀ＶＯＲ	Ｎ33°40′Ｅ135°22′ 和歌山県西牟婁郡白浜町	予定する休止の開始期日 令和八年十一月二十六日
	ＶＯＲ 熊野ＶＯＲ	Ｎ33°40′Ｅ135°21′ 和歌山県西牟婁郡白浜町	供用開始期日 令和八年十一月二十六日
	ＩＬＳ 大阪ＩＬＳ	大阪国際空港内 大阪府豊中市及び兵庫県伊丹市	変更した事項に係る供用開始期日 令和八年十一月二十六日
	ＤＭＥ 南紀ＤＭＥ	Ｎ33°40′Ｅ135°22′ 和歌山県西牟婁郡白浜町	予定する休止の開始期日 令和八年十一月二十六日
	ＤＭＥ 熊野ＤＭＥ	Ｎ33°40′Ｅ135°21′ 和歌山県西牟婁郡白浜町	供用開始期日 令和八年十一月二十六日

二　設置した航空保安無線施設に係る事項

ＶＯＲ

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	送受信周波数（メガヘルツ）	空中線電力（ワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
熊野ＶＯＲ	国土交通大臣 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号	Ｎ33°40′Ｅ135°21′ 和歌山県西牟婁郡白浜町	115.9	100な	し	ＫＭＥ	24時間	令和８年11月26日	熊野ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

ＤＭＥ

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	送受信周波数（メガヘルツ）	空中線電力（キロワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
熊野ＤＭＥ	国土交通大臣 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号	Ｎ33°40′Ｅ135°21′ 和歌山県西牟婁郡白浜町	1,193	1.5な	し	ＫＭＥ	24時間	令和８年11月26日	熊野ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

三　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように変更する。

変更後

VOR

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（ワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
南紀VOR	国土交通大臣 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号	N33°40′ E135°22′ 和歌山県西牟婁郡白浜町	109.05	100	なし	NKE	24時間	平成７年１月５日（令和８年11月26日から令和９年７月７日まで供用休止）	南紀DMEと組合せVOR／DMEとして運用

ILS

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	装置	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（ワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項	
										カテゴリー	グライドパス角度
大阪ILS	国土交通大臣 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号	大阪国際空港内 大阪府豊中市及び兵庫県伊丹市	ローカライザー	110.104 110.096	10 10	323°	ISK	７時から21時まで	昭和43年５月14日	カテゴリーⅠ	3.0°
			グライドスロープ	334.404 334.396	2 0.2						
			DME	999	100						

変更前

VOR

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（ワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
南紀VOR	国土交通大臣 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号	N33°40′ E135°22′ 和歌山県西牟婁郡白浜町	109.05	100	なし	NKE	24時間	平成７年１月５日（平成25年２月７日から供用再開）	南紀DMEと組合せVOR／DMEとして運用

ILS

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	装置	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（ワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項	
										カテゴリー	グライドパス角度
大阪ILS	国土交通大臣 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号	大阪国際空港内 大阪府豊中市及び兵庫県伊丹市	ローカライザー	110.104 110.096	10 10	325°	ISK	７時から21時まで	昭和43年５月14日	カテゴリーⅠ	3.0°
			グライドスロープ	334.404 334.396	2 0.2						
			DME	999	100						

DME

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（キロワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
南紀DME	国土交通大臣東京都千代田区霞が関二丁目一番三号	N33°40′ E135°22′和歌山県西牟婁郡白浜町	1,114	1.5	なし	NKE	24時間	平成７年１月５日（令和８年11月26日から令和９年７月７日まで供用休止）	南紀VORと組合せVOR／DMEとして運用

DME

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（キロワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
南紀DME	国土交通大臣東京都千代田区霞が関二丁目一番三号	N33°40′ E135°22′和歌山県西牟婁郡白浜町	1,114	1.5	なし	NKE	24時間	平成７年１月５日（平成25年２月７日から供用再開）	南紀VORと組合せVOR／DMEとして運用

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第１６５号

兵庫県明石市大久保町江井島1026番地の１　マリン・ハイムⅠ　104号、前住所兵庫県明石市大久保町大窪888番地の１　シャトー水田Ⅱ306号

債務者　カラオケ喫茶まろんこと　渡邊　千春

1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷神　禎尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２０８号

神戸市西区学園西町７丁目３番地　729―101号

債務者　濵野防水こと　濵野　　孝

1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清田　美夏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前11時50分
5　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２９６号

沖縄県沖縄市上地２丁目２番10号　めぐみアパート203

債務者　新垣　律子

1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲宗根朝洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月24日午後１時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第５７９号

静岡県焼津市道原1261番地の１　ピュアⅡ203号

債務者　杉山　勇樹（旧姓佐藤）

1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　　純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで　静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第８６号

佐賀県唐津市山本489番地３

債務者　峰　　凡人

1　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉野建三郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午前11時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（フ）第１４１号

青森県八戸市大字白銀町字左新井田道16番地32

債務者　杉本　朋美

1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第２００号

茨城県東茨城郡城里町大字高根133番地

債務者　平賀　正章

1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　隆志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで　水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２１４号

茨城県水戸市八幡町４番10号

債務者　駒城さえ子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　人見　光一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで　水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２２７号

茨城県常陸大宮市山方526番地の３

債務者　柏　　聖也

1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　安夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで　水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１００号

福岡県行橋市東大橋２丁目17番20号　Ｓｋｙ　ｆｉｒｓｔ　Ｙｕｋｕｈａｓｈｉ　Ｂ―201、前住所福岡県行橋市大字中津熊262番地119池田健治方

債務者　池田誠一郎

1　決定年月日時　令和８年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　研太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第１０２号
福岡県行橋市西泉７丁目15番13号、前住所福岡県京都郡苅田町大字尾倉4312番地（メゾン日豊Ａ棟102号）
債務者　末吉　大地
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古野浩一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第８３号
青森県つがる市木造日向25番地１　サニーハウジングＢ号
債務者　宮原　　大
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木花乃子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月９日午後１時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第５２３号
神奈川県平塚市入野291番地の４
債務者　市川　浩之
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木愼一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２０３５号
札幌市中央区南７条西８丁目１番地20　ハートレー７条館603号
債務者　柴田　喜隆
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　晋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２１４０号
札幌市東区北30条東５丁目４番22号
債務者　室山　和則
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川北　映輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前10時45分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０２３号
堺市堺区楠町２丁２番20―104号
債務者　石倉　弘喜
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西原　文子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１６１０号
埼玉県北本市中央１丁目31番地　センチュリー北本405
債務者　舘野　　毅
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高松　佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８号
埼玉県秩父郡小鹿野町両神薄6258番地
債務者　髙橋　和久
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　裕樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

令和８年（フ）第５７３号
京都府宇治市宇治御廟１番地の９
債務者　上村　玲子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０３８号
京都市中京区衣棚通夷川下る竪大恩寺町733番地５
債務者　阿部　昌平
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野　英史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第３３２７号
大阪府豊中市庄内幸町２丁目22番30号
債務者　山下　幸代
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榊原　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２５３号
大阪府守口市菊水通４丁目17番６―303号
債務者　髙垣　政広
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　洋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０３５号
大阪府守口市日吉町２丁目14番11―310号、事業所所在地大阪府守口市橋波東之町１―５―13
債務者　スナックみほこと　髙橋美保子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　浩斗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１９４号
大阪市都島区中野町５丁目13番３―2402号
債務者　橋本　和征
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒木　佐紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３１３号
奈良県大和郡山市九条町695番地２　ラ・クルー九条201号室、申立時の住所奈良県大和郡山市矢田山町69番地31
債務者　松浦　孝至
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米澤　弘朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前10時45分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１０３６号
堺市東区野尻町531番地　大和マンション101号
債務者　Ａｒｂｒｅ　ＳｏｌｅｉｌことＧｒｅｅｎ　Ｓｏｕｌ　Ｄｏｇこと　一柳　敏枝
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　　澄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第２３２２号
名古屋市中村区太閤５丁目９番１号　ベーカーＳＴ221Ｂ205号
債務者　大園　幸三
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坪井　梨奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２９０号
長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷876番地２
リビングタウン長与Ｂ棟102号
債務者　上田　大翔
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩飽　昂志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２４９１号
名古屋市名東区亀の井２丁目113番地の２
一社デューゼ102号、従前の住所名古屋市名東区神丘町２－９－４
債務者　田中　　緑
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田口　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５３４１号
大阪府茨木市真砂３丁目14番８号　ラフィーヌ　301号
債務者　平山　健二
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　周一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後２時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６１１号
埼玉県北葛飾郡杉戸町清地６丁目21番28号
債務者　小川　　博
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関根ゆりの
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６６１号
埼玉県春日部市小渕1023番地１
債務者　駒本　浩康
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生井澤　葵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後３時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１９号
埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬2897番地１
債務者　髙沢　京子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　和芳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

令和８年（フ）第２０号
埼玉県秩父市中村町三丁目16番１号　ビレッジハウス１号棟512号室
債務者　千島　和子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　博久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

令和８年（フ）第７５号
福岡県鞍手郡小竹町大字勝野4010―42、住民票上の住所福岡県飯塚市潤野495番地５
債務者　魚谷　敏光
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　明輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
福岡地方裁判所直方支部

令和８年（フ）第７６号
福岡県鞍手郡小竹町大字勝野4010―42、住民票上の住所福岡県飯塚市潤野495番地５
債務者　魚谷　美希
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　明輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
福岡地方裁判所直方支部

令和８年（フ）第５１９号
相模原市緑区広田２番３号　静風コーポ105
債務者　熊澤　芳彦
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇田川　隼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第８７号
新潟県三条市西本成寺１丁目29番33号
債務者　小林　正樹
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　佳代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
新潟地方裁判所三条支部

令和８年（フ）第４８７８号
大阪府東大阪市西上小阪６番25号
債務者　吉田　高志
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　潤帰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２７２号
大阪府寝屋川市点野５丁目18番４号
債務者　渡瀬　良男
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑山　和幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２７３号
大阪府守口市佐太中町７丁目７番10号
債務者　渡瀬　吉正
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑山　和幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３１９号
大阪府八尾市明美町１丁目３番６号
債務者　北井　裕三
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後２時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２６７号
奈良県大和郡山市九条町970番地94
債務者　光永こずえ
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　浩志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前10時５分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２８５号
奈良県生駒市あすか野北１丁目11番２号
債務者　下津　拓平
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三住　　忍
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２１４号
釧路市愛国東２丁目６番10号　201号
債務者　阪根　　太
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　翔太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０８号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字芝野10番地１　フローレンスシバ207号
債務者　大藪奈津子
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢澤　孝征
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前11時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１８０号
佐賀市高木瀬西五丁目13番15号　杉谷コーポ201
債務者　野中美穂子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東島沙弥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２９２号
佐賀市本庄町大字本庄962番地６　エクセル本庄106号
債務者　小林　真澄
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福島　和代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１４０号
北海道旭川市末広２条９丁目２番17号
債務者　富沢　健斗
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　皆川　岳大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後２時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３６５号
静岡県熱海市渚町３番４号
債務者　三木　玲治
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　洋祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２３７２号
名古屋市中川区上脇町２丁目116番地　宝グランドハイツ612号、従前の住所名古屋市中川区百船町28番３号　フルリール百船Ａ102号
債務者　山口　隆司
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　宣太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９９号
福岡県京都郡苅田町大字葛川226番地１
債務者　永田　和恵
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中里　彰宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第２３６号
愛知県犬山市富岡新町四丁目56番地　ＢＥＬＬＥＶＵＥ202
債務者　馬場　百合
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝口　聖悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第２２８号
神奈川県横須賀市山科台20番５号
債務者　松沢　幸恵
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣瀬　和之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第２０３号
千葉県山武市埴谷2371番地24
債務者　早坂　清吾
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８９０号
名古屋市中村区畑江通２丁目７番地の３　プランドールＮ201号、従前の住所愛媛県四国中央市川滝町下山2332番地の１
債務者　喜井　理規
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　時規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２９９号
佐賀県多久市南多久町大字下多久2286番地197　スプリングハイツ　Ｂ号
債務者　坂口　沙矢
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東島　浩幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後３時
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２７０号
長崎県長崎市御船蔵町16番43―201号、旧住所長崎県長崎市女の都２―13―29
債務者　古場　　怜
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒岩　英一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２８７号
長崎県長崎市葉山２丁目43番４号
債務者　林田　大地
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　種田　和彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４９５３号
大阪府寝屋川市成田西町１番32号（102号）、前住所大阪府大東市西楠の里町６番28号
債務者　古川　雅一
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髭野　淳平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２４１号
金沢市みどり１丁目178番地　市営住宅Ｅ５棟203号
債務者　曽田　和雄
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　将弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３３４号
岐阜県関市栄町４丁目４番10号、住民票上の住所岐阜県関市小瀬1410番地
債務者　大島　孝男
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第５１６号
相模原市中央区相模原１丁目１番23―606号
債務者　吉田　　順
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前平　雄矢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第５１７号
相模原市中央区相模原１丁目１番23―606号
債務者　吉田　治子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前平　雄矢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３５６号
奈良県大和高田市大字野口550番地２
債務者　福西　宏之
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　宗彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３５５号
岐阜市北一色７丁目13番６号（リバーハーフハイツⅢ　Ａ棟　101号室）
債務者　長瀬工業こと　長瀬　雄哉
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　真帆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月26日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第５３７号
愛知県豊田市花園町井田105番地１　メゾン・サンライズ201号
債務者　多賀　正彦
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　未央子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和９年１月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第８４８号
福岡県中間市松ヶ岡５番15―201号
債務者　大森　健嗣
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８３７号
北九州市八幡東区春の町４丁目７番16―302号、前住所北九州市八幡東区尾倉２丁目３番３―303号
債務者　塩三　騎正
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３３１号
函館市富岡町１丁目36番４号　メゾンラ・メール　101号室
債務者　安田　浩崇
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３８９号
函館市上湯川町６番59―104号
債務者　福井　　豊
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３９７号
北海道亀田郡七飯町本町４丁目５番25号
債務者　笹木　　誠
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第４００号
函館市陣川町85番地179
債務者　成田　淳貴
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第４０８号
函館市田家町７番16号　ルックスビル　２―Ｂ
債務者　白鳥　裕巳
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第４１５号
北海道亀田郡七飯町本町８丁目16番６号
債務者　大渡千賀子（旧姓石川）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第４２５号
函館市本通１丁目50番22号　リプラウド本通２Ｆ
債務者　鎌田　汐音
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第４２８号
北海道北斗市本町５丁目42番11号
債務者　帆鷲　裕行
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３６７号
静岡県浜松市中央区高丘北二丁目18番38号
債務者　梶田　マチコこと　カジタ　カミラマチコ（ＫＡＺＩＴＡ　ＣＡＭＩＬＡ　ＭＡＴＴＩＫＯ）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３９６号
静岡県浜松市中央区瓜内町556番地　パラディーソミナミ202号室
債務者　木部　希望
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第９４８号
名古屋市緑区有松町大字桶狭間字生山48番第18番地
債務者　原田瑛璃衣
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８８１号
愛知県春日井市大手町４丁目９番地11　サニーウェル301号
債務者　北村　純司
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９３２号
名古屋市南区天白町３丁目９番地の124
債務者　梅村　周矢
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１７０号
名古屋市中村区沖田町233番地　フリーデン岩塚203号
債務者　竹市　剛士
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１８９号
名古屋市西区南堀越１丁目５番13号　シティハイム南堀越203号
債務者　田中　勝久
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１９４号
愛知県愛西市町方町十二城147番地２
債務者　今村　素女
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２２２号
名古屋市天白区大根町326番地　おおね荘20棟204号
債務者　早川　　均
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２２７号
名古屋市熱田区明野町１番８号　一富士マンションⅢ205号、従前の住所名古屋市中川区高畑４丁目81番地　グループホームひなた高畑
債務者　水野　洋祐
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２４５号
愛知県瀬戸市東横山町48番地の１　パレス新瀬戸306
債務者　青山　祐子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２５９号
名古屋市熱田区神宮４丁目９番14号　熱田荘205号、従前の住所名古屋市北区西味鋺３丁目809番地　コーポアジマ205号
債務者　可児　伸夫
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３０３号
愛知県弥富市平島町喜右味名27番地１　グランシャリオセイワ　Ｖ　７号室
債務者　神原　竜司
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３２５号
名古屋市港区幸町２丁目39番地の２
債務者　中島喜美代
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３３１号
名古屋市港区稲永５丁目６番２－205号　西稲永荘
債務者　平田美代子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３３２号
名古屋市港区稲永５丁目６番２－205号　西稲永荘
債務者　平田　尚光
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３５２号
名古屋市中区新栄２丁目46番24号　Ｐｒｉｍａｌ千種ｓｔｅｌｏ302号
債務者　林　　正幸
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３５８号
名古屋市名東区上社２丁目202番地　アイサンビル406号
債務者　川原　達也
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３６４号
名古屋市西区上小田井１丁目170番地の１
ミリアングリーンパーク庄内103号
債務者　山平　孝二
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３７７号
名古屋市北区清水２丁目12番22号　アーバンハイツ清水２Ｂ号
債務者　髙橋　廣美
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４１７号
愛知県半田市横川町３丁目202番地の８
アーバンヒル横川203号
債務者　榊原　守男
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５２０号
愛知県小牧市間々本町87番地　サンヴィレッヂＡ棟101号
債務者　及川　文雪
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５３６号
愛知県春日井市菅大臣町183番地　ファミール菅大臣Ｂ棟101号、従前の住所愛知県春日井市大手田酉町３丁目７番地５　クレール201号
債務者　五十嵐真弥
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２９９号
岡山県笠岡市富岡370番地７コーポおのＢ102
債務者　中元　　薫
１　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第３５７号
岡山県倉敷市中島2246番地64　小田アパート101
債務者　谷　　本気
１　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第８１２号
北九州市小倉南区北方３丁目29番14―204号
債務者　夏目由布子
１　決定年月日時　令和８年10月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８２０号
福岡県遠賀郡岡垣町大字三吉391番地１　三吉団地Ａ―406
債務者　三輪ゆかり
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１５２号
福島県いわき市常磐関船町迎60番地の１　リバース201、従前の住所福島県いわき市常磐上湯長谷町上ノ台116番地の57　サンシティ湯の花201
債務者　松浦　　勇（旧姓高橋）
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１８８号
福島県いわき市平字鷹匠町１番地の１　ホークスワンＢ201
債務者　上野　香織
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１９７号
福島県双葉郡楢葉町大字山田岡字後沢30番地後沢団地２号棟101号、従前の住所福島県双葉郡楢葉町大字北田字合張５番地７
債務者　高橋　和子
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第２２３号
愛知県一宮市富士３丁目３番８号　ＲＥＶＩＶＡＬ一宮212号
債務者　髙橋　淳次
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１０７号
山口県宇部市大字東岐波1178番地19
債務者　中山　靖彦
１　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第１４３号
鹿児島県曽於市大隅町中之内8842番地44　倉橋アパート101
債務者　中辻　良正
１　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１４８号
鹿児島県肝属郡肝付町波見1544番地
債務者　園田　修一郎
１　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第８５号
北海道北見市若葉７丁目２番５―26号
債務者　小笠原啓貴
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和８年（フ）第１６２９号
埼玉県新座市野寺三丁目４番14号
債務者　麻野美知代
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５８４号
埼玉県春日部市金崎657番地６　庄和金崎はなわ住宅１－407
債務者　川島よし子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６５９号
埼玉県春日部市小渕1039番地５
債務者　四條　克己
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第７０１号
埼玉県三郷市戸ケ崎３丁目458番地１
債務者　國貞　五郎
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４９６号
相模原市緑区寸沢嵐801番地３　Ｔ・Ａハイツ103号
債務者　長岡　栄次
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３６９号
愛知県西尾市戸ケ崎一丁目２番地１　サンシティ戸ケ崎Ａ棟101号室、旧住所福岡市博多区住吉４丁目２番２－505号　Ｗｅｓ－ＰＲＯＪＥＣＴ　Ｎｏ．55博多
債務者　角倉　和樹
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５０８号
愛知県額田郡幸田町大字深溝字三角田12番地　コートビレッジさと　Ｂ－101
債務者　鈴木　　聡（旧姓平沢）
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５０９号
愛知県岡崎市鉢地町字十五ト21番地５　グループハウス暁月、旧住所愛知県豊川市牛久保町大手44番地　レオパレスタチバナ105号
債務者　松永　雅之
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５１２号
愛知県豊田市山之手１丁目52番地　コンフォール山之手６Ｇ号
債務者　上田　光代
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５２８号
愛知県豊田市若林東町高根下68番地２　若林ニュープラザーマンションＢ－306号
債務者　武内　美月
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１３８８号
北海道江別市３条６丁目10番地の12
債務者　森嶋　里奈
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７１８号
札幌市清田区清田６条２丁目５番16号
債務者　安藤　主税
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８１１号
札幌市白石区本郷通１丁目北４番１－307号
債務者　三好　亮輔
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８９６号
札幌市西区宮の沢１条５丁目１番27号　パレス宮の沢Ａ－101号
債務者　野呂　幸子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９２４号
札幌市東区北27条東12丁目２番20号　グランドール北27条Ｃ101号
債務者　森　　祐輔
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０１９号
札幌市西区発寒11条６丁目４番２－303号
債務者　鈴木　秀幸
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１１号
福島県会津若松市大塚一丁目２番24号　山本コーポ101号室
債務者　青山　慶悟
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第３２２号
群馬県前橋市天川大島町三丁目４番地16　グランノワール　102号、旧住所埼玉県草加市西町291番地６　エスタディオ草加102号
債務者　立花姫花（旧姓鬼頭）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２４０号
群馬県高崎市井野町757番地２　グリーンハイツＤ101号
債務者　山口　裕康
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第２４２号
群馬県高崎市下豊岡町183番地２
債務者　山本明日香
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第８３号
新潟県燕市秋葉町１丁目５番10号
債務者　丸山　輝実
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
新潟地方裁判所三条支部

令和８年（フ）第８９号
新潟県燕市一ノ山一丁目10番地　サンガーデン一ノ山一丁目Ａ202号
債務者　加瀬　哲博
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
新潟地方裁判所三条支部

令和８年（フ）第２０４号
愛知県一宮市木曽川町黒田五ノ通り14番地
木曽川コーポラス411号
債務者　日下部真司
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第２２８号
福井市一本木町52、住民票上の住所愛知県岩倉市八剱町渕之上61番地１
債務者　三島　旭博
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第７５８号
大阪府松原市南新町１丁目14番１号
債務者　佐藤　孝浩
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８０１号
大阪府藤井寺市藤井寺３丁目４番43―103号
債務者　荒木　篤子（旧姓寄田）
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８０２号
大阪府松原市天美我堂５丁目８番13号
債務者　金原　里奈
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８２４号
堺市西区山田３丁913番地３　ボナンザ南山田112号、前住所大阪府大東市御領１丁目11番２号
債務者　石田　浩一
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８３４号
大阪府松原市田井城５丁目１番７号
債務者　横田　美優（旧姓平松）
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８４０号
大阪府松原市上田２丁目13番８―608号
債務者　西村　宗真
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８４３号
堺市堺区砂道町１丁３番19―202号
債務者　中倉　彩華（旧姓東井）
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８９３号
堺市堺区出島海岸通１丁16番４号　ゴールデンパレス301号
債務者　茶園裕美子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８９４号
堺市堺区出島海岸通１丁16番４号　ゴールデンパレス301号
債務者　茶園　菜摘
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９１１号
堺市堺区大浜北町２丁２番22号　フェニックスさかい201号
債務者　須藤　沙織
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９３８号
大阪府松原市西大塚１丁目15番18号
債務者　伴　　智朗
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９５７号
堺市東区高松122番地　大阪府営高松団地２棟108号
債務者　三木　　清
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９５８号
堺市東区高松122番地　大阪府営高松団地２棟108号
債務者　三木真紀子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９６３号
大阪府大阪狭山市池尻中３丁目４番19号（G102）
債務者　天見　　茜
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９６５号
堺市西区家原寺町１丁16番３―201号
債務者　川上みはる（旧姓高橋）
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９６９号
大阪府羽曳野市向野２丁目５番32号　クランコート羽曳野
債務者　尾﨑　　繁
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９７５号
堺市堺区北三国ヶ丘町８丁１番14号
債務者　大井　隆史
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９９１号
大阪府松原市高見の里４丁目１番24―402号
債務者　山下やす子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１０１０号
大阪府河内長野市南花台３丁目２番７―106号
債務者　小田タカ子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１０１６号
堺市北区南長尾町３丁１番１―308号、前住所堺市北区大豆塚町２丁47番地44
債務者　北原　和美
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１０２５号
堺市堺区熊野町東３丁２番４号　メゾンリオ503号、住民票上の住所堺市中区平井274番地10
債務者　南　　克昌
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１０５２号
堺市堺区協和町１丁22番地　西団地12号館401号
債務者　唯松　聖史
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５７号
岡山県津山市林田222番地33
債務者　近藤久美子（旧姓　鵜塚）
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第４４号
熊本県山鹿市中1410番地４　リッチフィールド102
債務者　木嶋　良次
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和８年（フ）第６９号
北海道伊達市末永町49番地13
債務者　佐藤　真弓
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第２２３号
釧路市芦野２丁目22番20号　ドナルドハウス芦野、前住所釧路市春採１丁目３番28号　ドナルドハウス春採
債務者　昆野　春雄
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７９号
福島県河沼郡柳津町大字細八字家ノ下甲1136番地１
債務者　渡部　麻美
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第３５９号
静岡県伊東市南町１丁目２番12号　メゾンみのり102号
債務者　松本　　真
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３７０号
静岡県沼津市石川728番地の６　第２のぼりマンション102、前住所静岡県沼津市下香貫島郷2677番地の４
債務者　鈴木　規貴
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２８２号
長崎県長崎市高丘２丁目１番10号
債務者　市丸　敦之
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１３５号
宮崎県都城市鷹尾一丁目3733番地１　市営宮丸西団地57－１－198、前住所宮崎県都城市夏尾町7503番地１
債務者　池田　翔太（旧姓下川）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１４３号
青森県八戸市湊高台一丁目17番18号　ファミーユＳＡＴＯ201
債務者　菖蒲澤由利香
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第１５２号
青森県八戸市大字石手洗字梨子木平22番地４中村住宅７号
債務者　萱守　　力
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第８９４号
仙台市若林区大和町５丁目18番18―302号
債務者　大森　香織
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０４７号
宮城県多賀城市東田中２丁目33番６号
債務者　中畑　　歩（旧姓柳沢）
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１８３号
仙台市宮城野区田子１丁目20番16号　ＳＫプラザＡ101
債務者　佐藤　音々
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１６０号
福島市宮代字植田前18番地の14ポム・ヴィレ106、従前の住所千葉県松戸市仲井町１丁目11番地の11ジュネパレス松戸第47　202号
債務者　安西　静子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第３４３号
茨城県鉾田市上沢1360－１　シェアハウスえーむ、住民票上の住所茨城県水戸市笠原町1125番地　フローラル緑岡201号
債務者　中村　美好
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３４４号
茨城県水戸市若宮２丁目５番31号まごころの家　水戸若宮、前住所茨城県常陸太田市常福地町568番地
債務者　飯村　正人
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３４５号
茨城県鉾田市上幡木1602番地３
債務者　増子　典子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３４９号
茨城県小美玉市堅倉1578番地16　サニーメゾン102号室
債務者　坂場　春花
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第７４６号
川崎市幸区小倉１丁目４番７号　サントゥアリオ　ラート　203
債務者　真家　樹里
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７９８号
川崎市麻生区岡上６丁目12番26号
債務者　小川　大介
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５２号
山梨県富士吉田市下吉田４丁目22番10号　渡辺荘203号室
債務者　渡邉　大志
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

令和８年（フ）第２０７号
長野市篠ノ井塩崎6869番地４
債務者　長澤　瑞恵
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３３１号
岐阜県関市栄町４丁目４番10号、住民票上の住所岐阜県関市小瀬1410番地
債務者　大島　栄子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３９６号
岐阜市芋島２丁目８番20―301号（キャッスル伏見）
債務者　大野　剛志
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３９７号
岐阜市芋島２丁目８番20―301号（キャッスル伏見）
債務者　大野美由紀
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４２７号
岐阜県瑞穂市生津天王東町１丁目83番地　キャッスルビル　103号、前住所岐阜県瑞穂市牛牧934番地５　K’ｓマンション　201号
債務者　森山　まこ
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４５０号
静岡市清水区大沢町８番６号、旧住所愛知県春日井市八田町６丁目12番地６　エクセル上八田Ⅱ301号
債務者　松下　玲香
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５６６号
静岡県島田市旭２丁目５番１号　旭ハイツＡ206号
債務者　片塩　武己
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６３号
滋賀県東近江市沖野二丁目９番11号　ＭＲスウィート　101号室
債務者　谷口　泰子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１６７号
滋賀県彦根市芹川町509番地１（108号）
債務者　宮田　こずゑ
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１７１号
滋賀県東近江市青葉町３―19　グリーンフィールド101号室　山路庄司方、住民票上の住所滋賀県東近江市八日市野々宮町２番３号　八日市ハイツ　105号室
債務者　山路　明宏
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第２３号
滋賀県長浜市祇園町65―１　ハイエスト松江２号101、住民票上の住所滋賀県彦根市中藪二丁目７番35号
債務者　安藤設備工業こと小倉良治
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和８年（フ）第５２１号
兵庫県姫路市城東町毘沙門31番地　ビレッジハウス城東２―205
債務者　岩﨑　拓登
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５２４号
兵庫県加古川市尾上町口里758番地　アイエスパレス・イースト102号、住民票上の住所兵庫県明石市野々上２丁目１番地の９　セトルアスカ西明石301号
債務者　有吉　克己
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５２７号
兵庫県姫路市余部区上余部261番地10
債務者　三澤　直城
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５５２号
兵庫県姫路市夢前町置本406番地５　市営清水谷住宅２棟2502号、住民票上の住所兵庫県姫路市夢前町古知之庄726番地
債務者　北　　剛輝
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５５３号
兵庫県赤穂市黒崎町205番地　ぐりーんひまわり205
債務者　大垣　俊輝
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２８６号
奈良県大和郡山市矢田町6648番地５
債務者　紺井　和希
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２９７号
奈良市大安寺三丁目４番５―303号
債務者　伊藤　成美
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２６号
鳥取県倉吉市関金町山口1376番地
債務者　栗城　光義
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

令和８年（フ）第６０９号
岡山市北区下中野322番地101　コーポラスＡ棟101号
債務者　梅田　員代
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６１０号
岡山市東区瀬戸町瀬戸450番地３　テクノハイツＢ―102
債務者　岡村　絹江
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６１４号
岡山市中区藤崎487番地２
債務者　山崎　平夫
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６３６号
岡山市中区長岡　県営住宅東岡山団地198号
債務者　藤原　章倫
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５６号
広島県庄原市口和町湯木1102番地
債務者　新角　　楓
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
広島地方裁判所三次支部

令和８年（フ）第１４６号
鹿児島県曽於市末吉町南之郷3833番地
債務者　坂本　千恵子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

破産手続廃止

令和８年（フ）第４３５号
千葉県船橋市本中山２―12―12
破産者　有限会社エルヴェ
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第５２５号
千葉県市川市新井３丁目４番６号キョウエイビル302
破産者　株式会社アーバン
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第５２６号
千葉県市川市幸１丁目１番１―217号　（行徳ニューグランドハイツ）
破産者　千原　和博
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第５７６号
東京都台東区上野６丁目７番16号古谷ビル６階
破産者　株式会社プリーラ
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第５７７号
千葉県市川市新井３丁目４番14―202号（ニュールックハイツⅡ）
破産者　前田　徳己
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第７１１号
千葉県浦安市美浜２丁目８番1005号
破産者　田中かおり
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第８４０号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1547番地59　テラスハサマ103号
破産者　大島　隼人
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第８４３号
千葉市若葉区愛生町59番地２　メゾン・アリスト202号
破産者　竹井　　翔
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９２０号
千葉市中央区中央３丁目９番10号　グリーンランド千葉中央501号
破産者　児嶋　智恵
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９３６号
千葉市若葉区小倉台１丁目16番４号
破産者　高根　　智
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９４６号
千葉県市原市五井西４丁目13番地１　パークハイムマルサンＤ201号室
破産者　落合　　瞳
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０５０号
千葉市緑区誉田町２丁目10番地105　ラパンⅡ　101号
破産者　峯島　和貴
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第４７号
千葉県木更津市長須賀689番地２　サンプレイス102
破産者　森　千賀子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和６年（フ）第１００号
長崎県佐世保市早苗町491番地14
破産者　医療法人篤信会（杏林病院）
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第８４号
山形県米沢市大町１丁目３番37号
破産者　あすなろ商事有限会社
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

令和７年（フ）第６１号
茨城県下妻市下妻乙1012番地２
破産者　プロモウト株式会社
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和７年（フ）第１３２８号
千葉県市原市千種４丁目10番地９
破産者　ヤマト電業株式会社
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１３２９号
千葉県市原市西広６丁目16番地19
破産者　野口　賢伍
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第３５号
千葉県市川市菅野１丁目27番17号市川コーポラス210号
破産者　株式会社オオタキ
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第４１６号
茨城県常陸大宮市氷之沢304番地、開始決定時の住所千葉市花見川区柏井４丁目50番３号ソレイユ鷹の台Ｂ棟107号
破産者　平塚　一浩
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第５１５号
千葉市稲毛区長沼町38番地８サールナート102号
破産者　谷口機械工業有限会社
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０７４号
千葉市緑区高津戸町747―169
破産者　株式会社リノテック
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１１３号
茨城県神栖市土合本町一丁目9082番地10
破産者　株式会社アメックホーム
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第９３２号
埼玉県新座市野火止３丁目10番16号、商業登記簿上の本店所在地埼玉県新座市野火止四丁目19番11―504号新座ビフォード
破産者　ＴＲＳ　ｃｌｅａｒ株式会社
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９６９号
東京都港区南青山六丁目８番６号テロワール南青山505号室
破産者　株式会社ＨＩＰＳ
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５４５号
千葉市稲毛区小深町582番地22
破産者　株式会社アクアカッター
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９３２号
千葉県船橋市三咲２丁目10番６―213号
破産者　千葉　　悟
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９６７号
千葉県船橋市古和釜町430番地１　南生苑
破産者　吉澤　久雄
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９８１号
千葉市若葉区大宮台７丁目７番17号
破産者　株式会社花見川サービス
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９８２号
千葉市稲毛区園生町337番地１　サンクレイドル稲毛703号
破産者　宮崎　貴光
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０１８号
千葉市花見川区幕張町５丁目431―５　シャイン幕張201、住民票上の住所愛知県海部郡蟹江町平安１丁目80番地５
破産者　山廣　　久
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５８号
千葉県印西市小倉台四丁目３番地４棟406号
破産者　柏熊　拓也
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第１８６号
千葉県佐倉市西志津１丁目８番10号　ブライトンＡ棟202号室
破産者　岡田　伸昭
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第９６６号
東京都東久留米市浅間町三丁目３番８号ひばりひるず101号
破産者　遠藤　航太
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０９３号
東京都西東京市富士町２丁目12番11号サンハイツ102号
破産者　浅沼　勝秋
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第３２７７号
横浜市緑区中山５丁目11番５号
破産者　株式会社港北設計
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３０７号
神奈川県藤沢市石川2761番地の７
破産者　有限会社武藤工営
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５１９号
横浜市西区平沼１丁目13番18―503号
破産者　サンセン住宅株式会社
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第５６２号
神奈川県平塚市大神５丁目18番22号
破産者　有限会社エビノパイピング
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２７２号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥３丁目８番地の10
破産者　有限会社水光苑
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１３６号
長野県塩尻市大字広丘堅石100番地26
破産者　アーミン株式会社
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

令和７年（フ）第１６号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪8295番地５
破産者　ザ・ミート株式会社
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所伊那支部

令和７年（フ）第３０５９号
名古屋市南区豊１丁目45番７号
破産者　株式会社道瀬鈑金工業所
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７４号
三重県鈴鹿市稲生塩屋二丁目11番18号　セレーノスパッツィオⅠ・Ａ203
破産者　二宮　彰司
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第５３１号
兵庫県三田市南が丘二丁目14番33号
破産者　株式会社野生生物保全研究所
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３７３号
岡山市北区野田屋町一丁目１番17号
破産者　株式会社Ｍｏｏｎ
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６５号
鹿児島県姶良郡湧水町木場5805番地13
破産者　有限会社清水塗装
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第９５３号
千葉県市川市本北方１丁目33番12号
破産者　門田　　剛
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第５号
千葉県長生郡長南町報恩寺387番地16、前住所千葉県長生郡長南町長南2264－４
破産者　秋山　浩孝
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第３０９号
東京都稲城市百村1628番地の４グランドヒルズ稲城204
破産者　有村菜穂美
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０７４号
東京都調布市仙川町２丁目11番地４富沢マンション105
破産者　森　　一臣
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４５８号
横浜市中区常盤町６丁目75番地
破産者　株式会社横浜レーベン
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９号
三重県伊賀市別府262―17　マーシィー幌馬車203、開始決定時の住所三重県名張市すずらん台東５番町119番地
破産者　山田　孝明
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第４６号
三重県伊賀市上野田端町1140番地の４　フラワーガーデンＢ203
破産者　森岡　明日香
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第３９６号
兵庫県西宮市津門呉羽町２番45号
破産者　株式会社イスズフード
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第１５３号
徳島県徳島市大原町池ノ内21番地の13
破産者　吉岡組株式会社
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７３号
香川県高松市屋島西町2473番地１
破産者　ロンちゃんファミリー合同会社
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４９３号
千葉県鎌ケ谷市東鎌ケ谷２丁目19番17号
破産者　横田　清香（旧姓境屋）
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６５４号
千葉県柏市つくしが丘２丁目８番３号　ベルピア新柏第１―103号
破産者　横内ちひろ（旧姓澤、中橋）
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４９４号
北九州市若松区浜町二丁目18番３号、前本店所在地東京都青梅市柚木町一丁目154番地の４―205
破産者　株式会社Ｔ－Ｂｒｉｄｇｅ
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４９５号
埼玉県幸手市下吉羽1394―１
破産者　株式会社光触媒ＯＥＭ工業
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５４７号
北海道空知郡南幌町東町２丁目１番５号
破産者　株式会社ＲＯＹＡＬＳＰＡＣＥ
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４５号
北海道小樽市手宮三丁目10番３号
破産者　株式会社佐孝重建工業
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

令和７年（フ）第１１６号
長野県千曲市大字森648番地４
破産者　有限会社エム企画
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１６号
静岡県賀茂郡東伊豆町片瀬575番地の７
破産者　加藤建設株式会社
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所下田支部

令和７年（フ）第３０２０号
名古屋市中村区名駅南１丁目16番21号
破産者　株式会社エフ・ジャパン
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３０２１号
名古屋市中村区名駅４丁目26番23号
破産者　株式会社プライド・Ｙ
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３０２２号
名古屋市中村区名駅南１丁目16番21号
破産者　株式会社ピュアブルーム
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３６４３号
大阪市東淀川区豊里６丁目９番13号
破産者　株式会社繁栄工業
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第７２３号
大阪府高槻市富田町５丁目25番15号
破産者　株式会社ニューオオミヤ
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１４０７号
大阪市福島区野田２丁目３番８号
破産者　大神食品株式会社
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３１９８号
大阪市大正区千島３丁目17番15号
破産者　株式会社ＦＯＲＭＥＲＡＮ
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３１７号
兵庫県姫路市西庄甲328番地３
破産者　株式会社タイヨーエステート
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３２８号
兵庫県姫路市片田町９番１
破産者　株式会社サンエー開発
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１６４号
岡山県倉敷市北畝一丁目20番５号、商業登記簿上の本店所在地岡山県倉敷市連島町鶴新田247―９―211
破産者　株式会社テクノウェルド
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第３８６号
東京都昭島市大神町１丁目２番３―203号
破産者　新居　孝夫
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２６５号
東京都府中市八幡町２丁目４番地の４田中荘101
破産者　坂入　洋子
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２８６号
東京都町田市玉川学園５丁目24番24号シティハイムアルファ102
破産者　鈴木　雅樹
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４７号
三重県四日市市東日野町738番地６
破産者　内野　憲資
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２７４６号
大阪市平野区平野本町１丁目12番８号
破産者　有限会社近藤組
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９８０号
大阪府豊中市蛍池中町２丁目３番１―304号
破産者　有限会社ライズ
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第８３号
兵庫県姫路市実法寺793番地１　レオパレスＨＡＰＰＹ205、前住所地兵庫県宍粟市山崎町千本屋455番地６
破産者　有元　英樹
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第１７９号
大分市大字横尾3128番地の３
破産者　株式会社仁進
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

令和８年（フ）第５４号
福島県いわき市常磐上湯長谷町湯台堂168番地の１
破産者　小野　一枝
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第２１６号
相模原市中央区淵野辺本町３丁目27番５号ラーク・ＹＯＵ101、開始決定時の住所相模原市中央区淵野辺２丁目６番１―401号　京王渕野辺マンションＥ棟
破産者　山本　洋美
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３６５号
相模原市南区若松４丁目12番６号　クロノス若松201
破産者　佐藤　孝太
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１１７号
山梨県甲府市上今井町1621番地１
破産者　遠藤　輝義
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１７１号
山梨県甲府市小松町250番地
破産者　長谷川明美
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１０２３号
北九州市小倉南区下城野１丁目16番32号（Ⅱ205）、前住所北九州市小倉南区若園４丁目２番11号（103）
破産者　楹田　成菜
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３１９号
北九州市小倉南区東貫２丁目12番45号
破産者　西　真名海
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４５７号
北九州市戸畑区夜宮３丁目６番１―502号
破産者　浅井真紀子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４６５号
北九州市小倉北区高浜２丁目６番24号
破産者　松下　文夫
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４９６号
北九州市若松区浜町２丁目18番３号
破産者　江田　孝介
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５２０号
北九州市小倉北区下富野３丁目９番22号、前住所福岡県行橋市大字道場寺1027番地３
破産者　道脇　孝一
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第２７５０号
札幌市厚別区大谷地東６丁目２番８―1210号
破産者　森田　祥子
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９４号
札幌市西区発寒５条４丁目２番52―301号
破産者　渡部　直人
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２９１号
札幌市中央区南９条西９丁目３番16―302号
破産者　三津谷法文
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５４６号
札幌市白石区栄通21丁目９番３―103号
破産者　上田　　宙
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５７号
北海道旭川市永山４条15丁目１番25号　フレグランス39　103号室
破産者　伊藤みなみ
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７５号
北海道釧路市住吉１丁目１番１号　ウイローマンション　Ｃ号室、開始決定時の住所北海道帯広市東５条南15丁目１番地73　マンション東の１―１
破産者　志賀瑞穂（旧姓仁井田、古川）
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第１３５号
北海道帯広市西10条南３丁目７番地１　あじさい１―Ｂ、前住所北海道中川郡本別町栄町95番地25
破産者　大和田伸也
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第４１号
秋田県湯沢市裏門一丁目１番40号
破産者　伊藤　和義
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

令和７年（フ）第２１３号
山形県西村山郡西川町大字海味1327番地１町営みどり住宅Ｅ棟28号
破産者　佐藤　菜々
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０４号
山形県寒河江市本楯１丁目122番地の１
破産者　安孫子裕嗣
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１０号
山形市南館３丁目６番21―201号　レインボーセントラル南館、開始決定時の住所山形県上山市四ツ谷２丁目５番40―13号
破産者　小山内殉一
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１号
山形県新庄市鉄砲町３番78号
破産者　門間　弘美
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

令和７年（フ）第１１９号
長野県小諸市大字塩野4055番地５　ヴィラ石峠205、開始決定時の住所山形県米沢市中田町858番地の20
破産者　滝口　　幸
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第１５号
群馬県利根郡みなかみ町東峰532番地６　ライデンハイツ７号、旧住所群馬県利根郡みなかみ町猿ヶ京温泉1050番地５
破産者　生津　和子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

令和７年（フ）第３３９０号
横浜市保土ケ谷区川島町1497番地１　ナイアスＡ―２号
破産者　櫻井真織子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６００号
神奈川県藤沢市藤沢４丁目12番22―506号
破産者　坪井　祐光
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６９４号
横浜市鶴見区大東町５番地１　ネオマイムサザンステージ205号
破産者　佐藤　真弓
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７３７号
横浜市鶴見区鶴見中央３丁目22番21―1104号
破産者　今村亜莉沙
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７７８号
横浜市神奈川区神奈川２丁目10番地12　スパシエ東神奈川901号
破産者　金安　和海
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５０号
神奈川県逗子市池子２丁目17番７号　ファミール　102
破産者　坪田　優大
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和７年（フ）第１１７号
長野市青木島町大塚1373番地　コンフォルト青木島Ｂ302、旧住所長野市青木島町大塚1562番地　青木島団地Ａ―14
破産者　韮崎　正男
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第７号
名古屋市南区明治１丁目24番10号　グラン・コート内田橋101号
破産者　紺野　貴靖
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６８９号
名古屋市中川区中郷４丁目91番地　フォーブルサカイ202号
破産者　土田　桃子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４５６号
愛知県豊明市二村台３丁目３番地１　豊明団地41棟509号
破産者　中尾　誠希
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５７３号
愛知県春日井市如意申町４丁目19番地11
破産者　神田　松雄
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２０５２号
大阪市東淀川区豊里４丁目８番23―507号
破産者　木野本高弘
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第４１４６号
大阪府豊中市服部西町３丁目８番21号　102号
破産者　淺田　耕正
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５９７７号
大阪府豊中市末広町３―12―１―305、開始決定時大阪府豊中市新千里南町３丁目４番１―17号
破産者　髙橋　　麗
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６０４９号
大阪市旭区中宮４丁目13番28号　アンジュ301号室
破産者　竹内　宏明
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６７４６号
大阪府東大阪市大蓮南１丁目11番７号
破産者　髙岡　利恵
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１１５１号
大阪府豊中市蛍池中町１丁目14番34―101号
破産者　ミゾラボこと　溝上　由樹
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１４０８号
大阪市北区長柄西１丁目３―54―1415、住民票上の住所大阪市福島区野田２丁目３番８号
破産者　森田　　匡
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１５４２号
大阪府高槻市富田町４丁目13番５―101号
破産者　三輪　恒士
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１８２９号
大阪市天王寺区筆ケ崎町４番18―601号
破産者　廣田　豊子（旧姓木森・橋本）
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２１２０号
大阪府枚方市氷室台１丁目41番１―401号
破産者　中尾　丁彪
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３２２号
大阪市城東区野江１丁目14番19―103号
破産者　正城　典子（旧姓吉川・西垣）
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３４４号
大阪府寝屋川市池田本町４番10号
破産者　末永　広美
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２５２７号
大阪市住之江区南港中５丁目６番21―1107号
破産者　戸倉　純一
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２５４２号
大阪府豊中市螢池中町１丁目13番４号　Ａ２号
破産者　加藤　健治
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２５７１号
大阪府枚方市町楠葉１丁目19番８―103号
破産者　上口　大輔
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６３２号
大阪市浪速区大国２丁目４番21―1210号
破産者　髙山　寛大
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７０１号
大阪市西淀川区佃５丁目12番５―309号
破産者　山本　敬大
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８６２号
大阪府東大阪市花園本町２丁目６番５号
破産者　見杉　恭子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９３４号
大阪府豊中市庄内栄町２丁目１番５号
破産者　三浪美智子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９４９号
大阪府寝屋川市香里新町９番４―203号
破産者　河村　　大
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３０４０号
大阪府東大阪市西上小阪２番２号
破産者　安田尚秀こと　趙　　尚秀
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３１９９号
大阪市大正区千島３丁目17番15号、住民票上の住所大阪市鶴見区茨田大宮３丁目20番15号303
破産者　宮田　良弘
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２３５号
大阪府守口市土居町２番12―201号
破産者　鶴本　正光
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３５６号
大阪府寝屋川市下神田町２番15―203号　ＴＡＩＨＯレジデンス萱島
破産者　池田　将也
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５１５号
兵庫県姫路市岡田146番地２　あすかハイム１―５、従前の住所兵庫県たつの市御津町岩見747番地
破産者　中西　信浩（成年後見人　岸　剛健）
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第６４４号
兵庫県姫路市田寺東２丁目26番16号　プラザエム23号、従前の住所兵庫県姫路市田寺２丁目２番29号
破産者　竹口製作所こと　竹口　操男
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３２４号
兵庫県加古川市尾上町安田72番地の２
破産者　山田みゆき
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３４２号
兵庫県姫路市四郷町山脇226番地　ＧＲＡＮＶＩＬＬＡＧＥ御着203、従前の住所兵庫県姫路市仁豊野220番地16
破産者　Ｌａ．ｌｉｅｎこと　和田　寛美
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３５８号
兵庫県姫路市豊富町御蔭3278番地115
破産者　齋藤　勝久
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３７９号
兵庫県姫路市西庄甲636番地６
破産者　佐藤　一成
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１６５号
岡山県倉敷市北畝１丁目20番５号
破産者　徳山　　蓮
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１４７号
高知県南国市日吉町３丁目２番36号　ＴＭハイツ305、旧住所徳島市中吉野町１丁目22番地　Ｔサンライズ301
破産者　高橋　昌也
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３１号
福岡県大牟田市神田町134番地
破産者　甲木　義章
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

令和７年（フ）第７５６号
福岡県遠賀郡岡垣町公園通り２丁目12番４号
破産者　藤原　浩喜
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第１０２６号
北九州市若松区東二島１丁目12番17号
破産者　船越　隆博
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２７１号
北九州市八幡西区鷹の巣１丁目18番10―502号
破産者　岡林ちひろ
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６０５号
福岡市博多区博多駅南１丁目15番29―1206号　レジディア博多、前住所福岡県遠賀郡芦屋町花美坂14番９号
破産者　上野　雄也
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２５号
福岡県豊前市大字三毛門688番地１　県営住宅（三毛門）12棟202号、前住所福岡県築上郡上毛町大字垂水243番地２
破産者　長谷川慎也
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第５４号
福岡県京都郡苅田町大字南原1635番地４、前住所福岡県行橋市南泉６丁目７番30号
破産者　工藤　　修
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第１３号
鹿児島県鹿屋市串良町下小原4843番地６
破産者　岩切　孝二
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第７８号
鹿児島県鹿屋市西原３丁目１番３号　ＭＯＲＵハイツＡ102号、前住所鹿児島県鹿屋市田崎町2350番地１　市営上田崎住宅64号
破産者　大渡　サダ子
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第２１号
岩手県北上市大通り四丁目１番20号　佐藤アパート２号
破産者　松田いそ子
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第４６号
岩手県北上市上野町三丁目12番10号　アーバンスタイルⅠ　102号、旧住所岩手県北上市黒沢尻三丁目17番５号　トミーハイツ202号
破産者　髙橋　智也
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第６８号
岩手県花巻市大迫町大迫第３地割83番地２
破産者　佐藤　祐三
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第７３号
岩手県花巻市中北万丁目651番地10
破産者　佐々木和泉
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第６８号
群馬県伊勢崎市除ケ町407番地９　Ｙ’Ｓ　ｃｏｕｒｔＣ
破産者　山田　　武
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１９５号
石川県加賀市作見町ニ４番地５
破産者　中田　弘樹
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３０号
静岡県御殿場市川島田252番地の１　矢崎社宅1302
破産者　鈴木　留佳（旧姓山本）
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１７９号
静岡県沼津市東熊堂374番地の３　ヴィラ松沢Ａ208
破産者　川口　郁彦
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１９１号
静岡県沼津市今沢545番地の２　県営今沢団地Ｂ―214、前住所静岡県沼津市幸町87番地　コーポ鈴木南
破産者　荒川　和之
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２４０号
静岡県沼津市大岡578番地の１　ハーベスト102号室、前住所静岡県三島市加茂川町14番１号　シャルマンコーポ三島819
破産者　稲葉　俊泰
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第７４号
愛知県一宮市柳戸町１丁目36番地　メゾン柳戸Ｃ、前住所愛知県一宮市下川田町１丁目10番地　モアグレース公園通404号
破産者　柴田今日子
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１０５号
愛知県丹羽郡大口町さつきケ丘一丁目203番地　Ⅰ・Ｙ水瀬Ⅱ202号
破産者　尾関　郁代
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第９５号
愛知県豊橋市中岩田五丁目３番地２、従前の住所愛知県新城市城北２丁目５番地２
破産者　近藤　敬治
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（フ）第６２０３号
大阪市此花区西九条１丁目29番７―603号
破産者　北川　　宙
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７３号
大阪府豊中市上新田４丁目27番１―310号
破産者　矢野　幸子
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７４７号
大阪市平野区背戸口１丁目17―11―304、住民票上の住所大阪府柏原市大字高井田1582番地の11
破産者　近藤　康利
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９８１号
大阪府守口市長池町２番16―401号
破産者　寺坂　太久
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第７４号
元住所山口県萩市大字吉田町15番地　コープ吉田町マンション903
破産者　金子　志帆
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

令和８年（フ）第３０号
広島県庄原市高門町824番地１、前住所静岡県駿東郡長泉町下長窪644番地の５
破産者　海老名順子
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

令和７年（フ）第１２５号
山口県山陽小野田市大字東高泊1960番地11シャンブル・ボナール205号、申立時の住所山口県防府市大字高井433番地　メゾンフルリール201
破産者　兼折　政教
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１８０号
大分市大字横尾3128番地の３　ジラソーレ205
破産者　川辺　仁愛
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３０３号
大分市高城台３丁目７番４号　ＲＥＭＡＬＥ東明野102
破産者　岡野　　進
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５３号
宮崎県都城市八幡町５街区１号
破産者　中山　恭佑
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

免責許可決定

令和８年（フ）第１１１号
鹿児島県鹿屋市西原３丁目４番41号　瀬戸口貸家、前住所鹿児島県鹿屋市下高隈町4651番地４
破産者　橋口　さくら
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第２４９号
沖縄県糸満市字糸満2433番地の７
破産者　島袋　賀旭
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２９９号
千葉県鎌ケ谷市東中沢３丁目16番50号　シャローム105
破産者　鈴木　建二
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５２３号
千葉県柏市松葉町７丁目33番地１　ツインウェルスＢ―７号
破産者　照沼　夏海
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５３２号
千葉県松戸市高塚新田391番地の５　ロイヤルファースト松戸東404号
破産者　岡本　久美
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５６８号
千葉県松戸市千駄堀1587番地の１　サンダーハイツ202号
破産者　芹川　康幸
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５７９号
千葉県松戸市金ケ作408番地の386　ヘブンゲイト松戸102号
破産者　飯干　　舞
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５８０号
千葉県松戸市五香南２丁目11番地の６　ダイアパレス松戸五香グランフォート106号
破産者　清野　　玲
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５８６号
千葉県松戸市北松戸３丁目４番地の33
破産者　國領　敦之
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５９０号
千葉県柏市篠籠田485番地１　グランシャリオ双伸108号
破産者　森脇　拓也
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５９３号
千葉県鎌ケ谷市富岡１丁目７番４号　ＩＫＩハイツ203号室
破産者　三角　大地
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５９４号
千葉県松戸市中和倉53番地の４　グリーンパレス105号、前住所埼玉県さいたま市西区大字土屋246番地９
破産者　五十嵐功士
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６０１号
千葉県松戸市西馬橋広手町80番地　セジュール光103号
破産者　松尾美沙樹（旧姓　田山）
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６１０号
千葉県流山市大字東深井182番地の１　パティオ坂巻109
破産者　河原　正典
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６１５号
千葉県野田市なみき１丁目８番地３　ベルリシェス105
破産者　小泉　卓也
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６１７号
千葉県松戸市牧の原435番地の１　牧の原公団住宅１街区４棟602号
破産者　竹内えりこ（旧姓渡邉）
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６１８号
千葉県松戸市幸田１丁目162番地　サトーヒルズ201号
破産者　土肥まち子
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６２４号
千葉県松戸市松戸2091番地の２　ウィステリア松戸203号
破産者　村田　　仁
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６２８号
千葉県松戸市東平賀508番地の３　スカイメゾン北小金203号
破産者　渡邉詩織里
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６３３号
千葉県我孫子市湖北台７丁目12番42―202号
破産者　阿崎　勝子
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６３８号
千葉県野田市山崎2628番地の40　Ａハイムフクダ２107
破産者　古谷　明菜
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６４５号
千葉県我孫子市柴崎台１丁目１番37―103号メゾン・ドゥ・アッシュＡｂｉｋｏ
破産者　本田　真吾
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６４６号
千葉県松戸市馬橋1890番地の７　モンシャトー松戸304号
破産者　増井　友香
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６５０号
千葉県流山市加１丁目17番地の５　サーティーンハイツ102
破産者　吉田　成磨
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６５９号
千葉県松戸市金ケ作222番地の１　金ケ作県営住宅１棟304号、前住所千葉県八千代市八千代台東６丁目８番６号　帖佐方
破産者　秋元　一郎
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第９６号
栃木県栃木市藤岡町甲374番地、前住所埼玉県新座市新堀二丁目17番７号　コズカソレイユ103号室
破産者　阿部恵里那
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和７年（フ）第１０６９号
千葉県流山市おおたかの森西１丁目３番地の２　ラグゼナ流山おおたかの森901
破産者　大久保知誉（旧姓森本）
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第１７５号
千葉県柏市南柏２－３－１　Ｕｒｅｓｉｄｅｎｃｅ南柏302、住民票上の住所千葉県柏市豊町２丁目２番８―201号
破産者　森田　康徳
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６５４号
千葉県柏市つくしが丘２丁目８番３号　ベルピア新柏第１―103号
破産者　横内ちひろ（旧姓澤、中橋）
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第１８６号
愛知県一宮市西萩原字神明前２番地　西萩原宿舎１棟406号室
破産者　下部せつ子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第４７号
兵庫県揖保郡太子町鵤600番地５
破産者　中村　礼子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第６６９号
北九州市八幡西区大浦１丁目５番16―109号、前住所北九州市小倉北区宇佐町１丁目２番11―101号
破産者　野村　裕二
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６８９号
北九州市門司区高田１丁目11番１―1506号
破産者　大輪　莉子こと　平田　莉子
１　決定年月日　令和８年10月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第２３０３号
札幌市東区北23条東７丁目３番20―711号
破産者　松本　裕之
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９７９号
札幌市白石区平和通２丁目北２番31―106号、住民票上の住所北海道岩見沢市４条西10丁目９番地１　エメラルド410　101
破産者　竹島　亜美
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０６０号
札幌市白石区本通11丁目南２番15号　マイルーム11―205号
破産者　伊藤勘太郎
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１６４号
札幌市白石区本通２丁目北７番27―510号
破産者　米谷　光記
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２２８号
札幌市北区篠路３条８丁目９番65号　新生ハイツ101号
破産者　渡邉恭志郎
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２３９号
北海道千歳市清流５丁目６番11号
破産者　田中　佳乃
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２６４号
札幌市手稲区曙４条３丁目６番17号　ウエストタウンアケボノ２―Ｂ号
破産者　女池　宏樹
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２７８号
札幌市中央区南11条西８丁目２番40―507号
破産者　熊木　勇希
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３００号
札幌市中央区南５条西11丁目1287番地44　アジャンタキャッスル102号
破産者　惣田　將義
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３０５号
札幌市北区新琴似４条８丁目５番５号
破産者　横山　澄雄
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３１７号
札幌市白石区東札幌３条４丁目５番１―803号
破産者　門馬　舜佑
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３５６号
札幌市西区琴似２条５丁目４番８―208号
破産者　渡部　規介
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３６０号
札幌市白石区川下2524番地
破産者　上村　保雄
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３６７号
札幌市白石区南郷通３丁目南５番21―102号
破産者　田中美恵子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３９８号
北海道恵庭市恵み野南１丁目１番９　（道営住宅Ａ―103号）
破産者　寺田　七恵
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４１０号
札幌市豊平区月寒東５条９丁目４番13―208号
破産者　荒木　聡子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４１５号
北海道北広島市大曲柏葉５丁目13番地17
破産者　鈴木　美香
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４８９号
札幌市西区西町北15丁目４番19号
破産者　工藤　啓子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０７号
北海道苫小牧市青葉町１丁目４番５―401号
破産者　千葉麻理子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第７６２号
仙台市青葉区花京院２丁目２番70―702号
破産者　日野　友美
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第７７８号
福島県いわき市郷ケ丘４丁目25番地の43、開始決定時の住所宮城県富谷市太子堂１丁目16番19号
破産者　根橋　優美（開始決定時の姓早坂）
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８２５号
仙台市太白区富沢２丁目21番６号　ピュアハウスアイハラ306、従前の住所仙台市太白区富沢南２丁目20番地の６　グランメゾン七福210、千葉市稲毛区園生町781番地１　ダイアパレス稲毛緑園都市Ｂ棟816号
破産者　桑鶴　　颯
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８８２号
宮城県名取市増田２丁目１番11―203号　グレースハイツ
破産者　鈴木　　萌
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１３１号
秋田市土崎港北六丁目３番17号
破産者　矢萩　恵子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３７号
秋田市港北松野町11番13号　ビレッジ港北Ａ―202号
破産者　佐々木空美花
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４５号
秋田県潟上市天王字一向74番地　一向団地２―４
破産者　安田すま子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５５号
秋田県潟上市天王字上北野55番地８　コーポシャイン　Ｂ201
破産者　今野　香織
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８８号
福島県郡山市希望ヶ丘23番７号　市営住宅２―10―16
破産者　鈴木サチヨ
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第１５２号
群馬県館林市南美園町９番地の14
破産者　石毛　正美
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１７９号
群馬県高崎市箕郷町矢原571番地13
破産者　星野　英美
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１９１号
群馬県高崎市中里町169番地２
破産者　松嶋さおり
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部
令和８年（フ）第１０９５号
埼玉県幸手市大字神明内321番地
破産者　佐々木　涼
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
令和８年（フ）第１１６０号
埼玉県鴻巣市赤見台２丁目４番23―503号　センチュリー北鴻巣
破産者　柳澤　千治
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
令和８年（フ）第１１６６号
さいたま市岩槻区諏訪５丁目４番地７　レオパレスシャンテ107
破産者　都築　琢也
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
令和８年（フ）第１１９４号
埼玉県川口市芝１丁目23番13号　グリーンファースト301
破産者　川下　洋介
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
令和８年（フ）第１２７３号
埼玉県南埼玉郡宮代町本田５丁目６番８号　ダンディテン205号
破産者　木村かつみ
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
令和８年（フ）第１３０２号
埼玉県川口市西川口１丁目27番21―505号　ＡＺＥＳＴ西川口、旧住所東京都板橋区小豆沢１丁目15番16号　ファンタジアコート小豆沢202
破産者　辻山　沙織
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
令和８年（フ）第１３１７号
さいたま市見沼区大字南中丸963番地８
破産者　齋藤　　豊
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
令和８年（フ）第１３３０号
埼玉県川口市西川口３丁目８番５号　ウエストリバーハイツ201号
破産者　阿嘉　廣美（旧姓川口）
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
令和８年（フ）第１３４３号
さいたま市岩槻区日の出町１番37号　あおぞら荘
破産者　早乙女孝弘
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
令和８年（フ）第１３４６号
埼玉県蕨市錦町５丁目８番２号　Ｇｒａｎｄ　Ｓｔｕｄｉｏ　北戸田103号
破産者　柳本　大河
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
令和８年（フ）第１３７８号
埼玉県川口市大字小谷場878番地　ガーラ・レジデンス南浦和　201号
破産者　星　　美香
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
令和８年（フ）第１３８８号
埼玉県上尾市原新町10番１号　レミング201
破産者　幸田　拓真
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
令和８年（フ）第１４０８号
埼玉県和光市下新倉５丁目16番５号　レオネクストジャルディーノＣ202
破産者　塩谷　生子
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
令和８年（フ）第１４２４号
埼玉県蓮田市西城２丁目72番地３
破産者　荒木　遼太
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
令和８年（フ）第４８６号
川崎市宮前区南野川３丁目８番24―505号　野川南台団地
破産者　細野　昭子
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和８年（フ）第４９８号
川崎市川崎区東田町７番地９　スタイリオ川崎　202
破産者　小嶋　裕奈
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和８年（フ）第５０６号
川崎市川崎区渡田３丁目13番13―201号　サンヴァレー
破産者　城戸　伸介
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和８年（フ）第５０９号
川崎市川崎区川中島１丁目２番13号　大師ハウス　101
破産者　関　　駿
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和８年（フ）第５７９号
川崎市麻生区千代ケ丘８丁目16番５号　千代ヶ丘テラスハウス　Ｂ－２
破産者　岡崎　瑞穂（旧姓山岸）
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和８年（フ）第５８５号
川崎市中原区苅宿44番１―604号　コスモシティ元住吉ガーデンフォート
破産者　山本　海斗
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和８年（フ）第５９４号
川崎市宮前区南平台20番37―403号　ヒルズシンシア
破産者　富沢さおり（旧姓内田）
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和８年（フ）第６０３号
川崎市多摩区長沢１丁目20番８号　ハイツニューナガサワⅡ　103
破産者　徳永　邦彦
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和８年（フ）第６２２号
川崎市川崎区京町３丁目14番15号　レジデンスアサマ　103
破産者　大倉　裕二
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和８年（フ）第６３２号
川崎市高津区末長１丁目３番６号　ヒルズすえなが　309
破産者　松崎　彩果（旧姓上田）
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和８年（フ）第６４４号
川崎市幸区塚越２丁目220番地42　木島様方
破産者　鶴岡奈保子
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和８年（フ）第６４８号
川崎市川崎区浅田２丁目９番10号　ホープハイム　301
破産者　樋口麻紀子（旧姓富）
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第２１９号
神奈川県座間市相模が丘１丁目16番18号　タウニイ相模が丘Ⅰ　203号
破産者　中井　孝志
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４３６号
相模原市緑区若柳1521番地11
破産者　柴田　暖子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４４０号
相模原市南区大野台２丁目３番３号　メゾンプチベール102
破産者　中島　裕貴
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１５２号
山梨県甲斐市中下条944番地１
破産者　齋藤　智美
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２２８号
山梨県山梨市上之割376番地１　Ｃ－105
破産者　澤登　昭子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２３０号
山梨県中巨摩郡昭和町上河東543番地　県営常永団地１号棟101号、前住所山梨県中巨摩郡昭和町西条243番地１　ハイツ井口101号
破産者　入戸野　進
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１３２２号
名古屋市昭和区安田通２丁目８番地　セゾンドアマノ２Ｅ号
破産者　金　　優希
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３４４号
名古屋市中村区栄生町16番10号　ツインロータスＢ棟203号
破産者　吉原　千尋
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４２９号
名古屋市守山区白山４丁目605番地
破産者　北野真奈美
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４４３号
名古屋市北区杉村１丁目17番14号　トミダビル３Ｃ号
破産者　宗岡　睦幸
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５６４号
愛知県日進市本郷町前川1243番地５　プリンセスガーデン日進203
破産者　近藤茂（法定代理人成年後見人　山中千昌）
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５６７号
愛知県津島市百島町字祢宜69番地　フォーブル木村105号
破産者　寺澤　正雄
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５７９号
名古屋市北区米が瀬町135番地１　介護老人保健施設メデケアド寿、住民票上の住所名古屋市南区城下町３丁目５番地の３
破産者　竹田　清一
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６００号
愛知県春日井市如意申町７丁目12番地11　シティハイツハピネス202号
破産者　伊藤　友美
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６１０号
名古屋市名東区高針原２丁目1908番地　エクセル瑞雲Ｂ105号
破産者　柏木優一
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６２３号
名古屋市北区水草町２丁目60番地の２　水草団地３棟1011号
破産者　李　　丙紀
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６３０号
名古屋市守山区青山台502番地　吉根住宅７棟210号
破産者　松原さやか
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６３５号
名古屋市守山区本地が丘1701番地　本地荘26棟301号
破産者　川端　加奈（旧姓海藏）
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６５５号
愛知県尾張旭市三郷町富丘62番地１　パレス明和203号
破産者　野谷　博喜
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６８９号
名古屋市中川区北江町３丁目５番地の２　シャトレーＡＳＡＨＩ102号
破産者　石原みず季
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６９７号
名古屋市天白区島田が丘806番地　ラ・メゾン島田３Ａ号、従前の住所名古屋市天白区御前場町46番地の３
破産者　木村　智美（旧姓牛田）
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７１２号
名古屋市名東区社が丘１丁目1703番地　三松ハイツ203号、従前の住所名古屋市千種区京命２丁目７番８号　ホワイトキャッスルＣ－７
破産者　松原　　幹
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３８０号
兵庫県高砂市西畑３丁目１番５－405号
破産者　宮川　仁美
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３８５号
兵庫県姫路市香寺町須加院338番地273
破産者　田中　　茂
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３９４号
兵庫県姫路市庄田86番地１　市営住宅７棟721号
破産者　浦上組こと　浦上　良一
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４３８号
兵庫県加古川市東神吉町神吉1370番地の５
破産者　伊藤みゆき
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４５０号
兵庫県姫路市広畑区西蒲田949番地１　Ｋ・プラウド102号室
破産者　白井　郁太
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４５４号
兵庫県姫路市峰南町１番21―107号　桑ノ木宿舎Ｃ棟
破産者　清田　由香
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１８２号
奈良市紀寺町390番地の１　エスタンシア紀寺201号
破産者　吉井　正利
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２００号
岡山県総社市井手1062番地１　ピアＡＣＥ21Ａ棟206号室
破産者　北村　友彩
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２１０号
岡山県倉敷市幸町８番27号　特別養護老人ホーム　みゆき園、住民票上の住所岡山県倉敷市中庄35番地17
破産者　越智　浩史
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２３１号
岡山県倉敷市笹沖95番地２　プレジール堀田110、転居前の住所岡山県倉敷市沖245番地１　ユニキューブ北棟
破産者　多賀　　誠
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第５０３号
福岡県遠賀郡水巻町頃末南１丁目15番13号、前住所福岡県中間市岩瀬１丁目27番10号
破産者　梅本　　力
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５８４号
北九州市門司区社ノ木１丁目１番24―301号
破産者　田村　健大
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５９３号
北九州市八幡東区前田３丁目９番１―201号、開始決定時の住所北九州市八幡西区幸神２丁目３番16号
破産者　山本　壮寿
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６１７号
北九州市小倉北区赤坂２丁目19番７―304号、前住所北九州市小倉北区下富野５丁目１番30号
破産者　有福あすか
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６１９号
福岡県遠賀郡岡垣町野間南５番１―207号　ルシオーレ
破産者　加藤　　茜
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６４１号
福岡県中間市岩瀬１丁目14番13号
破産者　小西　弘高
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６５７号
北九州市八幡西区青山２丁目10番57号、前住所北九州市八幡西区南王子町２番33―1206号
破産者　乙藤花澄美
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６６３号
北九州市八幡西区東鳴水３丁目３番４号（201号）
破産者　瀧口　純治
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４６号
鹿児島県南さつま市金峰町宮崎555番地２
破産者　山村　逸子
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和８年（フ）第４８号
鹿児島県南さつま市加世田武田15135番地　中野住宅５号
破産者　安部惠美子
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和８年（フ）第４９号
鹿児島県南九州市川辺町清水1280番地１
破産者　豊永　茂美（旧姓上田）
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和８年（フ）第５７号
沖縄県糸満市西崎町３丁目510番地の111　Ｄ―15
破産者　照屋　典彦
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２１０号
沖縄県那覇市首里末吉町３丁目45番地１　グランイーズ那覇末吉303、住民票上の前住所沖縄県石垣市字真栄里230番地６　Ｙ―ＢＯＸプコン306
破産者　識名小百合（旧姓田中）
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２６２号
沖縄県豊見城市字豊見城341番地１　コンフォートＴＭ101号
破産者　濱川　友代
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１６６号
北海道釧路郡釧路町東陽西１丁目２番地15　シティライフ東陽201号室
破産者　佐藤　有美
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８５号
釧路市文苑４丁目44番１号
破産者　留目　一輝
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８６号
釧路市白金町25番３号
破産者　久保　昌弘
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１４０号
北海道帯広市西20条南３丁目４番６号
破産者　軍司瑠稀菜
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第１６０号
北海道帯広市西17条南５丁目４番地９　コーポマイロードⅡ　105号室
破産者　村上　康衣
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第１６１号
北海道上川郡清水町南10条10丁目７番地１
破産者　金田　　学
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第５５号
青森県弘前市大字豊原二丁目９番地20　ミモザトヨハラ103号、旧住所青森県弘前市大字早稲田四丁目７番地４　2004ＷＡＳＥＤＡ201号
破産者　中田　伸治
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第９８号
栃木県佐野市越名町362番地
破産者　田口　清子
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第９９号
栃木県足利市新宿町778番地　アシスト足利マンション２－302、前住所群馬県太田市矢場新町147番地49
破産者　栗原　遼
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第１００号
栃木県足利市朝倉町２丁目15番地14　わたらせⅡ203、前住所茨城県土浦市中720番地５メゾンラピスⅡ　303
破産者　首藤　温美
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第１２６号
神奈川県三浦市初声町下宮田3629番地４、前住所神奈川県足柄上郡大井町篠窪158番地２
破産者　山崎　陸
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１７４号
神奈川県逗子市新宿３丁目６番13号　逗子ハウス203、前住所神奈川県横浜市戸塚区矢部町1283番地１グッドルームレジデンス戸塚223号
破産者　福田　桃子
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第３０５号
神奈川県秦野市並木町７番21号　フォルツァート　３号
破産者　木村　由美
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３３０号
神奈川県愛甲郡愛川町中津2754番地の２コーポタナカⅠ－205
破産者　馬場　毅
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３６０号
神奈川県秦野市曲松１丁目８番23号
破産者　佐藤亜衣莉
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１４７６号
名古屋市熱田区一番３丁目９番15号
破産者　谷田　昌隆
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４７号
三重県四日市市東日野町738番地６
破産者　内野　憲資
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第５０１号
京都市南区東九条西河辺町19番地１　プレサンス　ＴＨＥ　ＫＹＯＴＯ　粋都712
破産者　衣川　裕人
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６９４号
京都市伏見区小栗栖中山田町12番地の１　府営住宅小栗栖西団地４－306
破産者　葛原　力代
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７１２号
京都市山科区四ノ宮鎌手町33番地35　カティ・ワン301、前住所滋賀県草津市芦浦町803番地　大同運送寮
破産者　松木　興世
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７８６号
京都市山科区東野門口町13番地１　山科ハイツ566
破産者　新妻　千夏（旧姓　堀）
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８１５号
京都府八幡市男山香呂３番地－Ａ57－401
破産者　宮田　亮
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８５３号
京都市山科区勧修寺堂田13番地の１　９－405
破産者　塩谷　清次
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８７４号
京都市伏見区羽束師志水町126番地３　ウイングカレッジ　101
破産者　巽　政子
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９０４号
京都市伏見区納所町547番地60　淀団地第２住宅４棟　124号室
破産者　道永　海
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９０５号
京都市伏見区納所町547番地60　淀団地第２住宅４棟　124号室
破産者　道永　真琴
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９３１号
京都市北区紫野南舟岡町15番地２　クラスカ西陣301号
破産者　翠宏織・翠洸織こと　齊藤　喜雄
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９３２号
京都市北区紫野南舟岡町15番地２　クラスカ西陣301号
破産者　齊藤　良江
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第３３号
京都府亀岡市千代川町今津２丁目16番１号　エミネンス404号
破産者　戸島景子こと鄭景順（旧姓西山）
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

令和８年（フ）第３７号
京都府亀岡市追分町八ノ坪26番地27
破産者　橋本　弘
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

令和８年（フ）第３８号
京都府南丹市園部町船岡小前田35番地
破産者　小笠原蓮華
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

令和８年（フ）第２０号
京都府舞鶴市字上安1923番地１－246号、前住所大阪府八尾市佐堂町１丁目７番６号　高橋マンション301号
破産者　前田　リサ
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和８年（フ）第２３号
京都府舞鶴市行永東町９番地の１
破産者　橋垣　恵
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和８年（フ）第２５１８号
大阪市住吉区我孫子５丁目９番17―109号
破産者　鳥羽　健一
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２５２３号
大阪市浪速区桜川２丁目５番２号　Ｈｏｍｅ　Ｂｕｉｌｄｅｒ　Ｓａｋｕｒａｇａｗａ　203号
破産者　平野　奏宙
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６２１号
大阪府摂津市正雀本町１丁目15番１―202号
破産者　中島　寛人
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７７８号
大阪府守口市寺内町１丁目７番２号、前住所大阪市東淀川区小松２丁目14番19号　エスペリア小松　205号
破産者　秋山　瑞樹
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８８７号
大阪府吹田市青葉丘南３番58号　(207)
破産者　青木　拓未
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９５５号
大阪市浪速区敷津東３丁目６番８―512号
破産者　萩岡　　樹
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９７１号
大阪府枚方市香里園東之町19番25―301号
破産者　髙橋　京子
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９７９号
大阪府吹田市千里丘上16番６―306号
破産者　朶　　祐樹
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９９６号
大阪府門真市小路町22番19―201号
破産者　西村　俊洋
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３１３３号
大阪府箕面市西宿２丁目６番43―２Ｄ号
破産者　鈴木　妃奈
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３１６０号
大阪府東大阪市菱江５丁目14番９号
破産者　伊達　晶吾
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２１６号
大阪府茨木市末広町４番13号　コーポ桜ヶ丘301号、前住所大阪府茨木市水尾４丁目５―17　ハイツミドーⅡ　215号
破産者　樫　喜美子
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２８２号
大阪府守口市大久保町３丁目24番３号
破産者　山下　龍二
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３２２号
大阪市東淀川区瑞光５丁目３番１―1303号
破産者　佐藤　利明
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３５２号
大阪市西区本田１丁目６番19―205号
破産者　宮内美代子
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３８０号
大阪市生野区桃谷２丁目23番51号　メゾン桃谷　401号
破産者　井上　裕喜
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４１１号
大阪市東住吉区桑津１丁目９番25―210号
破産者　陽本真悠こと　陳　　真悠
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４６５号
大阪市東淀川区西淡路３丁目７番20号　コーポ中瀬　203号
破産者　松田　　薫
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４６６号
大阪市淀川区三津屋南２丁目20番22号　パークハイツ　９号
破産者　原田　治夫
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５５７号
大阪市浪速区幸町３丁目１番15―305号
破産者　藤井　由真
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７１２号
大阪府茨木市玉櫛１丁目５番13―211号
破産者　仲宗根　悠
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７４９号
大阪市住之江区中加賀屋２丁目７番９号307号、前住所大阪府寝屋川市昭栄町９番20号（201号）
破産者　井尻　　響
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７５３号
大阪府豊中市曽根南町２丁目14番６号
破産者　永田富美代
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７７４号
大阪府東大阪市稲葉２丁目１番13号　ニチイケアセンター花園
破産者　寿左官工業所こと兵頭寿一こと　兵頭　壽一
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７８３号
大阪府東大阪市俊徳町１丁目６番25号　406号
破産者　森本　和人
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８０２号
大阪府東大阪市御厨南３丁目１番52号　スワンハイツ　605号
破産者　嶋田美輪子
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８２０号
大阪市平野区長吉長原西２丁目６番８―410号
破産者　北口加代子
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８４２号
大阪市東淀川区西淡路１丁目11番10―302号、前住所大阪府泉南市信達市場346番地の２
破産者　仲　　航
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９７５号
大阪市港区池島３丁目１番２―502号
破産者　本間　孝枝
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９９２号
大阪市都島区中野町２丁目11番８号　ハイライフ中野　207号
破産者　佐脇　　遼
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０２７号
大阪市平野区長吉六反５丁目８番２―1010号
破産者　山下由加里
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１０３号
大阪市西成区花園南１丁目10番７―803号
破産者　松本　博明
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１３８号
大阪市平野区平野宮町２丁目９番５号　ピリカ平野宮町　302号、前住所大阪市中央区瓦屋町３丁目７番６号　ポルテボナール601
破産者　左村　一成
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１４６号
大阪市平野区喜連７丁目４番２―709号
破産者　羽場由紀子
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１９２号
大阪市平野区平野本町１丁目７番23号　富士ハイツ　56号、前住所金沢市横山町８番23号（アップルハウス兼六園・102号）
破産者　中嶋　大策
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２２５号
大阪市住吉区南住吉３丁目９番17号　ナーシングリハビリホーム神楽、前住所大阪市住吉区苅田３丁目８番18号　早川マンション201号
破産者　松田紀美子
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１６３号
兵庫県宝塚市野上６丁目10番34号
破産者　行部　吏乙（旧姓永田）
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第３９１号
兵庫県姫路市東夢前台２丁目65番地　県営姫路東夢前台住宅１号棟1009号、従前の住所神戸市灘区岩屋北町５丁目１番８号　401
破産者　宮西恵実子
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３９９号
兵庫県姫路市増位本町２丁目６番８号
破産者　須内　敏仁
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４５３号
兵庫県姫路市手柄２丁目50番地　セルサス手柄Ａ103
破産者　ＰＡＳ　ａ　ＰＡＳこと　髙橋　亜紀（旧姓岩野）
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３３号
山口県下松市西市１丁目10番24号　グランモア西市Ｂ201号
破産者　河根　直生
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第４６号
山口県光市大字塩田1382番地４、前住所山口県周南市桜木１丁目７番25号　ジョイフル桜木101号
破産者　森　由紀枝
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第４７号
山口県周南市野村１丁目11番８号
破産者　田中喜美江
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第３５号
山口県岩国市周東町上久原1581番地１　101
破産者　森本　隆宏
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

令和８年（フ）第５０号
山口県柳井市中央３丁目２番28号
破産者　西村　　格
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

令和８年（フ）第５４号
山口県岩国市平田一丁目27番10号
破産者　福島　杏祐
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

令和８年（フ）第５７号
山口県岩国市錦見六丁目15番30号
破産者　平田　　勝
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

令和８年（フ）第５８号
山口県熊毛郡平生町大字佐賀1615番地の１
破産者　松岡　武志
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

令和８年（フ）第６１号
山口県岩国市保津町１丁目19番32号
破産者　角　亜紀子
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

令和８年（フ）第２４１号
徳島県徳島市南二軒屋町石井利1339番地３仁木ハイツ101号室、住民票上の住所徳島県徳島市八万町千鳥55番地の１　フレグランド千鳥305号
破産者　佐野美智子
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６１２号
北九州市小倉北区真鶴１丁目７番33―407号
破産者　堀尾　延宏
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１７８号
長崎県長崎市御船蔵町１番54号　コーポハーバーイン御船蔵201号
破産者　田島　美香
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１９６号
長崎県西彼杵郡時津町浦郷466番地１
破産者　竹永　　薫
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０５号
長崎県長崎市秋月町327番地
破産者　山西　忠男
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１２号
長崎県長崎市上銭座町13番23号
破産者　平瀬　里美
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２２２号
長崎県長崎市大鳥町４番13号
破産者　小川　遥華
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１０９号
鹿児島県曽於市大隅町中之内1887番地３
破産者　川邉　義光
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１１２号
鹿児島県志布志市志布志町帖6848番地３
破産者　小倉　小夜子
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

小規模個人再生による再生計画認可

令和７年（再イ）第３６号
群馬県高崎市東貝沢町二丁目17番地７　K'ｓＴＷＯ102号
再生債務者　齋藤　利紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日　前橋地方裁判所高崎支部

令和７年（再イ）第４７３号
大阪市阿倍野区播磨町３丁目１番13―504号
再生債務者　神田幸夫こと　姜　　幸夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第１６７号
神奈川県横浜市旭区鶴ケ峰２―59―30
再生債務者　野島　嘉仁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２号
タイ王国チョンブリー県シラチャ郡スラサック町第10地区180番スタナーレジデンス202号
再生債務者　井上　茂樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月８日
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（再イ）第５８号
千葉県柏市千代田２丁目12番23―８号、前住所千葉県柏市新柏１丁目18番地　新柏住宅５―407号
再生債務者　田中　公香
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第１号
群馬県利根郡片品村大字須賀川162番地１
再生債務者　星野　　浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日
前橋地方裁判所沼田支部個人再生係

令和８年（再イ）第５３号
神奈川県厚木市飯山4281番地１
再生債務者　長澤　拓也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第２０号
北九州市八幡西区陣原２丁目６番５―105号
再生債務者　大神　聖治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第８５号
北九州市小倉南区田原３丁目16番３号（ｃ102）
再生債務者　熊倉ケイジことＶＩＴＴＯＲＡＺＩ　ＫＵＭＡＫＵＲＡ　ＢＲＡＹＮＥＲ　ＫＥＩＤＹ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（再イ）第３７号
沖縄県那覇市字安謝664番地50　安謝第一市営住宅1012
再生債務者　仲村　昌浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（再イ）第５号
沖縄県浦添市西原３丁目19番５―303号　アネックス苑
再生債務者　次久前　徹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月13日
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（再イ）第１０号
沖縄県浦添市前田２丁目４番１―102号　ニューライフ浦添
再生債務者　玉城　拓郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月14日
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（再イ）第５号
岡山県津山市上田邑2122番地５
再生債務者　藤本　辰徳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日　岡山地方裁判所津山支部

令和８年（再イ）第１０号
群馬県渋川市八木原286番地７
再生債務者　石田　講平
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第４４号
千葉県流山市おおたかの森西１丁目３番地の５　Ｋ．Ｍ．おおたかの森303
再生債務者　小出　真裕
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第５６号
千葉県松戸市小金原５丁目26番地の23
再生債務者　中西　雄太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月９日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第１０４号
名古屋市熱田区伝馬１丁目11番８号　魚よしビル403号
再生債務者　小島　優依（旧姓　白石）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１４号
群馬県北群馬郡榛東村大字新井1893番地３
再生債務者　深澤　謙介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第７８号
福岡県遠賀郡芦屋町花美坂１番11号
再生債務者　大下　優香
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第８１号
北九州市小倉南区下城野２丁目６番33―506号
再生債務者　濱岡　範充
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第８号
北海道苫小牧市日吉町３丁目８番９号　グランカーサⅣ蔵102号
再生債務者　大島　朋晃
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（再イ）第１号
山形県新庄市沖の町２番21号
再生債務者　本間　誠一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日　山形地方裁判所新庄支部

令和８年（再イ）第９３号
千葉県八千代市八千代台北10丁目９番52号
再生債務者　桑名　涼太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第１０２号
千葉県船橋市緑台１丁目１番18号
再生債務者　大澤　和明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第１１９号
千葉県市原市西広３丁目５番地30
再生債務者　戸田　修一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第１２７号
千葉市中央区生実町1853番地27
再生債務者　川島　　伸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第１２９号
千葉県船橋市大穴北８丁目11番34号
再生債務者　大東　　裕
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第１６８号
東京都練馬区豊玉北１―11―２―202
再生債務者　小野　　廉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２９号
新潟市西区内野山手２丁目13番19号
再生債務者　佐藤　大翔
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日　　新潟地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第７号
石川県河北郡内灘町ハマナス２丁目38番地
ノーブルハイツ２・４Ｃ号
再生債務者　岡戸　隆明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日　　金沢地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第８号
石川県白山市鹿島町ぬ165番地５
再生債務者　西野栄治郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日　　金沢地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第２６号
金沢市上荒屋６丁目432番地２
再生債務者　鷹田　敬次
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日　　金沢地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第２７号
金沢市観音堂町ロ236番地
再生債務者　出村　孝久
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日　　金沢地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第９号
福井市舟橋新２丁目935番地１
再生債務者　藤田　貴旭
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日　福井地方裁判所

令和８年（再イ）第１１号
愛知県丹羽郡大口町上小口３丁目75番地５
再生債務者　植木　健太
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（再イ）第６４号
京都市左京区北白川山ノ元町60番地１　メゾン・ルイ・マリ　103号室
再生債務者　中嶋　弘行
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再イ）第１４９号
大阪市城東区今福西２丁目７番６号
再生債務者　山本　　学
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第２３４号
大阪府摂津市千里丘東５丁目19番32号
再生債務者　宗　　貴之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第２６３号
大阪府摂津市鳥飼新町１丁目６番33号
再生債務者　江上　周吾
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第２８１号
大阪市旭区赤川２丁目５番６号　ＥＩＧＨＴ　ＳＨＩＲＯＫＩＴＡ　701
再生債務者　田村　広志
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第２１号
大阪府河内長野市古野町７―36（住民票上の住所）大阪府河内長野市向野町462番地の29〈駒井方〉
再生債務者　新谷　英司
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和８年（再イ）第４号
和歌山県新宮市神倉１丁目12番９号
再生債務者　楠本　晃也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日
和歌山地方裁判所新宮支部

令和８年（再イ）第２４号
広島市安佐北区大林４丁目９番45―１号
再生債務者　山代由希絵
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第２１号
徳島県鳴門市撫養町立岩字芥原７番地11
再生債務者　八木　智道
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日　徳島地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第１９号
宮崎県児湯郡高鍋町大字持田1662番地12
再生債務者　川﨑　和男
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第６０号
兵庫県加古郡稲美町加古9076番地の１
再生債務者　前田　篤史
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（再イ）第８号
岩手県北上市鬼柳町卯の木168番地８
再生債務者　村元　宏明
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日　盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（再イ）第１２号
岩手県北上市村崎野13地割35番地23
再生債務者　髙橋　友貴
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日　盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（再イ）第３号
福島県郡山市桑野一丁目23番28号　ネオハイツ桑野211号
再生債務者　後藤　啓志
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日
福島地方裁判所郡山支部再生係

令和８年（再イ）第１１６号
千葉市緑区あすみが丘東５丁目14番地37
再生債務者　山田　和範
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第３号
三重県伊勢市勢田町955番地
再生債務者　中井　佑弥
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日
津地方裁判所伊勢支部再生係

独立行政法人大学入試センター令和７事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項に基づき、令和７事業年度独立行政法人大学入試センターの財務諸表について次のとおり公告します。

令和８年10月29日

東京都目黒区駒場２丁目19番23号
独立行政法人大学入試センター
理事長　牛木　辰男

貸　借　対　照　表

（令和８年３月31日）

（単位：円）

資産の部			
Ⅰ流動資産			
１現金及び預金		4,738,193,970	
２業務未収金		4,864,500	
３未収金		2,114,471	
４前払費用		1,702,135	
５棚卸資産		885,219	
流動資産合計			4,747,760,295
Ⅱ固定資産			
１有形固定資産			
建物	2,713,291,086		
建物減価償却累計額	△ 1,515,744,815	1,197,546,271	
構築物	84,919,417		
構築物減価償却累計額	△ 81,809,286	3,110,131	
工具、器具及び備品	955,599,312		
工具、器具及び備品減価償却累計額	△ 936,588,207	19,011,105	
土地		9,670,000,000	
建設仮勘定		4,288,900	
その他		2,500,000	
有形固定資産合計		10,896,456,407	
２無形固定資産			
特許権		406,946	
ソフトウェア		264,102,668	
電話加入権		1,285,200	
無形固定資産合計		265,794,814	
固定資産合計			11,162,251,221
資産合計			15,910,011,516

負債の部			
Ⅰ流動負債			
１預り寄附金(注)		3,211,534	
２業務未払金		785,998,880	
３未払金		33,697,114	
４設備購入未払金		24,354,000	
５未払費用		12,816,055	
６未払消費税等		29,710,600	
７契約負債		134,160,900	
８預り金		61,992,738	
９賞与引当金		83,190,522	
流動負債合計			1,169,132,343
Ⅱ固定負債			
１資産見返負債(注)			
資産見返運営費交付金	28,294,081		
資産見返寄附金	1,475,226		
資産見返物品受贈額	49		
資産見返補助金等	33		
資産見返負債合計		29,769,389	
２退職給付引当金		504,849,622	
固定負債合計			534,619,011
負債合計			1,703,751,354
純資産の部			
Ⅰ資本金			
政府出資金		11,085,397,410	
資本金合計			11,085,397,410
Ⅱ資本剰余金			
１資本剰余金		930,071,225	
２その他行政コスト累計額(注)		△ 1,239,274,911	
減価償却相当累計額		△ 956,889,615	

減損損失相当累計額	△ 1,162,800		
除売却差額相当累計額	△ 281,222,496		
資本剰余金合計		△ 309,203,686	
Ⅲ利益剰余金			
１前中期目標期間繰越積立金(注)	423,404,381		
２積立金	2,461,040,713		
３当期未処分利益			
当期未処分利益	545,621,344		
（うち当期総利益）	(545,621,344)		
利益剰余金合計		3,430,066,438	
純資産合計			14,206,260,162
負債純資産合計			15,910,011,516

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行政コスト計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　損益計算書上の費用		
業務費	11,091,246,030	
一般管理費	467,984,046	
臨時損失	7,312,013	
損益計算書上の費用合計		11,566,542,089
Ⅱ　その他行政コスト		
減価償却相当額(注)	53,803,002	
除売却差額相当額(注)	1	
その他行政コスト合計		53,803,003
Ⅲ　行政コスト		11,620,345,092

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損益計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ経常費用			
１業務費			
給与、賞与及び諸手当	852,868,480		
法定福利費・福利厚生費	140,980,636		
退職給付費用	63,192,657		
雑給	40,595,807		
外部委託費	1,367,690,067		
支払リース料	259,325,244		
賃借料	1,664,369,914		
減価償却費	92,398,506		
保守・修繕費	331,070,017		
水道光熱費	39,842,825		
旅費交通費	574,320,792		
材料消耗品費	427,874,861		
機器・物品費	4,259,930		
諸謝金	711,403,380		
支払手数料	538,918		
監督者等経費	2,553,814,820		
印刷費	1,635,560,169		
その他	331,139,007		
業務費合計		11,091,246,030	
２一般管理費			
役員報酬、賞与及び諸手当	51,055,713		
給与、賞与及び諸手当	131,450,492		
法定福利費・福利厚生費	23,760,945		
退職給付費用	13,314,181		
雑給	9,622,421		
外部委託費	44,351,960		
賃借料	998,612		
減価償却費	40,904,920		
保守・修繕費	33,849,402		
水道光熱費	31,577,128		
旅費交通費	1,295,687		
材料消耗品費	5,256,488		
機器・物品費	250,800		
諸謝金	4,828,380		
支払手数料	1,481,447		
その他	73,985,470		
一般管理費合計		467,984,046	
経常費用合計			11,559,230,076

Ⅱ経常収益		
1 業務収益		
検定料収入	8,849,436,000	
成績提供手数料収入	2,606,526,000	
成績通知手数料収入	327,401,600	
業務収益合計		11,783,363,600
2 業務外収益		
高卒認定試験読取手数料収入	1,702,212	
その他収入	7,548,063	
業務外収益合計		9,250,275
3 寄附金収益(注)		
寄附金収益	4,608,929	
寄附金収益合計		4,608,929
4 資産見返負債戻入(注)		
資産見返運営費交付金戻入	1,935,327	
資産見返寄付金戻入	769,738	
資産見返負債戻入合計		2,705,065
5 財務収益		
受取利息	13,145,204	
財務収益合計		13,145,204
6 雑益		
物品受贈益	1,825,340	
雑益	6,074,120	
雑益合計	7,899,460	
経常収益合計		11,820,972,533
経常利益		261,742,457
Ⅲ臨時損失		
固定資産除却損	3,686,813	
検定料等免除費	3,625,200	
臨時損失合計		7,312,013
Ⅳ臨時利益		
退職給付引当金戻入益	19,726,601	
資産見返補助金等戻入	1	
臨時利益合計		19,726,602
Ⅴ当期純利益		
当期純利益		274,157,046
Ⅵ前中期目標期間繰越積立金取崩額(注)		
前中期目標期間繰越積立金取崩額		271,464,298
Ⅶ当期総利益		
当期総利益		545,621,344

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

純　資　産　変　動　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

	Ⅰ　資本金		Ⅱ　資本剰余金						
						その他行政コスト累計額			
	政府出資金	資本金合計	資本剰余金	前中期目標期間繰越積立金	無償贈与	減価償却相当累計額（△）	減損損失相当累計額（△）	除売却差額相当累計額（△）	資本剰余金合計
当期首残高	11,085,397,410	11,085,397,410	930,071,225	926,123,225	3,948,000	△903,323,612	△1,162,800	△280,985,496	△255,400,683
当期変動額									
Ⅰ　資本金の当期変動額									
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額									
固定資産の除売却						236,999		△237,000	△1
減価償却						△53,803,002			△53,803,002

Ⅲ　利益剰余金の当期変動額									
(1)　利益の処分又は損失の処理									
利益処分による積立									
(2)　その他									
当期純利益									
前中期目標期間繰越積立金取崩額									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△53,566,003	—	△237,000	△53,803,003
当期末残高	11,085,397,410	11,085,397,410	930,071,225	926,123,225	3,948,000	△956,889,615	△1,162,800	△281,222,496	△309,203,686

（単位：円）

Ⅲ　利益剰余金					純資産合計
前中期目標期間繰越積立金	積立金	当期未処分利益	うち当期総利益	利益剰余金合計	
694,868,679	2,190,524,851	270,515,862	—	3,155,909,392	13,985,906,119
					△1
					△53,803,002
	270,515,862	△270,515,862		—	—
		274,157,046	274,157,046	274,157,046	274,157,046
△271,464,298		271,464,298	271,464,298	—	—
△271,464,298	270,515,862	275,105,482	545,621,344	274,157,046	220,354,043
423,404,381	2,461,040,713	545,621,344	545,621,344	3,430,066,438	14,206,260,162

キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー		
原材料、商品又はサービスの購入による支出		△ 10,040,817,396
人件費支出		△ 1,322,524,324
その他の業務支出		△ 252,076,993
自己事業収入		11,598,224,827
預り金科学研究費補助金収支差額		△ 2,420,081
寄附金収入		7,000,000
小計		△ 12,613,967
利息の受取額		13,145,204
業務活動によるキャッシュ・フロー		531,237
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出		△ 5,000,000,000
定期預金の払戻による収入		5,500,000,000
有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出		△ 75,238,818
投資活動によるキャッシュ・フロー		424,761,182
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー		0
Ⅳ　資金増加額		425,292,419
Ⅴ　資金期首残高		4,312,901,551
Ⅵ　資金期末残高		4,738,193,970

利益の処分に関する書類

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		545,621,344
当期総利益	545,621,344	
Ⅱ　積立金振替額		423,404,381
前中期目標期間繰越積立金	423,404,381	
Ⅲ　利益処分額		
積立金	969,025,725	969,025,725

企業年金基金清算結了公告

当基金は、令和８年10月16日東海北陸厚生局長の承認により清算を結了したので、確定給付企業年金法施行令第63条第２項の規定に基づき公告します。

令和８年10月29日

三重県四日市市川尻町100

ＪＳＲグループ企業年金基金

清算人　小西　伸和

都市計画事業公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和８年10月29日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長　青木　由行

１　都市計画事業の種類及び名称　川崎都市計画道路事業１・２・１号高速湾岸線（扇島出入口（仮称））

２　施行者の名称　首都高速道路株式会社

３　事務所の所在地　東京都千代田区霞が関一丁目４番１号

４　事業地の所在

収用の部分　神奈川県川崎市川崎区扇島地内

使用の部分　なし

企業年金基金清算人退任公告

当基金は、令和８年10月16日をもって清算結了の承認を受けたので、確定給付企業年金法施行令第59条に基づき公告します。

１．清算人氏名　小西　伸和

２．住所　千葉県習志野市鷺沼台２―15―22

令和８年10月29日

ＪＳＲグループ企業年金基金

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50歳以上、性別骨格男性、身長166㎝

上記の者は、令和８年５月31日午後６時10分、江戸川区平井５丁目無番地平井大橋西詰高架橋橋脚内で発見されたものです。

身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨を保管してありますので、心当たりの方は、当区福祉部福祉推進課までお申し出ください。

令和８年10月29日

東京都　江戸川区長　斉藤　猛

無縁墳墓等改葬公告

三日月山霊園納骨堂の適正な管理を行うために納骨後一定の期間を経過した遺骨につきまして改葬し、合葬することとなりましたので、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、改葬することとなり、その後の引き取りはできませんのでご承知ください。

令和８年10月29日　福岡市

１　墳墓等所在地　福岡市東区大字香椎402番地の１

１　墳墓等の名称　三日月山霊園納骨堂

１　死亡者の本籍及び氏名　原田静男鹿児島県下肝郡串良町岡崎2427、木杉サカエ熊本県宇土郡不知火町大字御領868、木村勝市愛媛県西条市飯岡野口3122、常松直喜不詳、讃井ヌイ福岡市大字住吉565、藤崎栄蔵鹿児島県国分市向花町1917、池田清一長崎県西彼杵郡香焼町1955、西本芳松福岡市大字住吉885の５、平野辰男不詳、住谷長太郎奈良県橿原市今井町670の５、永野茂宮崎県西都市妻町1226、宮崎亀義不詳、大坂マツエ不詳、寺本重光熊本市清水町大字亀井907、今枝甚太郎富山県富山市荒川225、田中義夫神奈川県小田原市緑小路、真栄城澄福岡市大字原1390の２、小山長之助北海道有珠郡伊達町字南稀林127、中山太一不詳、服部友太郎北海道岩見沢市北二條西６丁目５、飯島隆義長野県南安黒郡明盛村中管、河野利男北九州市門司区大里諏訪町、入江円次郎福岡市下祇園町３番地、鷹取英雄福岡県糸島郡前原町大字潤106、伊月徳三郎徳島県西郡石井町重松57792、橋爪憲道熊本市花園町688、八尋幸吉福岡県粕屋郡粕屋町大字大隈219、後藤博福岡県飯塚市上三緒900、吉添スエノ不詳、岡竜一不詳、大田悟長崎県佐世保市小鳥町34番地、大浜豊治熊本県熊本市高麗町22、田口亨高知県長岡郡之里村仁井田1090、堤正和不詳、福永秀雄鹿児島県川内市向田町7140、小川豊志徳島市南仲町１丁目21、山口次郎吉神戸市兵庫区港町１の33、三苫庄吉福岡県福岡市羽根戸702番地、三宅安雄福岡市寿町３丁目62、上原清不詳、津田久一愛媛県松山市此花町、野口クマ不詳、田中千代松広島県佐伯郡廿日町170、前川サエ子鹿児島県大島郡大和村大字室戸14番地、宮崎国雄福岡市西新鹿原２丁目12番地、大山徳太郎福岡市古小路９番地、梶原治夫大分県日田市本庄１丁目、山本隆夫岡山県浅口郡鴨方町鴨方72、岡本為延水戸市宮町３丁目202の１、前原成遠不詳、川村源吉盛岡市土田倶町83、坂巻万亀之助福岡市東中洲12番地、田坂良一山口県萩市大字椿1553、古田悟朗福岡市大字箱崎2930、石川茂雄熊本市秋津町沼山津1167、中村市治大川市向島町2314、中村文江不詳、松鐘豊吉久留米市瀬の下町86、山田シズコ不詳、北村政五郎岐阜県養老郡養老町大字跡801、大川徳次兵庫県姫路市町坪208、外山照男熊本県鹿本郡田底村大字米塚228、上坂十八不詳、井島謙造東京都台東区浅草柳橋2015、岡田慎次不詳、渡辺兼義島根県飯石郡赤来町大字野萱781、石井かつ子不詳、橋本豊松福岡市大字箱崎2656の１、高山正夫高知市三里526、中田政夫熊本県菊池郡大津町大字杉水3049、志村長平福岡市互町44の２、津田ムメ福岡県糸島郡前原町大字三雲237、若林喜七郎福岡県田川郡金田町大字神崎1469、川野浩蔵鹿児島市上竜尾町88、関信子大阪市港区西田中町４丁目34、広田キミ佐賀市東魚町15、小橋東男岡山県邑久郡長船町大字八日市546、文学成朝鮮、秋丸茂悦鹿児島県大島郡徳之島町亀徳2064、西川一不詳、

田島リキ長崎市龍町５の７、灰崎ハツ鹿児島県出水市野田村村名越、中村武長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷1874、小河シヅエ北九州市門司区大字門司1069、山口興三郎福岡県筑後市大字羽犬塚町558番地の１、川口五郎東京都品川区上崎町仲丸２の９、石川喜咲子横浜市南区永田町502、中山隆熊本県菊池市西合志村3313、志賀保雄長崎市江戸町６、中山泰岩韓国以下不詳、前田秀治福岡県久留米市庄島町506、姜日正朝鮮以下不詳、渡辺栄治宮城県仙台市上染師町57、吉丸ツネ佐賀県杵島郡江北町大字山口1601、吉田一夫不詳、横田清隆富山市星井町40、山本音市島根県邑智郡日貫町、山崎正雄不詳、室園シノ福岡市大字西堅粕283、宮崎儀俊不詳、万田谷次郎福岡市天神１丁目407、松井カヨ大阪市西成区鶴見橋通り１丁目１番地、真柄藤八福岡市大字住吉910、林春吉岐阜市中大桑町31、稲原又五郎糸島郡前原町大字長野1531、西生豊司熊本市本荘町105、中島岩太郎長崎県南高木郡有明町大三東茂2674、徳永仙吉朝倉郡朝倉町大字大庭519、土井ツカ大阪市東成区大今里本町３丁目98、出水美佐子不詳、津守ヒデ子大分県北海部郡佐賀関町大字志生木3126、塚本広喜愛媛県喜多郡長浜町大字出海甲1301の１、田畑宗一宮崎県西諸県郡飯野町大字杉水流86、田中正筑後市大字熊野1411、髙橋トキ福岡市荒戸町54番地、髙橋新生大分県臼杵市大字福良1831番の５、髙野勇熊本県阿蘇郡南小国村万願寺8851、須古井スキ福岡市下辻堂町４、杉山勇平長崎県平戸市根獅子町168、杉本武夫田川市大字夏吉724番地、白石スエ大阪市大淀区中津本通り２丁目106、徐錫萬慶尚南道居昌郡馬利面未屹里811、植園繁蔵北九州市門司区大字小森江1091番地の１、近藤一枝東京都北区岩渕町２の245、古賀トラノ不詳、古賀梅次郎長崎市本紙屋町43、窪田友次郎奈良県山辺郡山添村大字室津、国武金太郎福岡県三井郡草野町吉木1888、兼武幸平伊万里市黒川町畑川内1901、岡崎一夫福岡県田川郡香春町大字採銅町310、大村利行不詳、大藤八千雄山口県豊浦郡豊浦町大字黒井２の78、大崎大作不詳、大石義春長崎市岩川町20番地、江崎佐一福岡県筑後市大字熊野973、内田隆治京都市上京区紫富西町14、上村幸雄京都市上京区、井上テル福岡県三潴郡筑邦町大字安武本560、伊佐ハナ東京都台東区浅草七軒町４、吉田恭三不詳、和田武一福岡市大字馬出789、豊橋ハナ福岡市千代町１丁目25、小田乙子不詳、山本リツ不詳、浜田シカノ不詳、荒木市郎福岡県糸島郡前原町加布里894、藤田九弐下関市大字関後地村498、松本和一大阪市住吉区平野本町３丁目、米本佐一郎不詳、平塚紋蔵久留米市大橋町常持881、古賀幸恵不詳、鈴木成吉不詳、国友政行不詳、村田貞男不詳、田中カチ不詳、村田ミツ神奈川県鎌倉市山ノ内1347、矢羽田章福岡県山田市大字上山田120、近藤則之長崎市大浦東山町76、三上岩次郎福岡県浮羽郡吉井町232の１、樋泉千代福岡県遠賀郡芦屋町、一木常雄不詳、山下次郎長崎県南松浦郡三井楽町大川郷277、松本初穂佐賀県藤津郡太良町大字多良2796、坂井ミツ香川県高松市浜の町234、白水フジ福岡市下東町30、藤田伊三郎北九州市八幡区屋敷町、川下章福岡市石城町３丁目22、東坂良一広島県芦品郡新市町大字新市1029の１、村田マツヨ福岡市東中洲町189、嘉村フミ新潟県南蒲原郡栄村大字前谷内426、白木新吾福岡県三井郡小郡町大字小郡1238、正田一一広島県双三郡吉舎町大字安田1456の１、永田シゲ東京都渋谷区松涛１丁目20番地、阿南政登大分県大野郡大野町大字杉園935、馬込傳福岡市清川２丁目12号60、中村陽三郎佐賀県西松浦郡有田町、吉本繁雄山口県長門市東深川1511、森信義愛媛県宇摩郡長津村、世羅清広島県高田郡白木町大字志路1699の１、金南用朝鮮（全羅南道羅叶郡平同面松村）、松本庄三郎北海道小樽市堺町158番地、坂田広（自称）不詳、田中純子大分県別府市流川通り３丁目、藤木スイ福岡県粕屋郡宇美町大字宇美2178、安部幸次福岡市大字堅粕283番地、二宮保雄愛媛県今治市通町１丁目３の１、石田房次郎福岡市三笠本町７、松野品子福岡市高砂２丁目19の６、加藤トシエ長崎県福江市小泊町335、加藤幸治長崎市桜馬場町114、川久保トリ子不詳、大島安夫長崎市大浜町845、千場真介熊本県上益城郡益城町大字宮園450、杉本積太郎不詳、清水金三郎滋賀県野洲郡中主町大字西河原289、林信一愛知県名古屋市中区流川町１丁目13、中西岩光三重県伊勢市宮後町685、不動又次郎大分県下毛郡三光町大字臼木985番地の３、山本和三郎福岡市簀子町75―２、西山安治大分県東国東郡国東町字吉本、榎本ナツ福岡県行橋市大字行事1187の２、小林アサノ福岡市清川１丁目６―22、森部傳福岡県朝倉郡朝倉町大字比良松下町、栗山助吉不詳、佐藤京助不詳、朴鉄俊韓国、田代セキ福岡県粕屋郡粕屋町大字大隅1063、井上豊不詳、坂本輝夫島根県浜田市原井町1216、牛嶋音市佐賀県杵島郡有明町戸ケ里1331―１、林久男不詳、松本威郎松山市北立花町７―13、小田キミ福岡市千鳥町15番地、清水助一不詳、山口福松長崎県諫早市真崎町清水名村、池永勉大分県日田市、貞本啓祐山口県阿武郡阿東町地福1719、樽井ハツエ新潟県西頚城郡青海町青海4509、森田義通福岡市大博町144、栗林キヨ不詳、堤秋義福岡県行橋市大字草野188、岩本ノエ広島県安佐郡安佐町大字飯室5843、市川谷清福岡市大字住吉1649、宿里弥一郎福岡市大字春吉694、矢野勇福岡県粕屋郡新宮町大字新宮26、永田米子不詳、古賀勝佐賀県杵島郡有明町大字深浦4439、植木兼男長崎県南高来郡国見町多比良丙690、北島アサエ福岡市大字堅粕629、原政勝福岡県朝倉郡夜須町東小田842、山下行雄福岡県大牟田市大字新町16番地、小城トモ福岡市赤坂２丁目74、佐座春雄福岡市北浜町２丁目１、浜栄造熊本県本渡市楠浦296、金正伊朝鮮国慶尚南釜山、林田清次郎神戸市灘区浜田町２丁目20番地、吉田重夫不詳、小島文泰佐賀県唐津市江川町717番地、松本政男山口県宇部市本新町、中村喜一大阪市此花区西九條上通２―43、秋永弥八久留米市笹山町390番地、富永亀雄不詳、田鳳文朝鮮慶尚南道蔚山郡下廂面診庄、朝野国雄鹿児島県大島郡瀬戸内町勝浦66、加藤ナヲ岡山市上之町62、斉藤富夫福岡市冷泉町369、清田茂熊本市本荘町84、原田政吉大分県日田市南豆田若宮町568、石田実昌宮城県仙台市川内大工町15、高木元助不詳、山口登不詳、宮野七郎福岡市下対馬小路61、徳重勘七愛知県一宮市大正通４丁目５、森正人福岡市弥永１丁目782、堀尾次郎福岡県大牟田市浪花町69番地、米村優熊本県下益城郡砥用町大字安部867、井上信一熊本市本荘町５丁目167番地、吉川玉紀熊本県宇土郡三角町大字大田屋450、柴垣キミ熊本県下益城郡富合村榎津1133、中村正男（俗名）不詳、岩本兼三郎熊本市春日町814番地、古閑三八熊本県鹿本郡菊鹿町大字長2118番地、中川新蔵不詳、中島五月男北九州市若松区本町１丁目308番地、金石基韓国以下不詳、山本光男熊本市花園町737番地、永松源太長崎県北松浦郡宇久町平郷2785、吉川兼二不詳、越智サヨノ愛媛県越智郡伯方町木浦甲1464、堀脇美芳鹿児島県西之表市池田9884番地、津留崎幸助福岡県久留米市大善寺町宮本1344、角倉豊治不詳、江上シゲ不詳、千野寅雄山梨県韮崎市龍岡町下条南側1824、福田英太郎不詳、朴七星朝鮮金羅北道井邑郡甘谷面勝芳里385、鮫島栄鹿児島郡吉田村西佐多浦104、坂本勇雄不詳、大谷芳雄福岡市南区大字若久163番地、松永一人山口県大津郡日置村字野田378、布川良一不詳、篠崎茂三郎福岡市博多区大浜町２丁目22、加藤キミ福岡市博多区東中洲町190、登立軍一広島県高田郡八千代町大字佐々井2508、阿世賀光雄福岡県三井郡北野町大字赤司842の２、田崎利光大分市大字下郡10番地、田中定雄久留米市荒木町荒木1683、荒見卯市北九州市門司区東門司１丁目１番地の４、平井一男佐賀県杵島郡北方町大字志久1346、管竹太郎愛媛県越智郡大三島町大字基甲923、正月豊治愛媛県伊豫郡中山町大字中山217番地、甲安得韓国三千浦市実案洞872、藤田ツルヨ福岡市博多区中洲５丁目37の１、中牟田ナミエ福岡市博多区大博町536番地、大山マサエ京都市東山区五条橋東６丁目541番地、梅村松治郎山口県熊ノ毛郡平生町大字佐賀289、森廣イトヨ久留米市日吉町35番地、横田武夫佐賀県武雄市東川登町大字永野58番地、山田タツ岐阜市銀町７番地、築地季明熊本市南千反畑町25番地、金大龍韓国以下不詳、鄭龍潭（松原正市）韓国済州道済州郡西帰邑西帰面553番地、麻生彰福岡県鞍手郡鞍手町大字永谷804、木村真雄福岡県筑紫郡太宰府町大字太宰府2338番地、宮崎ヨネ不詳、深田ナミ福岡県宗像郡福間町4095番地の２、松本とめ名古屋市東区車道町２丁目30番地、上田辰次郎北九州市小倉区大坂町91番地、山内千吉（自称）広島県呉市京町２番（自称）、下川健吾熊本市京町本丁41番地、森内幸大阪市東区上町１番地、下村清市佐賀県神崎郡三田川村大字豆田700、東海林愛子不詳、金鉄洙朝鮮慶尚北道永川町大昌面大昌洞、佐藤寅雄大分県中津市大字鳥田367番地の５、原スエノ大川市大字向島2251番地の２、葉田繁造愛知県名古屋市熱田区中田町45番地、趙海得朝鮮忠南太田府五柳洞、谷口律子福岡市西区姪浜町4276、桑野美登一福岡県嘉穂郡嘉穂町大字小野谷1370、西山アヤノ愛媛県大洲市森山甲1194番地、李白龍朝鮮慶尚南道昌原郡亀山面内浦里、野中秀吉福岡県八女郡広川町大字川上497番地、石村貫一神奈川県川崎市川崎区東渡田３―70、佐々木大吉滋賀県近江八幡市野村町1452、末竹清春京都市上京区油小路通上長者町３番地、丸岡弘志福岡市南区中村町17番地、野崎豊次郎佐賀県唐津市大島7204番地の６、奥村シツ熊本市城山上代町2410番地、清水謹之助長崎県下県郡丸子町大字御嶽堂2159、平野清人福岡市博多区大字西堅粕483、林次郎（權吾鎮）朝鮮金羅南道海南郡松亭里、

脇田治兵衛垂水市南松原町88番地、佐藤繁雄福島県耶麻郡猪苗代町大字川桁字新屋敷3448番地、佐藤琢馬大分県大野郡清川村大字左右知1243番地、大家春吉滋賀県甲賀郡土山町大字鮎河1550番地、山中利秋築上郡八屋町大字大村368番地、市丸末吉佐賀県唐津市海岸通り7124、羽江隆福岡県大牟田市姫島町24、丸山亀吉福岡市中央区天神１丁目322番地、曽根重美福岡市西区姪浜町4276、袈裟丸源太郎福岡市西区大字西浦489番地、山口猛佐賀県佐賀郡東与賀町大字田中90番地、鈴木正雄愛知県豊橋市花田町大字城海津13番地、柴田義正福岡県糸島郡前原町大字前原474番地、高山ヒサ福岡市中央区西中洲５号13番地、藤田モモエ不詳、松田利春北九州市若松区浜町１丁目46の１、村山勝治不詳、林留吉福岡県久留米市国分町1924番地、古瀬ミドリ佐賀県神崎郡神崎町大字鶴、大村重光広島県福山市東村町2798番地、中村清一鹿児島県川辺郡笠砂町片浦1195、佐伯信雄福岡市博多区川端町46番地、三島五蔵福岡県糸島郡前原町加布里、森重雄熊本県水俣市丸島町2223番地、原田重延島根県大原郡加茂町大字加茂中1613、井上久雄大分県玖珠郡玖珠町大字山田1501番地、藤本正男熊本市二本木町283、隆喜祖重鹿児島県大島郡瀬戸内町大字蘇刈66番地、吉田マスヨ広島県呉市朝日町１番地、堤幸男徳島市秋田町２丁目29番地、前田ハル福岡市西区百道２丁目27番地の５、願船アサ子広島市段原新町321番地、藤口キク福岡市博多区住吉４丁目888番地の１、中村三郎不詳、高木スミ福岡市博多区住吉1344番地、矢野キミ子久留米市諏訪野町2599番地、任竜宰朝鮮全羅南道羅州郡茶道面楓山里、枝松甫岡山市門田144番地、入江福男福岡市中央区春吉918番地、木村忠博長崎市飽の浦町44番地、山村健一山口県厚狭郡楠町653番地、大須賀一鹿児島県大島郡喜界町伊実久1661番地、井原みどり不詳、佐賀三平北九州市若松区本町８丁目599番地、服部トク兵庫県神戸市兵庫区和田崎町３丁目、菅原ハナ秋田県鹿角郡花輪町新田19番地の５、松本アキノ福岡市中央区白金２丁目11―28、政岡健一広島県呉市新宮町２番地、神崎アイ子北海道阿東郡音更町下音更北八線東９番地、古賀之三郎福岡市中央区渡辺通り５丁目５－１、亀井ヒサ福岡市西区今宿924―１、永野秀雄福岡市博多区大博町115番地、河村徹也長崎県下県郡巌原町今屋敷743、大島国男東京都豊島区西巣鴨２丁目2770番地、永井惣七不詳、松本七太郎北九州市戸畑区牧山１丁目140番地、佐藤モモ代不詳、亀浦司熊本県葦北郡北町大野５の２番地、李麻東朝鮮全羅南道藤世郡島、岩見実山口県宇部市大字小串1959の１、谷口林大分県竹田市大字竹田72、松尾保福岡市博多区大浜町25―43、赤山安蔵熊本県八代郡鏡町大字鏡227番地、佐藤忠臣徳島県海部郡南町大字四方原の７、川崎末男岡山県津山市牛入247、松江末雄佐賀県小城郡三明村大字道辺220番地、佐々木勝夫不詳、松岡保雄大分県宇佐市大字江須賀1264、緒方県久留米市宮ノ陣若松665番地、金章守韓国慶尚南道釜山市、井上伝神奈川県平塚市中里467、中本暲早良郡田隈村次郎丸446、清水キク福岡市南区横手３丁目245、谷山富次鹿児島県大島郡和泊町大字大城650番地、笠井実香川県高松市宮脇町１丁目663番地、松尾清太郎福岡市以下不詳、志村清次福岡市以下不詳、中山トシ子福岡市中央区大字春吉482番地、岡部トク福岡市以下不詳、中山繁福岡市中央区大字春吉482番地、三代良朝福岡市、志村デン福岡市以下不詳、丹野敏男福岡県朝倉郡杷木町大字星丸979、後藤ケサノ福岡市西区姪浜801番地、藤井キマ福岡市博多区須崎町97番地、角田徳義熊本県天草郡有明町大字大島子2432番地、勝見ナツ福岡市中央区大手門３丁目170番地、佐久間政春福岡県田川郡金田町神崎750番地、鄭完模朝鮮以下不詳、篠崎博貴福岡市博多区千代４丁目141番地、古田ヒデ長崎県佐世保市島瀬町45番地、宮原勝佐賀県鳥栖市田代大宮町349番地、大木タメ不詳、比嘉伍徳沖縄県浦添市字城間3411番地、戸田博北九州市門司区葛葉３丁目186番地、佐藤ムツエ大分県直入郡萩町藤渡405番地、松山義明熊本県鹿本郡植木市町豊岡1251、佐藤フミ子神戸市長田区東尻池町６丁目９、金相俊朝鮮全羅北道淳昌郡、有馬武徳鹿児島県姶良郡隼人町東郷120番地、髙木伊三郎福岡市博多区住吉290番地の５、小杉績宮崎県都城市早鈴町4102、山田しずえ不詳、倉橋清一愛媛県今治市阿方甲1385番地、坂田茂雄不詳、不詳福岡市中央区天神５丁目70番地、山口リツ熊本県天草郡新和町大宮地3802、泰ハツ子福岡市東区大字下原242番地、中山隆義不詳、靏常吉福岡市中央区天神３丁目237番地、阿部なか不詳、山春富士夫不詳、山春スギ不詳、中川泰子不詳、中川正夫不詳、中川和雄不詳、中川郡太郎不詳、中川シズ不詳、中川艶子不詳、大橋義信不詳、廣川博兵衛不詳、廣川千代子不詳、廣川玲三不詳、廣川雅夫不詳、廣川清子不詳、勝博司不詳、山本百助不詳、山本ヤエ不詳、丸田清兵衛伊万里市大坪町2114番地、若郷悦隆山形県南陽市荻934番地、木下伍郎福岡市東区大字香椎1186、谷伊太郎兵庫県美方郡村岡町高津321、橋上トヨノ広島県神石郡豊松村、工藤久生山口県豊浦郡豊浦町大字川棚5827、中芳五郎愛媛県今治市共栄町１丁目３番地の３、宗成会朝鮮全羅南道木浦府桜町、森田信太朗熊本市本山町628番地、野村重雄神戸市生田区下山手通４丁目10、高瀬常作大分県日田市日高町1387番地、石田喜市郎兵庫県尼崎市築地中通５丁目145、塩明岩朝鮮全羅南道和順郡南面沙坪理495、木身國造東京都渋谷区幡ヶ谷３丁目780、坂下留太郎福岡県大牟田市川尻早月、村上竹次郎愛媛県越智窪町大字余所国654、高木實福岡市博多区下呉服町42番地、三島幸次石川県能美郡寺井町字寺井７―139の１、川口政男福岡県久留米市安武町住吉1629番地、鬼木九州男福岡県筑紫郡太宰府市大字観世音寺220番地、吉永久雄福岡県宗像郡福間町3816番地の３、申成燦韓国以下不詳、竹下嘉昭鹿児島市武町564番地、中島クニ福岡市中央区春吉３丁目８－１、安永ハル山口市大字下宇野令1555、森公済福岡県鞍手郡小竹町大字勝野4291番地の１、川上正助福岡市中央区唐人町１丁目325番地、水谷宏不詳、中野チヨノ福岡県粕屋郡新宮町大字上府945、金子房雄不詳、荒巻利吉福岡市博多区下呉服町218、広瀬武一熊本市琴平１丁目1478番地、河村富夫山口県小野田市大字有帆38番地、原田輝夫山口県佐波郡徳地町大字船路969、正蔵寺清田川郡香春町字香春775、多田野ユリ子北九州市若松区大字安屋2454、古賀幸雄福岡市博多区大字住吉565、大村孝英長崎県南松浦郡若松町榊浦948番地の１、津田安彦福岡県糸島郡前原町大字三雲237、小山タキ愛媛県松山市古三津町1476、渡辺祥三郎愛媛県東予市三芳1335番地、近藤盛徳島県三好郡三加茂町西庄字馬路152番、大西実北九州市八幡西区大字笹田894、田中千代子福岡市中央区今泉２丁目34番地、太田孝大分市都町２丁目669―１、奥村ミシヲ福岡市東区勝馬389、杉村重夫不詳、塩川進福岡県鞍手郡若宮町大字山口2808、渕上文子不詳、長尾キク福岡市博多区堅粕５丁目43番地、松本繁忠愛媛県松山市朝日ヶ丘２丁目1034、平山松男大分県南海郡蒲江町大字竹野浦河内243―２、山口甲唐津市湊町441、藤田ミサコ福岡市中央区渡辺通５―24―32、多田一美福岡県嘉穂郡筑穂町字桑田395、宮野久雄東京都渋谷区代々木２―16―11、小倉正幸福岡県大牟田市住吉町１－２、寺野義信愛媛県宇摩郡新宮村上山甲2885、由里宗夫京都府中郡大宮町大字森本1390、西戸町子不詳、吉田義友福岡市博多区上辻堂町20番地、後藤福松愛媛県今治市風早町４丁目93番地、矢野シズエ愛媛県伊予郡広田村大字玉谷2708、上村ヨシ子福岡県田川郡赤池町大字赤池432番地、堀了介福岡県朝倉郡朝倉町大字宮野104、大坪草一熊本市木下町28番地、崔九昇韓国慶尚南道釜山府塩仙町603、浅井正三郎京都市上京区日暮通椹木町下る北伊勢屋町733、保坂勝（自称）粕屋郡宇美町大字宇美（早見市木町）、織田富蔵京都市下京区五条通寺町西入影堂町２、森山敏美福岡県博多区大字那珂1110、松村定吉長崎県下県郡美津島町大字大船越265番地、藤井悟島根県那賀郡弥栄村大字三里口144、金太煥金羅南道長興郡、副島チヨ佐賀市本庄町大字正里415番地、小林平太郎（自称）不詳、斉藤馨不明、相川光吉長崎県佐世保市高梨町44番地、田中由清（自称）宮崎市（自称）、水野トク兵庫県伊丹市伊丹170番地、久保田静香不詳、長猛福岡市博多区博多駅前１丁目17番地、宮下佳久不詳、髙橋勝利大分県速見郡日出町2446、山崎トクノ熊本県天草郡御所浦町932番地、松山勝熊本市下通町105番地、高嶺朝治沖縄県那覇市大字大道753番地、吉田春子名古屋市中区栄１丁目27、水野浩一兵庫県伊丹市伊丹170番地、木村次雄福岡市中央区八幡木町61番地、鄭允謨韓国釜山市中区溘州洞629、入山守粕屋郡須恵村大字旅石70番地11、岩本庄太郎広島県大竹市元町２丁目468、山田繁夫福岡市西区祖原330、山本昭一不詳、萩谷猛山口県下関市大字吉田975、中島八郎京都市上京区千本通出水上ル弁天町315、印チヨ福岡市博多区大字堅粕1313、田口トミエ香川県三豊郡才田村大字才田、渕上常夫福岡市北船町１番地の２、西田博道福岡県大牟田市明治町２丁目61―４、深野安左衛門横浜市港南区上永谷１丁目5342番地、高比良信夫長崎県西彼杵郡三和町大字蚊焼1854、斉木一幸

北九州市小倉南区北方１丁目966番地、渡部リツ島根県平田市十六島町778番地、永井ソノ熊本市坪井町４丁目361、大道悟熊本県八代市松崎町100番地、川野信雄福岡県飯塚市大字伊岐須148番地、石川トモヨ行橋市大字蓑島426番地、野本フジ子愛媛県北條市小川甲36番地、石渡キヌ子神奈川県横須賀市公郷町３丁目47番地、浅野正吉愛媛県宇和島市三浦西725番地、原田ミネコ福岡市博多区東光２丁目13番、浅井芳孝東京都中野区野方１丁目1615番地、深沢セイ子（自称）不詳、川村与吉青森県北津軽郡鶴田町大字木筒字下藤代16番地の２、上村次男（自称）不詳、山本正人福岡市西区大字下山門1305番地の７、森下賢一郎佐賀県多久市北多久町大字小侍3305、桑野保直福岡市東区馬出５丁目300番地、小嶋市次郎福岡市博多区大字春吉1416番地、峰計一唐津市山本1607番地、斉藤重吉（自称）不詳、中村美津子不詳、寺山善光東京都足立区関原１丁目676番地、金豊年韓国、岡崎栄子大阪市大淀区豊崎３丁目２番地、森春男福岡県甘木市屋形原1017、田中清福岡市西区大字重留328の１、坂上トメ子神戸市東灘区田中町５丁目99番地、松川秀雄熊本県荒尾市大島1692、有田末義長崎県西彼杵郡伊王島町大字伊王島209番地、園野宗圃東京都墨田区本所１丁目30番地の２、内園イマ神戸市兵庫区熊野町３丁目34番地１、太田垣勝広島市南区字品御幸４丁目328番地、近藤テル長崎県北松浦郡小値賀町中村郷1173番地、斉藤歌子福岡市東区宮松２丁目2280番地、矢田キヨ子福岡市博多区万行寺前町33番地、鈴木利幹山梨県塩山市上栗生野1814番地、森下ベビー不詳、松井光信不詳、高木一郎福岡市中央区大字住吉1585番地、山本利之熊本県鹿本郡植木町山本1298、山本政雄韓国、潮平成雄沖縄県那覇市壺屋町２番地、池尻義雄福岡県浮羽郡田主丸町大字益生田2060の１、桑原亀喜大阪府大東市御供田１丁目228番地、石堂一寿山口県下関市長門町42番地、小田正信福岡市早良区西新１丁目８番34、楠馨福岡市中央区春吉３丁目７―14、小島義太郎福岡県太宰府市大字太宰府1252番地、西川晴水高知県吾川郡池川町２番地、原ミチ子群馬県太田市西長岡、依光マツノ高知県高岡郡中土佐町久礼1679、山本勘助不詳、舟生健三北海道常品郡留邊菜町字温根湯228、江口巖福岡県北九州市若松区中川町６番地の１、伊波正夫沖縄県中頭郡与那城村字平安座68番地、高尾イヨ子佐賀県鳥栖市飯田町164番地、吉末真澄福岡県朝倉郡三輪町大字依井1485、石橋利美福岡市東区大字馬出649番地、宮本ユキエ福岡市中央区警固３丁目60番地、金順甲韓国、秀島秋好福岡県大牟田市早米来町１丁目92番地、伊東玉尾山口県大島郡久賀町椋野1309番地の１、大塚壽恵岡山県玉野市玉2760、青木榮二佐賀県佐賀郡諸富町大字為重1093番地、北島栄佐賀県小城郡三日月村大字織島932、植田実福岡市西区姪浜町1828の60、鍬田雪人福岡県粕屋郡須恵町大字上須恵296、池田誠山口県防府市大字牟禮3485、五藤郁夫大分県日田郡大山町大字東大山1420、船瀬巳之介熊本県天草郡大矢野町大字中9944番地、マツカワハルオ（自称）不詳、北古賀末雄佐賀県佐賀郡川副町大字福富161、吉田正則不詳、大川みきえ奈良県天理市柳本町1970、芳山久京都府舞鶴市字泉源寺1250、石室朝子福岡県糸島郡志摩町大字師吉773―３、古賀ハツノ佐賀県神崎郡千代田町大字姉1673、永井忠起熊本県芦北郡芦北町大字、山本勝子福岡県飯塚市大字鯰田1328、八谷正行大牟田市泉町４―２、朴基鶴朝鮮慶尚南道密陽郡丹陽面美村里、川上須磨子長野県南安曇郡安曇村212、久保山金作福岡県朝倉郡小石原村大字小石原624、朴在戻（岩本一夫）慶尚北道開慶郡山陽面謂満里、村永義美福岡市中央区天神１丁目322、里見洋考福岡市中央区天神３丁目２番、丸山則子福岡市中央区天神１丁目32―２、岩子末松愛媛県越智郡宮窪町大字宮窪甲1811、松下毅福岡県飯塚市宮町711―２、藤江久夫博多区大博町331、山本洋輔熊本県荒尾市萬田774―１、北島弘元山門郡山川町大字尾野1904、采ヒサコ山口県玖珂郡錦町大字広瀬5620、大村チヅ熊本県下益城郡砥用町大字甲佐平1190、斉藤日出三（金日福）朝鮮済州道北済州郡翰林面龍永里、三浦直彦不詳、篠崎ヨシノ福岡市博多区中洲４丁目83、藤井ヨシノ博多区吉塚２丁目772、高山一男朝鮮、玄永春韓国、崔致煥朝鮮京幾道ソウル特別市鐘路区、西山国男長崎県佐世保市黒髪町3266、牟田萬里男佐賀県神崎郡神崎町大字西小ヶ里590、岡本進福岡市東区大字箱崎3573番地の３、広渡嘉蔵中央区大名１丁目323、立石嘉博粕屋郡古賀町大字川原1140、山本光好福岡県飯塚市大字目尾860、森田幸大阪市東区上町１番地、實藤正次嘉穂郡嘉穂町大字大隈町1367、大賀貞雄福岡市南区大橋３丁目305―３、宮本定南区大楠３丁目74番地、倉員計介福岡県筑後市大字徳久209番地、長野勝美（自称）不詳、針山重治不詳、河合明夫奈良県桜井市栗殿113、米田マツ北九州市門司区田野浦１丁目391、吉住敏明不詳、高宗作韓国全南扶安郡茁浦面邑山里、金龍文韓国江原道伊川郡楽壌面支下里、花田平熊本県宇土郡三角町大字中村又８、中川宗正愛媛県伊予郡松前町大字浜714、森松哲也早良区西新町358、朴星泰韓国慶南郡釜山大正町、中原ナナエ南区三宅２丁目857―４、伊藤茂久留米市大石町497、河原崎一明静岡県小笠郡浜岡町上朝比奈212―１、堀敏郎直方市大字植木691―２、成井重雄久留米市小頭町116、杉山文壽北九州市八幡西区大字引野2730、坂井良美久留米市原古賀町26―15、小川正治不詳、宮田要博多区上人参町1513、江口次郎長崎県諫早市福田町2981、三宅平一岡山市駅南町２丁目27、岡村誠一東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目11―11、原田松夫不詳、石松一夫不詳、久野藤夫博多区石城町380、岸川団三郎南区那ノ川１丁目15、柿本正次京都市南区八条源町58番地、団野進福岡県飯塚市大字建花寺377番地、真子久次南区高宮３丁目６番地、立山フミ子長崎市上戸町91番地、辻寅雄大川市大字酒見35番地の２、久保田正雄岐阜県揖斐郡池田町杳井21番地、伊藤光枝愛知県宝飯郡御津町大字泙野久呂下10番地、大谷義雄不詳、丸山義雄不詳、鳥羽瀬良智熊本県天草郡五和町大字井手105、佐藤救吾不詳、池田ヨシ春日市大字春日1268番地、中島伊平八女郡立花町大字谷川940―２、有光新次糸島郡志摩町大字桜井4670、青木清水佐賀県唐津市湊町191番地、清水要一神奈川県横浜市中区北方町１丁目24、神武ツイノ糸島郡前原町大字東917番地、李裕元韓国慶尚北道達成郡斛顔面石洞117、木戸弘博多区大字西堅粕573番地、松田光雄熊本県牛深市牛深町2793、井豆シノブ島根県仁多郡横田町大字竹崎922、川崎義郎中央区唐人町１丁目154番地、小泉三郎茨城県日立市久慈町４丁目1045、朴龍浩韓国、松井徳太郎長崎市小曽根町１番地、下郡健佐賀市松原１丁目63番地、田添澄男不詳、毛利敏行鞍手郡宮田町大字宮永651番地、中上和平長崎県壱岐郡勝本町勝本浦513、大関雅資不詳、元龍安韓国、西原武男大牟田市大字唐船534、関幸二郎小倉北区中井３丁目８―11、宮原齊久留米市津福本町490番地、川口松次郎不詳、若尾若喜不詳、金永徳韓国、田上始早良区室見２丁目13番地の13、小川義夫石川県金沢市山の上町213番地、峰松實佐賀県鹿島市浜町乙1549番地、青木安次郎不詳、森下春雄福井県今立郡今立町大平第２号の403―２、国崎守不詳、北田親重宮崎県延岡市樫山町３丁目7607―１、丸橋カス佐賀県藤津郡塩田町大字久間3066―６、丸田幹子（自称）不詳、友納松子（自称）不詳、永井信夫（自称）不詳、有働義治熊本県鹿本郡鹿北町大字岩野153、荒槇一郎福岡県山門郡大和町大字栄567、中村征行不詳、松村恵久留米市縄手町302―３、園田孝（自称）不詳、林田照雄不詳、浅井英雄大阪府堺市浅香山町３丁目27―２、友納栄二不詳、黒木スミ子不詳、石川チヨ大分県竹田市大字川床776、大津茂夫八女市大字山内546番地、加治光雄北九州市門司区大里本町２丁目3506、池田正樹朝倉郡朝倉町大字古毛1707、松尾満恵中央区春吉３丁目17―27、丸尾晋大分県中津市大字蛎瀬1327、神吉美栄北九州市小倉北区白銀町383、有川イヨ子不詳、岡田恵一鳥取県米子市東倉吉町96、山下保彦西区拾六町団地１番地、池尻太郎久留米市合川町1937、土田清東京都千代田区神田神保町１丁目34、谷口政止長崎県上県郡上対馬町大字比田勝928、足立大吉福岡県山田市下山田318、冨田美由紀福岡市西区大字西ノ浦710番地、村瀬末吉粕屋郡篠栗町大字篠栗5031、福田岩男熊本県天草郡松島町大字合津779番地、山本コオタロウ福岡市南区老司２丁目93番地、島尾栄吉兵庫県城崎郡日高町羽尻326番地、松田良明博多区堅粕３丁目19番地、大庭勘太郎不詳、小乾潔山口県徳山市大字徳山2452番地、脇川次男福岡市中央区六本松１丁目３番地、吉原力福岡市博多区博多駅東２丁目18番、嘉藤孝夫長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷1705番地、田崎熊夫佐賀県藤津郡嬉野町大字吉田丙3096番地、前田豊彦南区若久団地11番地、志賀太郎名古屋市西区那古野２丁目2102番地、大瀬秀雄不詳、中川勝喜熊本県菊池郡菊陽町大字原水4654、岡崎唯幸博多区博多駅前１丁目265番地、鶴崎ツル博多区大字西堅粕498、笠原甫中央区高砂１丁目17号１番地、橋本斌夫宮崎県西臼杵郡高千穂町大字上野270番地、永田光雄長崎県長崎市川口町34番地42、清水良明香川県三豊郡大野原町大字福田原181番地、福田惣一山口県熊毛郡熊毛町大字八代85番地、藤崎昌照宮城県気仙沼市魚町１丁目68番地、猿澤茂光

長崎県壱岐郡郷ノ浦町片原触70番地、谷口義信不詳、森ウメノ長崎県北高来郡高来町水ノ浦名470番地、織田久佐ェ門愛媛県西宇和郡三崎町三崎1982番地、谷川昭吉福岡県八女市大字津江1216、足立吉秋大分県臼杵市大字中尾667番地、中倉一長崎県北松浦郡田平町小崎免279番地、藤田実不詳、林田金男福岡県飯塚市本町1144番地、出口兼次佐賀県唐津市西大島町7212番地の４、塚邉定雄佐賀県東松浦郡相知町大字牟田部2346番地、奥村政雄京都市中京区蛸薬師新京極25番地、鈴木政雄北九州市小倉北区宇佐野209番地、中野末喜熊本市貢町2314、吉田恒男佐賀市蓮池町大字小松333番地、吉田進不詳、小林榮造大阪市鶴見区鶴見１丁目1239番地、松鳥フミ熊本市出水町大字国分1592番地、濱口シナ子長崎市茂木町1769番地、篠崎公福岡県田川郡添田町大字落合1752、岡村政美不詳、陶山勝己早良区大字田873番地、春田幸雄熊本県宇土市定府町70番地、徐炳吾（中村三郎）韓国、瀧本静雄福岡県中間市大字中間4119番地、溝口市松兵庫県宍粟郡山崎町下560番地、福安禮次岡山市桶谷1647番地、市川チヨ横浜市中区元町５丁目218、井上正春博多区吉塚４丁目200番地、代居宇佐美佐賀市久保泉町大字川久保3661番地、大鳩睦二郎博多区住吉２丁目276番地の１、白石睦雄群馬県利根郡水上町大字湯原652番地の５、松田芳太郎博多区泉町27番地、平井馨博多区中市小路４番地、斉藤節男東京都台東区千束４丁目５番地の４、星野茂樹山口県宇部市中央町２丁目63番地の６、松岡永欣早良区南庄４丁目12番、中里敬武佐賀県伊万里市松島町220番地、酒井忠福岡県築上郡築上町大字赤幡205番地、中本昌明早良区次郎丸３丁目446番地、黄俸洪韓国慶尚南道泗川郡西浦面外鳩里、遠藤正男徳島県徳島市住吉１丁目417番地、江川義雄佐賀県唐津市東城内285番地、上田秋男粕屋郡宇美町大字炭焼979番地の１、西本達叔熊本県天草郡倉岳町大字浦713番地の２、野村博不詳、一色健二愛媛県西条市下島山200番地、柳澤利一群馬県安中市大竹650、小笠原章福岡県前原市大字前原198番地、安達鶴吉大分県南海部郡弥生町大字江良1363番地の１、西川豊七滋賀県近江八幡市馬渕町1747番地の３、朴美代子（新井美代子）韓国、高山時雄福岡県浮羽郡吉井町大字徳丸31番地の２、田中正光長崎県壱岐郡郷ノ浦町郷ノ浦104番地、大隈利雄福岡市早良区西新1426番地、森フジノ長崎県北高来郡高来町水ノ浦名470番地、山本秀敏粕屋郡篠栗町大字篠栗4420、登根田信城南区七隈３丁目１番、吉村キミエ東区箱崎１丁目2796番地、上竹君美子南区井尻３丁目８番、森下雅比幸不詳、岩本重雄飯塚市大字目尾593番地、堀義勇福岡市中央区西公園219番地、近藤哲男博多区大字春吉1595、宮村勇不詳、仲山弘不詳、田代徳博多区浦田１丁目８番、枇榔靖子早良区西新５丁目523番地の１、結城新西区姪の浜３丁目3186番地、野上サキ子福岡市西区姪の浜３丁目3261番地、関泳根（丸山武男）朝鮮、森田保福岡市中央区舞鶴３丁目82番地、持田ハツヱ中央区天神５丁目６番、沖田政雄福岡市博多区石城町132番地、岡武士東区西戸崎３丁目92番地の32、杉田末芳長崎県佐世保市稲荷町150、田中洋東区筥松２丁目１番、林義隆長崎県南松浦郡上五島町青方郷46－３、中田実鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋128、大泉九州男佐賀県鳥栖市桜町1208番地、竹内スミ子福岡県鞍手郡小竹町大字御徳2149、萩尾キクエ佐賀県伊万里市山代町西分3565、森雅實不詳、吉田由紀子不詳、肥後良人福岡市東区馬出３丁目273番地、和泉寶子愛媛県松山市末廣町19番地６、野田弘人佐賀県佐賀郡諸富町大字寺井津173番地、岩坂春江熊本県芦北郡芦北町大字白岩323、堤哲男福岡県三潴郡城島町大字下田453番地、太田静夫福岡県前原市大字加布里823番地、谷口利松佐賀県佐賀郡大和町大字梅野1569番地の２、月形恒喜福岡市博多区大字住吉617番地、持田亀次郎福岡市中央区天神５丁目６番、金子カズコ長崎市恵美須町48番地、中村十郎福岡県京都郡苅田町大字鋤崎139番地、福留茂雄鹿児島市伊敷町178番地、野田行雄熊本県上益城郡上益城町大字安永572番地、田中信之香川県高松市瓦町１丁目５－７、田尻武雄福岡市西区姪浜町2289番地、岡本正子大阪府大東市北条２丁目12番、松浦キヨコ島根県松江市矢田町408番地、平チヨ長崎県西彼杵郡琴海町戸根郷町1626番地、馬軍中国、新井義則不詳、相川保長崎市上町４番地18、磯貝薫福島県須賀川市北町86番地、朴永煕（田中政夫）韓国、坂井孝佐賀県佐賀郡諸富町大字山領639番地、山下隆義鹿児島県日置郡伊集院町中川568番地、井手喜親福岡市博多区大字竹下256番地、中村清熊山口県萩市大字東田町３番地、中島勝三重県鈴鹿市白子１丁目6223番地の１、野中スヱ子福岡市東区箱崎１丁目1486番地、案浦辰己福岡県粕屋郡粕屋町大字酒殿1156番地、林朝雄山口県宇部市大字沖宇部3355番地の５、原田光惠福岡市博多区冷泉町431番地、加藤健治不詳、岩坂國光熊本県葦北郡芦北町大字白岩323番地、田代藤喜春福岡県甘木市大字桑原303番地の３、堤正美福岡市博多区冷泉町121番地、田中節子（自称）不詳、伊藤武士北九州市戸畑区元宮町149番地、稲永勝隆春日市小倉４丁目174番地、今村政夫福岡市早良区上野町1280番地、福本満佐樹朝倉郡夜須町大字二67、藤原儀富福岡市博多区古門戸町９番、隅田勝義熊本県荒尾市万田1147番地、田村和雄福岡市中央区御所ヶ谷88、樋口一二熊本県阿蘇郡小国町大字宮原1570－２、矢野勝大分県玖珠郡玖珠町大字戸畑6357－１、小井英男富山県射水郡小杉町白石142、小橋キク佐賀県藤津郡太良町大字糸岐1767、松尾末徳福岡市博多区崇福寺新町１－８、合田繁福岡市博多区神屋町17番地、山津愿勝福岡市中央区平尾２丁目13番地、小林つる不詳、今村正三（自称）不詳、崔相俊韓国、縄谷秀義山口県吉敷郡阿知須町3855番地、松本起代次南区那ノ川２丁目１番地、小島繁行長崎県下県郡美津島町大字大船越357番、石川高章不詳、坂野美代子山形県西村山郡大江町大字小釿213番地、近藤晶子不詳、細見ツケ西区拾六町団地629番地の１、奥山二郎三重県伊勢市浦口３丁目428番地、安達茂敏博多区石城町４番地、鈴木善治山形県東田川郡余目町大字南野新田前割45、金子キクエ中央区荒戸町66番地の１、松田深恵子城南区樋井川３丁目36番、平川正雄宮崎県小林市大字南西方1367番地、佐伯開治福島県須賀川市大字浜尾字鹿島52、松岡俊一福岡県嘉穂郡稲築町大字平537、古賀勉長崎県島原市中組町260、吉岡勇福岡市早良区賀茂１丁目497－２、山口伸平長崎県長崎市稲佐町235、川上梅雄長崎県福江市伊福貴町816番地、鍋谷徳雄鳥取県米子市塩町36番地、松島勇長崎県長崎市出島町５番地、小林壽平宮崎県日南市今町１丁目8096、吉川一人熊本県熊本市本山１丁目122番地、長澤清己福岡県糟屋郡篠栗町大字高田468、有吉信男福岡市城南区長尾５丁目219、藤野シズエ福岡市東区箱崎２丁目3113番地、隈本清福岡市中央区新柳町３丁目２番地、菊池時哉長崎県松浦市調川町無番地、松本ツル長崎県福江市福江町1201番地第１、森住茂熊本県人吉市中青井町320番地、三清昭男石川県金沢市長町３丁目319番地、安部ウメオ福岡市南区大楠３丁目343番地、土師芳男佐賀県佐賀郡諸富町大字大堂1213番地、徳田典弘鹿児島県姶良郡加治木町錦江町143番地、的野不二夫福岡市南区大字井尻228番地の２、吉田正幸福岡市中央区那の津２丁目25番地、金納亀吉福岡県八女市大字新庄、伊東重子福岡市博多区千代２丁目２番、佐藤哲夫福岡県八女郡広川町大字新代1768番地、水上隼人（自称）不詳、石松鶴江佐賀県神崎郡脊振村大字石動2004、田村あや子福岡市中央区高砂２丁目14―22、木下助治長崎県西彼杵郡三和町蚊焼1697番地、橋詰秀則福岡市博多区対馬小路129番地、山口正義佐賀県鹿島市大字高津原972番地、田上謙治福岡県甘木市大字甘木1442番地、野田登一福岡県山門郡三橋町大字起田501番地、林豊福岡市東区筥松１丁目10番地の３、武下佐一福岡県大川市大字大野島2993番地、李又永（米田又永）韓国慶南晋陽郡汶山里、峯京子福岡県直方市新町３丁目151番地、増本靜雄佐賀県唐津市妙見町7172番地、貞包傅一長崎県長崎市末石町451番地、花田とし江不詳、弓崎三十八郎不詳、藤本章兵庫県川西市久代２丁目237番地、加藤友彦大阪府東大阪市足代北２丁目29番地、吉田栄不詳、松佐川小十長崎県壱岐郡郷ノ浦町坪触1430番地、田尻春雄福岡市西区姪の浜３丁目3197番地、川原實男福岡市博多区住吉２丁目15番、明瀬正和福岡県大牟田市西宮浦町11番地の３、中島光子神奈川県相模原市田名5343番地、森田善隆長崎県北松浦郡鹿町町深江免29番地、永田正人長崎県壱岐郡芦辺町芦辺浦145番地、高岡光昭鳥取県米子市奈喜良484番地の２、藤野良紀福岡市中央区大字薬院３番地、永里好行福岡県北九州市八幡西区陣山３丁目８番、中馬重信鹿児島県鹿児島市西別府町182番地、内藤良夫不詳、後藤勝好福岡市城南区荒江１丁目556番地、後藤マイ大分県竹田市大字吉田260番地、西山直子（自称）不詳、柳基徳朝鮮、工藤光義大分県速見郡日出町大字川崎3394番地、吉岡寛治福岡市早良区大字免497番地、寺崎辰雄佐賀県三養基郡中原町大字原古賀4327番地、山口徳一長崎県長崎市鍛屋町278番地、三苫弥助福岡市西区姪の浜３丁目3149番地の１、藤井清松福岡市博多区千代１丁目880番地、古賀力福岡県宗像郡津屋崎町大字津屋崎563番地、横尾清實佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸1387番地、古

賀正福岡県浮羽郡吉井町1132番地、岸田基福岡県田川市大字伊田3631番地、佐々木イツ子佐賀県鳥栖市古賀町595番地、中江藤代福岡市城南区友泉亭99番地、中江フミヱ福岡市城南区友泉亭99番地、佐藤昭和歌山県和歌山市直川2519番地の１、内田昭東京都練馬区貫井２丁目173番地、奥田政明広島県東広島市西条町大字田口752番地、中村健次群馬県桐生市東４丁目714番地（除籍）、橋本正美不詳、倉永伊能吉福岡県大牟田市大字草木1145番地、香椎ワイ長崎県壱岐郡勝本町仲触703番地、櫻井信子三重県松坂市川井町３丁目以下不詳、名坂清山口県宇部市居能町２丁目1716番地、岡田増馬島根県邇摩郡温泉津町温泉津大字飯原305番地、岡田ミエ島根県邇摩郡温泉津町温泉津大字飯原305番地、石橋初太郎福岡市博多区堅粕１丁目644番地の８、石橋シヲ福岡市博多区堅粕１丁目644番地８、高田常雄福岡市中央区警固１丁目232番地、安永大助福岡県北九州市八幡西区大字藤田2021番地、小田原正重不詳、末若潔福岡県嘉穂郡穂波町大字椋本279番地、藤田勝利長崎県佐世保市勝富町105番地、加藤理子三重県四日市市浜一色30番地、酒井好信熊本県山鹿市大字杉576番地、渡辺シズエ福岡市博多区千代５丁目15番、前口定治大分県中津市大字上宮永1179番地、才津尚貴不詳、山崎秀夫和歌山県西牟婁郡串本町大島30番地４、櫻井稔神奈川県横浜市南区中村町３丁目201番地の１、森山安之福岡県朝倉郡把木町大字穂坂135番地、桑野スミオ不詳、國枝義夫京都市山科区日ノ岡堤谷町75番地の13、増村良馬福岡県田川市大字伊田2764、中村良一大阪市旭区清水３丁目1011番地、李正壽（竹内幸太郎）韓国慶尚北道大邱市中区大新洞166、朴道秀（新井正夫）韓国慶尚南道咸陽郡瓶谷面、後藤良市福岡県粕屋郡宇美町原田２丁目515番地５、簡啓怡中国広東省新会県江門村、楠元義彦鹿児島県出水市本町8078番地、森照美東京都品川区二葉１丁目17番、木下豊雄長崎市牧島町1503、徳久次郎佐賀県佐賀郡川副町大字西古賀294、榊貞勝熊本県熊本市高江町1195、兎本香代子東京都中野区東中野３丁目14、中尾末芳長崎県西彼杵郡大瀬戸町下釜郷、中村五男筑後市熊野1794番地の１、衛藤一人大分県竹田市大字入田2775番地、植原正治山口県下関市大字阿内27番地、貝守ツヨ青森県三戸郡三戸町大字貝守字向平29番地、貝守義男青森県三戸郡三戸町大字貝守字向平29番地、大和ソヱ福岡県嘉穂郡嶺田町大字口原747、中村年治福岡県大川市大字郷原417―２、緒方實福岡県久留米市大石町78、太田秋夫北九州市門司区東門司１丁目2905、夏渉熊本県天草郡天草町高浜甲第602、重松末廣福岡県嘉穂郡庄内町大字赤坂635、大浦ツイ福岡市中央区渡辺通５丁目10号７番地、近藤花子長崎市万才町35番地、木村一郎（金一郎）朝鮮慶尚南道巨済島多台里、椎葉勇熊本県球磨郡多良木町大字槻木680番地、高橋俊美広島県広島市西区古江新町１番地の３、川口光男佐賀県東松浦郡肥前町大字田野甲299番地、和田博次不詳、溝口覺心鹿児島市照国町12番地５、寺田仁志不詳、常川勝美福岡市早良区百道１丁目３番、田中徳三鹿児島市稲荷町32番地、岡部豊筑紫野市大字永岡340番地の１、井手国朝長崎県諫早市津水町99番地、佐古清隆福岡市西区姪の浜１丁目296番地、頭山学宮崎県東臼杵郡北方町末998番地乙、上原正次福岡市南区井尻４丁目132番地７、細谷秀吉香川県高松市扇町３丁目175番地、熊本八郎佐賀県唐津市八幡町785番地の２、滝口登不詳、竹内俊春北九州市戸畑区中原西２丁目105番地、安山満雄鹿児島県姶良郡溝辺町有川1445番地、高橋孝作宮城県桃生郡矢本町赤井字関ノ内４号226番地、宮崎勝巳北九州市門司区広石１丁目642番地、石村ふさえ大阪市中央区高津３丁目３番、稲光千代光福岡市博多区博多駅南５丁目60番地19、宮川哲夫広島市南区堀越１丁目234番地の１、衣川武志鳥取市西町３丁目百五番地、大川ヤエコ福岡市博多区東那珂１丁目529番地、荒井武夫（自称）不詳、鈴木正四郎福岡市中央区清川２丁目７番、鈴木ウメコ福岡市中央区清川２丁目７番、阿部正男大分県玖珠郡玖珠町大字森563番地、今田清志佐賀県藤津郡太良町大字大浦丁1761番地の２、佐藤義勝春日市春日原北町３丁目58番地、関口有次千葉県木更津市長須賀1735、篠原豊山口県豊浦郡菊川町大字下保木94番地、朝比奈ヒサ子鹿児島県姶良郡霧島町大窪665、三原彬福岡市中央区唐人町２丁目21番地、朴勉培（新井勇）韓国慶尚南道梁山郡上北面大石282―１、小川忠生福岡市南区大橋１丁目21番、金子利夫不詳、大神清不詳、福本隆二飯塚市大字伊岐須639番地、林強明韓国慶尚南道統営郡草面汗内里66、笠保勝福岡市中央区西町125番地、貫野美智代北九州市小倉南区城野４丁目１番、藤井ゑみ子岐阜県大垣市青野町667番地、瀬戸口隆昌佐賀県多久市西多久町大字板屋9985番地の１、西田ミヤ大阪市東成区大今里４丁目57番地、濱田ツギヱ鹿児島県薩摩郡祁答院町黒木5936番地１、松井キミヱ久留米市日吉町22番、堀之内ムラ鹿児島県川内市中郷町546番地、奈良ユメ福岡市中央区天神３丁目216番地、大島シズ子熊本県人吉市古仏預町1162、平川則義柳川市大和町栄916番地、山下嘉明兵庫県三田市広沢92番地、清澤誠一熊本県宇土郡不知火町大字長崎2886番地、松本国雄福岡県粕屋郡志免町大字別府377番地、五郎丸保福岡県鞍手郡小竹町大字赤池796番地、岡田誠治横浜市中区初音町２丁目37番地、姜吉遠韓国全羅南道和順郡道岩面虎岩里464番地、今尾京子遠賀郡水巻町間大字頃末977、内藤直行大牟田市大字橘1501、中村正樹福岡市東区馬出３丁目２番、篠原良子福岡市中央区大手門３丁目118番地、松本義美宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡2263番地、小島義之太宰府市大字太宰府2414番地、池田徳右衛門福岡市博多区千代１丁目838番地、不詳福岡県山門郡大和町大字塩塚240番地、不詳大阪市天王寺区空堀通２丁目53番地、中村秋夫（金基碩）韓国全羅南道済州道北済州郡旧佐面東金寧里1534、井中慶司福岡県京都郡犀川町大字大熊1682、不詳愛媛県北宇和郡鬼北町大字上大野59番地、齢重壽鹿児島県大島郡瀬戸内町大字勝能250番地、川上直行福岡市東区箱崎１丁目1925番地の１、水谷トヨ子大阪府豊中市曽根西町２丁目189番地、松本幸雄熊本県八代市古麓町311番地１、北野勝也福岡市博多区祇園町114番地、長嶋美佐子大分県日田市隈１丁目2411、福留寛鹿児島県鹿児島市清水町103番地、原達雄福岡県うきは市大字宮田449番地１、平河謙五福岡県柳川市大和町中島925番地１、鈴木盛俊静岡県伊豆市修善寺1419番地、尾西治大阪府堺市東区引野町１丁23番地、桑原三郎不詳、冨樫慎一愛知県瀬戸市仲郷町13番地、川野一夫大分県佐伯市中村南町1359、増田亀助長崎県対馬市厳原町小茂田706番地第１、古賀千十福岡県嘉麻市上山田1488番地、中村貴志不詳、勝野長輝東京都青梅市野上町１丁目71番地１、熊本正勝福岡県嘉麻市口春666番地の１、松井トキエ福岡市博多区千代３丁目730番地、篠崎フミ子福岡市中央区唐人町１丁目50番、山川綾子長崎県西海市西彼町喰場郷634番地、永岡舜山口県下関市大坪本町12番、飯田茂神奈川県横浜市磯子区久木町374番地、塩月上子宮崎県児湯郡都農町川北4962、吉開勝喜福岡県柳川市三橋町木元201番地、来原佐作福岡県粕屋郡久山町820番地、小宮忠利長崎県佐世保市山手25番地、本田ムメノ福岡県甘木市大字三奈木2552番地、永井稔福岡市博多区博多駅南５丁目27番、村木千鶴子山口県萩市大字福井下3476番地、近藤義央長崎県北松浦郡小値賀町前方郷1413番地、田中ハマ子北九州市小倉北区京町３丁目５番地、峰鶴次長崎県西彼杵郡野母崎町野母2144、井出勝美福岡市中央区平尾２丁目310番地、中島堅雄不詳、山田洋一福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲778の８、森高満福岡市中央区橋口町55番地４、姫野義輝福岡県八女郡広川町大字吉常467の２、田中豊佐賀県神埼市神埼538、山中弘英不詳、長俊枝粕屋郡粕屋町大字仲原2774番地、運天シズ沖縄県うるま市字天願262番地、崔根培朝鮮平安南道平原郡漢川面甘八里269、中村テル福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿1408番地、袋谷光顕神奈川県川崎市幸区古市場１丁目48番地、井村勝廣長崎県島原市坂上町7552番地、金子幸和福岡県うきは市吉井町806番地１、川原田末夫佐賀県小城市三日月町三ケ島345番地、早水力男鹿児島県大口市篠原1595番地、小玉政雄福岡市東区香椎５丁目2000番地50、荒木衛福岡市南区皿山２丁目６番、竹本昭雄福岡市早良区大字飯倉454番地２、友野一男福岡市博多区字大学通２丁目11番地、仲信一北海道函館市本町91番地、永田光彦長崎市幸町11番地、高井壮介兵庫県西脇市西脇440番地５、石橋雄次福岡市早良区次郎丸４丁目367番地、小野浩福岡市博多区千代４丁目25番、大隅優大分県中津市大字宮夫239番地１、吉田利正佐賀県唐津市厳木町本山180番地50、水本ムツノ熊本市谷尾崎町1530番地、井口良吾福岡市西区戸切３丁目1021番地、吉村秀秋不詳、糸山文男福岡市西区姪の浜６丁目2915番地、三好繁雄福岡市博多区吉塚４丁目350番地、出口三男福岡県糟屋郡志免町志免３丁目1372番２、高部由夫不詳、小島トメヨ福岡市南区大楠１丁目105番地、宮原真幸京都市山科区四ノ宮小金塚８番地の751、美村澄子高知県香南市赤岡町200番地、山本茂則福岡市西区周船寺２丁目18番、小嶋善夫東京都新宿区北新宿１丁目292番地、田上勉熊本県上益城郡甲佐町大字岩下174番地、藤野一雄福岡市南区折立町９番地、

新島政子福岡市中央区六本松３丁目104番地、美雲義之久留米市西町934番地11、内野正男佐賀県杵島郡白石町大字福田1290番地、寺田主税佐賀県東松浦郡玄海町大字牟形1256番地２、月形政之福岡市博多区冷泉町251番地、黒木春夫不詳、藤塚孝雄大分県大分市荏隈309番地６、阿部アヤ子大分県大分市生石港町２丁目21番地11、才田守福岡市南区横手４丁目６番、百木孝夫広島市中区紙屋町２丁目10番地の２、石松輝代福岡市早良区西新１丁目36番地の26、坂田輝夫福岡市博多区美野島２丁目175番地、大和谷知恵子大阪市北区長柄中１丁目３番地、藤崎隆秀福岡市中央区西中洲９号５番地、藤崎純子福岡市中央区西中洲９号５番地、佐藤綾子北九州市小倉北区中島１丁目15番、中村良三長崎県南高来郡有家町中須川786、秀島義徳福岡市中央区小笹４丁目384番地、櫻井幸一福岡市博多区上川端町10番、長野敏生福岡県糸島市二丈一貴山647番地、渡邊洋美島根県邑智郡邑南町日貫2916、松枝満支雄佐賀県佐賀市川副町大字詫間819番地、藤丸繁喜太宰府市高雄２丁目3979番地、占部博福岡県宗像市土穴３丁目204番地、松島千里福岡市城南区片江２丁目885番地、白石恵子福岡市博多区諸岡４丁目31、古川冨士男福岡市西区今宿町1224番地、則敏雄鹿児島市小川町59番地、副島宗晴長崎県佐世保市泉町26番地、馬場伴治長崎県西海市大島町大島274番地、永島國昭福岡市中央区清川３丁目６号１番地、姫野克己福岡市東区馬出６丁目296番地１、山崎清不詳、松永客雄鹿児島県薩摩郡東郷町南瀬525番地、樋口章福岡市早良区早良３丁目994番地の１、川根辰義長崎市古賀町858番地、大谷潔福岡市西区玄海島17番地の２、堀井一雄石川県金沢市芳斉２丁目50番、近藤喜美福岡市博多区大博町269番地、岩丸明治大分県東国東郡安岐町大字富津3710、多田羅弘岡山県都窪郡早島町早島1938番地、半田巖福岡市博多区千代４丁目421番地、溝田廣福岡市城南区片江３丁目25番、西山政子福岡市博多区堅粕４丁目483番地１、山田春枝福岡県直方市大字山部592番地、戸田久夫福岡市中央区那の津２丁目８番地、山口啓輔福岡市城南区茶山４丁目18番、沼田正美福岡市博多区那珂１丁目25番、沼田啓詞福岡市博多区那珂１丁目25番、山田清福岡市東区名島１丁目２番、平島亮福岡市南区三宅３丁目18番、平田香長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触438－２、佐藤ミヤ大分県別府市青山町2398番地の７、吉村正二熊本市野田１丁目133－９、山岸シモ福岡県朝倉市秋月野鳥586番、川越武夫宮崎県日南市北郷町北河内2450番地、小塩敏公名古屋市中村区烏森８丁目228番地、関富雄福岡市中央区大字住吉1542番地、中村優福岡市中央区鍛冶町37番地、栗須一夫滋賀県大津市大平２丁目31番、城野敏子長崎県北松浦郡佐々町鴨川免292番地、平田勝新潟県上越市清里区武士891番地、柴田富子福岡市中央区春吉３丁目17号17番地、東謙一鹿児島市谷山中央１丁目4202番地、田中十次郎田川市大字弓削田185番地の３、山本勝宣熊本県人吉市合ノ原町175番地、内田クサノ長崎県雲仙市千々石町己1708番地、下野忠七鹿児島県薩摩川内市下曽瓦町長浜126番地、古川喜久男福岡市博多区博多駅前３丁目77番地、原文子福岡市東区香椎駅前２丁目７番、米田順一（金錫信）不詳、山田政数北九州市八幡西区香月中央２丁目2053番地、中上民子長崎県壱岐市勝本町勝本浦595、小川繁久留米市宮ノ陣町大社1461－１、赤瀬修二福岡市中央区御所ヶ谷88番地、工藤金生熊本市清水亀井町50番、松尾カヅ子福岡市博多区上月隈647番５、古郡勝利栃木県塩谷郡高根沢町大字太田309、佐藤和子鹿児島県枕崎市金山町781番地、森時雄熊本県上天草市龍ヶ岳町大道1052番地、岡本昇粕屋郡粕屋町大字仲原577－１、石川明美三重県多気郡多気町、髙山八郎福岡市博多区住吉５丁目16番、小田繁實北九州市小倉北区田町135番地、安河内安彦長崎市大浦川上町991番地、仲山孝憲熊本県玉名市下小田766－２、志垣サチ代福岡市博多区板付３丁目３番、山根広三長崎県佐世保市若葉町266番地、藤森薫福岡市博多区博多駅東３丁目４番、大和義勝福岡市早良区室見４丁目９番地22、上田洋一福岡市早良区曙２丁目110番地、金詳久（桜井詳久）不詳、山崎タマエ福岡市早良区紅葉町２丁目24番地、小宮キクエ福岡市南区大橋４丁目543番地20、田伏賢治新潟県三条市八幡町1090番地、久野光次宮崎県小林市細野2212番地、海東哲弘大阪市中央区南船場１丁目５番地、小原敏正滋賀県彦根市平田町712番地、山下和之福岡県うきは市浮羽町朝田261番地、木佐木義孝鹿児島県姶良市加治木本町403番地、浅野義次福岡市中央区舞鶴３丁目91番地、中島勲筑紫郡那珂川町松木３丁目165番地、山下静雄鹿児島県大島郡鎮西村大字伊子茂371番地、田中チドリ福岡市早良区早良６丁目1000番地１、藤木健治柳川市大和町六合490番地、江口博信福岡県柳川市南浜武193番地２、井上鐵男粕屋郡須恵町大字旅石170－79、鎌森克己熊本県葦北郡芦北町大字告709番地、村田茂北九州市小倉北区京町４丁目146番地、上戸照信長崎市片淵２丁目５番地、小松吉夫不詳、松吉昭糸島市前原中央３丁目258番地４、池田田鶴子粕屋郡志免町志免２丁目106番地、岡本龍征東京都渋谷区道玄坂２丁目15番地、定塚久雄東京都杉並区和泉１丁目73番地、永留勝福岡市中央区福浜１丁目１番、牧山一郎長崎県壱岐市芦辺町瀬戸浦52番地、太田俊一神戸市灘区新在家南町４丁目50番地、山﨑雅弘奈良県御所市大字茅原84番地の１、實熊トミ鹿児島県大島郡徳之島町亀津2952番地、岩石勝行福岡市博多区千代１丁目23番、岩石ヨシコ福岡市博多区千代１丁目23番、前川佳史大阪府池田市古江町462番地、両孝春大阪市福島区福島５丁目45番地、田代豊福岡市東区唐原１丁目855番地の１、竹下秀男福岡県田川郡福智町伊方2727番地、岡田和昭福岡県田川郡添田町大字中元寺844番地、吉田勝子福岡市博多区東雲町１丁目１番、伊藤良三福岡市西区今宿青木1120番地53、分部光則名古屋市港区正徳町１丁目42番地３、宮﨑昭弘長崎県壱岐市郷ノ浦町半城本村触1347番地、堀川妙子福岡市西区姪の浜５丁目883番地４、竹原秀子和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字井関720番地了、辻山庸司福岡市博多区吉塚本町５番、渡邉ハルノ福島県双葉郡富岡町大字上郡山字太田３番地、片山幸隆佐賀県東松浦郡北波多村大字田中585番地の１、奥村一美北海道爾志郡乙部町字元町40番地、佐藤ハツ子佐賀県鳥栖市桜町1121番地、本田剛熊本市東野１丁目1387番地、西山賢福岡市博多区住吉５丁目847番地15、竹原定前原市大字神在1269番地、豊重憲仁鹿児島市武岡２丁目21番地１、中村清志福岡市東区若宮５丁目21番、岸本四郎兵庫県多紀郡城南村真南條中357番地、桃井信一福岡市博多区下呉服町503番地、桑本義秋熊本県玉名市岱明町鍋70番地１、髙木友一東京都品川区西大井４丁目5895番地、髙島晋福岡市博多区大字竹下282番地、安永節美福岡県古賀市花見東４丁目６番、百田俊夫宮城県名取市増田３丁目575番地、力丸ヨシエ福岡市博多区大字住吉647番地、的野公治大阪府豊中市長興寺北３丁目４番、永井昌伸熊本県天草市五和町二江2828番地、田中武不詳、古川俊和佐賀市鍋島町大字蛎久11番地、青木利廣熊本県荒尾市牛水214番地、東義美人吉市東漆田町2244番地、後藤光子福岡市早良区大字椎原428番地、中本秀一福岡県飯塚市下三緒33番地、吉村幸代福岡県中間市大字中間962番地、内山巍北九州市若松区修多羅２丁目576番地の１、高田和生下関市小月茶屋２丁目409番地の１、辻原弘子福岡市博多区博多駅南５丁目102番地２、有田正治鳥取県米子市下郷332番地、中村津根男遠賀郡芦屋町大字山鹿1408番地、馬奈木堅剛福岡市早良区大字脇山1778番地、笠野梢大分市大字高原1047番地、石井一二男福岡市中央区地行２丁目11番地24、丸山黎子福岡市中央区西中洲１号19番地、志波トキ子福岡市中央区六本松１丁目３番地、片岡康成福岡市早良区室見４丁目９番地８、吉田智子遠賀郡岡垣町大字手野100番地、濱比嘉幸子北九州市戸畑区中本町133番地、金井好男不詳、岩﨑久子熊本県天草市五和町城河原１丁目284番地、石橋孝福岡県行橋市南泉２丁目740番地47、高原和人福岡県古賀市駅東２丁目698番地、川上一三福岡県飯塚市楽市157番地、麻生ケサ子大分県豊後大野市三重町秋葉1363番地、前原夏樹唐津市相知町長部田1865番地、吉田誠福岡市中央区地行東町５番地、和田一宏福岡市中央区長浜２丁目４番、道永美智子福岡市博多区昭南町１丁目30番地、益本史生熊本市東区南町８番地、原谷律子山口県下関市豊浦町大字小串2285番地２、吉村富人粕屋郡志免町片峰２丁目1915番地、中村光福岡市博多区吉塚１丁目20番、柳原伸好東京都千代田区五番町12番地７、山本ヨシ子福岡市東区青葉７丁目１番、堺武士福岡市博多区大字堅粕1357番地、田口四郎北九州市八幡東区大字枝光335番地、田中猛太宰府市朱雀３丁目341番地、堀川サエ子福岡市西区姪の浜５丁目883番地４、冨谷女五子北九州市門司区鳴竹２丁目262番地、上田進飯塚市大字伊岐須148－１、原﨑壽鹿児島県鹿屋市串良町有里5048－２、瀧本要助福岡県嘉穂郡上穂波村2897番地、井上昭佐賀県伊万里市山代町楠久津160番地、髙見延弘飯塚市上三緒147番地37、押部みや子神戸市西区神出町池田240番地、峠田浩子北九州市小倉北区庄和町856番地、嶋津清光北九州市八幡西区大字本城3477番地、池田直身佐賀市川副町大字鹿江1446－２、米山範三横浜市保土ヶ谷区常盤台355－１、池田千歳鹿児島市原良2024番地、

上田諌雄福岡市博多区大字西堅粕265番地、梶原稔福岡市東区馬出２丁目102番地、柚木景美熊本市中央区本荘６丁目40番地、青木利美福岡市南区野間２丁目81番地、立川誠一郎長崎県諫早市原口町692番地、宇賀田健一福岡市中央区荒戸１丁目２番、前田繁福岡市中央区清川３丁目16番、堀井忠信福岡市早良区原６丁目749番地１、古川美智雄新潟県妙高市大字下濁川1731番地、岩井信男福岡市博多区美野島２丁目972、田辺義紀田川市糸田町3582番地の１、中村東佐賀県東松浦郡浜玉町大字東山田5139番地、永楽カツ子飯塚市南尾１番地、大賀萬助大分県佐伯市城東町613番地、正木港福岡市早良区大字重留1253番地、竹中康次千葉県成田市囲護台1254番地、田島慶介東京都台東区日本堤１丁目10―24、阿多春王鹿児島県日置市日吉町日置343番地、嶋田喜治福岡市博多区麦野１丁目１―５、渡辺登高知市旭天神町134番地、池本むつ美福岡市博多区吉塚４丁目357番地、花田冨士子福岡市中央区梅光園３丁目３番、大山俊子不詳、前嶋昭雄水俣市月浦126番地、芳本孝雄福岡市博多区下呉服町８番、山尾ヤスミ福岡市中央区高砂２丁目９番、橋爪幸八女市大字吉田1530番地、財津義文糸島市前原南２丁目519番地５、若原浩福岡市博多区下呉服町38番地、廣渡レイ子遠賀郡岡垣町大字吉木2530番地、田村秀男青森県八戸市沼館２丁目32番地13、入江勇福岡市中央区地行東町74番地、桑野紀夫東京都千代田区一番町20番地の２、宇津健遠賀郡芦屋町高浜3290番地、灰塚好道久留米市北野町十郎丸1529番地、濱崎ツユ子佐賀県神崎郡吉野ヶ里町田手2269番地８、江原一男京都府興謝郡野田川町字三河内2140番地、小山健一大阪市北区本庄東３丁目36番地、山口浩一北九州市戸畑区銀座１丁目12番地、村山清巳古賀市米多比618番地、秋山英彦高知県長岡郡大豊町川口1327番地、井上明神奈川県平塚市中里467、佐藤秀夫佐賀県三養基郡北茂安町大字江口1344、江田邦彦福岡市中央区清川２丁目１番、永嶌陽之助飯塚市飯塚118番地、岸川泰己佐世保市須田尾町14番地、田上哲熊本県球磨郡多良木町大字久米509番地２、楠原勝太郎福岡市東区箱崎２丁目36番、佐藤正勝大分県豊後大野市清川町左右知1243番地、山口荒雄佐賀県藤津郡嬉野町大字吉田3539、藤原和幸熊本県菊池郡大津町大字大津957、黒木健次壱岐市郷ノ浦町永田触44番地、板井ミツ子大分県臼杵市大字大野1900番地、藤田享介大阪市福島区福島８―57、安井清奈良県生駒郡斑鳩町大字法隆寺151、久保田エイ佐世保市小島町260番地、久保田哲筑紫野市大字原166番地59、今村カメ子福岡市博多区千代１丁目２番、中野房子鹿児島県薩摩川内市寄田町1143乙２号、久保田冨士男筑紫野市大字原166番地、谷口肇松山市一番町１丁目１番地５、牛島トシ子八女市津江124番地、長尾サツ子大分県日田市大字求来里1869番地、川端頼子熊本県上天草龍ヶ岳町大道1749、今井一夫大分県下毛郡耶馬溪町大字西谷2859、日髙肇作福岡県糸島市志摩馬場343番地、加藤征治福岡市西区姪の浜６丁目2679番地、原田實福岡市中央区薬院古浜町36、立石義郎福岡市東区箱崎４丁目11番、馬仁田操宮崎県小林市須木中原1747番地、田島克幸名古屋市中川区広田町２―88、高野利博鹿児島県垂水市南松原町23番地、尾崎達観熊本県天草郡下田南4773番地、瀧澤章雄千葉県船橋市前原東４丁目739、西山孝雄福岡市城南区田島２丁目２番、長尾妙子福岡市博多区上川端町149―２、上田悟福岡市南区中尾２丁目297番地、草村京子長崎県雲仙市千々石町戊1046番地、凪和房大阪市浪速区難波１丁目４番地、中村京子福岡市早良区昭代１丁目４番、島田トヨ子福岡市博多区板付３丁目１番地の１、宮園義仁福岡市西区生の松原１丁目1209番地の１、原田ひふみ福岡市南区弥永１丁目34、RAIN, D, Aアメリカ合衆国ミシガン州、加藤國男栃木県那須郡湯津上村大字湯津上76番地、内藤寛東京都荒川区西日暮里２丁目365番地、菅野時子東京都豊島区池袋２丁目75番地、松尾康則福岡市中央区鳥飼３丁目16番、大塚源時飯塚市菰田東２丁目441番地、梶原マサ子不詳、三宅久広島市南区宇品東５丁目1100番地、松本剛彦福岡市博多区千代３丁目57番地、玉利満雄鹿児島市鴨池１丁目53番地８、東みさこ福岡県田川郡川崎町大字川崎1777番地、清家重己糸島市大字前原955番地、友納隆福岡市博多区住吉３丁目５番、田中豊大野城市乙金台２丁目18番地21、四本信行鹿児島県志布志市野上2124番地、上野ミヤコ福岡市博多区下新川端町14番地、溝田枝折福岡市博多区大字西堅粕639番地、大石末政横浜市港南区上大岡東２丁目10番、田中ユキエ長崎県雲仙市千々石町己973番地、前田瑞応熊本県天草市本渡町城下1101、樽見ミサ子大分市字佐賀関3364番地、佐藤利喜男宮城県柴田郡川崎町大字前川字41番地４、岩吉喜美子福岡市博多区吉塚４丁目６番、三島正士糸島市井田40番地、西邑昌俊福岡市中央区今泉２丁目３番地、野口幸子佐賀市西与賀町字今津乙133番地、澤田日出雄北海道阿寒郡阿寒町字雄別番外地、土田卓洋福岡市中央区清川２丁目12号21番地、疋田順子福岡市博多区博多駅南４丁目８番、深町政義久留米市北野町中1246番地、田代昌己福岡県鞍手郡鞍手町大字八尋1071番地、田中正憲長崎県大村市荒瀬町1105番地、坂本宗夫福岡市中央区西町97番地、宮下國義鹿児島県肝属郡肝属町南片405番地、田中万三長崎県松浦市御厨町立木免680番地、冨永克己北九州市門司区老松町２番地の１、加藤功不詳、戸田憲爾福岡市早良区西新４丁目98番地、大庭吟子福岡市城南区樋井川２丁目891番地の30、桶口寅雄大阪府高石市東羽衣２丁目359番地２、島宏長崎県対馬市美津島町鶏知甲1212番地、水上武人糸島市篠原西３丁目784番地16、野口渡洋海粕屋郡粕屋町花ヶ浦３丁目364番地、神山敏彦福岡市博多区博多駅東３丁目88番地、川嶋光枝福岡市中央区伊崎104番地、伊藤利光粕屋郡篠栗町大字篠栗5134番地２、石橋孝美福岡市西区玄海島４番地、谷川浩行長崎県佐世保市黒髪町168番地、真名子光雄福岡市早良区大字脇山2851番地、吉田義弘北九州市八幡東区茶屋町４番地３、水内宗次福岡市西区福重５丁目206番地３、奏英雄福岡市博多区東中洲町12番地３、伊東正道唐津市西旗町737番地、堀川榮子福岡市中央区那の川２丁目11号16番地、佐渡島幸子大分県日田市中本町751番地の１、津田時吉福岡市博多区大字西堅粕434番地、大曲矩人佐賀県嬉野市塩田町大字久間甲4673番地、加藤宣明飯塚市勢田2455番地、住泉熊本市銭塘町1264、佐多康博鹿児島県川辺郡知覧町都2673番地、仲尾純一福岡市中央区地行３丁目12番地３、愛甲秀明熊本県球磨郡山江村大字山田乙1258―３、中山茂熊本市中央区下通１丁目12番地11、工藤キヌ子直方市大字下境3910番地の４、吉中千年福岡県嘉麻市牛隈934番地、白垣周二粕屋郡志免町別府２丁目106番地３、矢橋文隆熊本県天草市牛深町996番地、福泉勝一福岡市南区老司１丁目28番地、川添昭博薩摩川内市里町里65番地、上村茂北九州市八幡西区瀬板１丁目1202番地４、行徳和義浮羽郡田主丸町大字益生田1442番地、橋本靭男福岡県大川市大字向島2636番地、関愼一山口県長門市深川湯本806番地、小柳猛佐賀市神野町571番地、川野武義大分県大野郡野津町大字西神野953番地、嵜村セキ福岡市東区大字唐原506番地、荒巻善記大野城市大字下大利692―17、葉山博福岡市中央区薬院１丁目179番地、伊豆丸均福岡市博多区諸岡１丁目１番地４松尾末春佐賀県武雄市西川登町大字小田志19654番地、世ノ下修愛媛県新居浜市宇高町２丁目1020―２、立川昭男北九州市八幡西区大字永犬丸889番地、裕谷弘子長崎県南松浦郡新上五島町漁生浦郷258番地、山本悌四郎大牟田市大字岬2809、窪田耕八郎東京都北区東十条１丁目８番地、神谷勇吉福岡市博多区東比恵３丁目16番、西森俊一福岡県嘉麻市漆生1036―３、荻原孝治秋田市添川字添川78―１、松本重雄山口県下関市吉見古宿町２番地友納千栄子福岡市博多区住吉３丁目５番、赤峰賢一大分県臼杵市野津町大字宮原637、平谷喜一郎長崎県東彼杵郡川棚町中組郷96、菅谷茂千葉県香取郡東庄町夏目1170、石橋定美久留米市通外町11番地13、有吉一男福岡市城南区七隈７丁目125、山下今朝雄長崎市西出津町2715番地、山下きみゑ長崎市西出津町2715番地、西嶋辰雄福岡市西区宮浦1095番地、中島正登鹿児島市伊敷５丁目3105番地４、宮崎美智子八女市星野村885、北野雅美福岡市博多区板付２丁目14番地３、冨士猛徳島県三好市山城町相川1275番地、坂本ハツエ佐賀県唐津市唐房１丁目4691番地、中村昭子佐賀県杵島郡白石町大字築切286番地、園部英逸福岡県豊前市川大字宇島41番地、三好弘高福岡県嘉麻市上山田683番地、彼杵春美福岡市西区今宿２丁目939番地の１、水田秀子佐賀市末広１丁目82番、菅英司愛媛県今治市国分４丁目甲771番地、岸三郎福岡市早良区原６丁目24番、岩下泰幸山梨県中央市大鳥居1350番地、栗山国雄熊本県玉名郡南関町大字宮尾1553番地、中山義輝久留米市螢川４番地５、宮嵜健福岡市城南区大字上長尾694番地、市木憲明不詳、佐々木良信長崎県南島原市口之津甲2165番地、岡本貞信愛媛県松山市土橋町10番地３、黒瀬千佐江福岡市西区大字金武900番地、森山武人熊本県水俣市八ノ窪町２丁目86番地、若松ふじ子熊本県天草市牛深町606番地１、堺ハツミ福岡市東区三苫６丁目1290番地の３、田村安正福岡

市博多区上呉服町551番地、柴田春吉長崎市木河内３丁目706番地、巴達男愛媛県西予市野村町小松1943、金子亀三郎埼玉県蕨市塚越２丁目17－７、藤川昭熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字吉田665番地、清水幸男愛知県豊田市大林町15番７－９、中園美紀子福岡県糸島市泊1606番地、森下亨岡山県高梁市鍛冶町73番地、大塚俊男鞍手郡鞍手町大字中山2001番地、小西克雄福岡市西区福重５丁目226番地12、居村高長崎県五島市高田町286番地、後藤朝子宮崎県日向市永江町１丁目102番地、藤永政雄不詳、中尾ユキ長崎県東彼杵郡東彼杵町駄地郷533、大木英俊佐賀県伊万里市大坪町丙206番地、小山政夫福岡市東区馬出１丁目177番地、國安一雄愛知県岡崎市夏山町字井戸入39番地、小松君子鹿児島市大迫町8380番地、天野春海福津市勝浦547番地、佐々木善一岩手県釜石市唐丹町字花露辺50番地、小佐々勇長崎県西海市瀬戸東濱郷1952、坂牧関夫福岡市西区大字橋本721番地、松本邦英愛媛県宇和島市津島町山財4209番地、園田武志福岡市西区大字徳永697番地１、真利重良太宰府市大字南101番地、森坂至熊本県八代市鏡町鏡村946番地、新鉄基福岡県糸島市大字三雲1034番地、古澤和子福岡市中央区西町141番地、佐渡竜次熊本県上益城郡山都町大見口72番地２、武田英資鹿児島市鴨池町1472番地、川﨑冨美子福岡市博多区吉塚１丁目462番地２、中島昭市長崎市戸町２丁目88番地、髙橋健治大阪府高槻市萩之庄５丁目60番地４、橋本武子福岡市西区福重４丁目８番、田平耕司大野城市筒井１丁目749番地５、堂崎秀雄北九州市八幡東区大字尾倉270番地、河津武久宮崎県延岡市春日町１丁目８番地の４、木下茂己長崎県諫早市高来町里143番地、小嶋眞人神奈川県南足柄市狩野1217番地、溜イネ子福岡市西区弥生１丁目46、菊川保彦菊池市深川256番地、前原鉄之佐賀県鳥栖市村田町18番地３、久保シマ子福岡市西区姪浜３丁目3175番地１、甘田靖静岡県富士市依田原町40番地、妹尾守岡山県井原市下稲木町120番地、鬼塚茂實福岡市東区雁ノ巣１丁目44番、加藤ミツ子大阪市平野区平野本町５丁目777番地、林道夫福岡市博多区吉塚７丁目７番、渡邊ユキエ熊本県菊池郡七城町大字清水694、今林勉福岡市中央区春吉２丁目２号19番地、西岡一美福岡市中央区薬院２丁目17番、三浦一孝京都市山科区音羽八ノ坪29番地１、佐藤雅紹粕屋郡新宮町大字上府941番地、原口貴司唐津市相知町平山上乙1564番地、伊舟信福岡市城南区七隈１丁目1310、吉村五郎春日市岡本７丁目34番地、坪内守静岡県富士市外神1951番地３、井上和彦長崎県島原市湊道２丁目7493番地、井上純子長崎県島原市湊道２丁目7493番地、本田一利熊本県阿蘇市狩尾545番地、濱憲一福岡市早良区小田部３丁目318番地、荒木義雄福岡市博多区上呉服町316番地、澤山トミ長崎市上浦丸尾町1410番地、上村忠明京都市下京区猪熊通梅小路下る南夷町176－１、日永田欣輝福岡県筑紫野市大字大石398番地、田中博之福岡市南区清水１丁目24番、斉藤正廣福岡県八女市黒木町木屋5336番地、秋山光雄東京都八王子市上川町1972番地、小山宏允山口県山口市後河原17番、上玉利龍穂鹿児島県鹿屋島市田淵町567番地、野中敏明福岡市城南区南片江６丁目307番地22、吉川貞夫福岡市城南区片江１丁目９番、中村誠一太宰府市高雄２丁目3827番地、半田慶喜福岡市東区箱崎３丁目3150番地、夏秋政吉佐賀市髙木瀬町大字長瀬2502番地、窪田フサエ鹿児島県大口市牛尾743番地、神谷笙子福岡市中央区天神２丁目１番、岡村明輝福岡市博多区千代３丁目17番、湯浅眞佐惠福岡市博多区中洲４丁目50番地３、山添辰巳唐津市町田１丁目９番地、中島安弘南松浦郡新五島町宿ノ浦645番地３、森本親代熊本市城南町鰐瀬197、安部一雄福岡市中央区大名１丁目504、齋藤哲明名古屋市千種区今池１丁目2807、田上辰夫熊本市北区清水万石２丁目158、塩見康雄京都府福知山市東長60、井手口進愛媛県今治市菊間町浜1261、花野一男山口県宇部市大字藤曲1595番地、坂本龍雄熊本県山鹿市志々岐1516、中原良一熊本県山鹿市菊鹿町米原724番地、奥浩一佐賀県多久市北多久町大字小待307番地、田口隆司兵庫県西宮市池田町93番地、二村博之名古屋市中川区下之一色町字古川106番地、梶原孝雄大野城市中３丁目1321番地７、西尾君子東京都世田谷区三宿１丁目26番地、池田光彦長崎県諫早市長野町687番地、原洋二郎熊本市南区近見２丁目2589番地、桑原重信福岡市博多区1135番地、竹田稔長崎市三和町628番地、石原久男熊本県上益城郡山都町高月991番地、武内國芳大分県日田市本庄町22番地、髙名正美大分県宇佐市院内町西権屋833番地、黒岩サダ子福岡市西区姪の浜５丁目17番、山野政美長崎県佐世保市花高３丁目65番地１、窪田明愛媛県八幡浜市松柏乙1020番地、白水正勝福岡市東区千早４丁目８番、本間弘幸埼玉県川越市大字南田島923番地３、後藤景造宮崎市淀川１丁目112番地、金城亀次郎沖縄県石垣市字登野城451番地、須藤一満熊本県上益城郡御船町大字木倉5354番地、諸藤政純福岡市中央区渡辺通５丁目24番、中村金人佐賀県唐津市浜玉町東山田5139番地、仲山トモエ福岡市中央区大手門１丁目７番、案納守福岡県久留米市高良内町2973番地２、君崎浩広島県広島市中区舟入南１丁目２番、日置清徳福岡県糟屋郡宇美町大字炭焼657番地１、吉澤哲郎福岡県北九州市八幡西区陣原５丁目811番地、大屋愼治福岡市西区今津4805―36、長尾高明佐賀市水ケ江２丁目13、楠原昴太郎福岡市東区筥松２丁目1961、矢野卓久留米市田主丸町田主丸３－１、宮俊治福岡県筑紫野市大字石崎42、野田政廣久留米市諏訪野町2559、角田惠粕屋郡篠栗町大字津波黒221、徳田秀雄福岡県朝倉市大字甘木1214、堀田四郎福岡市城南区荒江１丁目368、田中保之山口県柳井市柳井4849番地、鶴田照之助福岡市博多区東中洲町160－２、花嶋誠千葉県四街道市四街道３丁目1566、菊池敏夫神戸市兵庫区吉田町１丁目21、尾上匡長崎市西山２丁目33番地47、小田龍彦福岡県直方市須崎町119番地、安藤實佐賀県小城市牛津町柿樋瀬1131番地10、篠崎陽市長崎県壱岐郡勝本町勝本浦135番地、大鶴裕二大分県佐伯市大字長谷3902番地、大鶴妙子大分県佐伯氏大字長谷3902番地、藤吉正春福岡県大川市大字大野島1777番地２、大澤良一福岡県北九州市八幡西区黒崎１丁目13番、杉村憲一福岡市城南区七隈６丁目22番、大谷チエノ福岡県糟屋郡宇美５丁目3733番地２、持田久米男福岡市西区西浦1269番地、堤広成福岡県行橋市行事５丁目1061番地１、佐藤久順大分県竹田市大字菅生450番地３、坂本道夫北九州市八幡東区荒生田１丁目1140番地１、野村泰子福岡市博多区千代４丁目14番、大西重昭愛媛県松山市古川南２丁目732番地、齋藤日出夫埼玉県久喜市本町８丁目1237番地、泰カノ子福岡県飯塚市大字飯塚154番地、臼井軍治鹿児島市郡元町1397番地１、平間遼子佐賀県唐津市十人町2563番地、佐藤ナツ子長崎市大浦東町57番地、大久保道博熊本県山鹿市大字藤井1862番地、水上壽雄北九州市若松区本町３丁目587番地、古賀数彦福岡県嘉麻市上山田381番地２、長谷川昭子熊本県上益城郡山都町牧野1779番地１、尾関ハマ子大分県日田市天瀬町馬原1702番地、池田照秋佐賀県嬉野市汐田町大字五町田乙4448番地及び乙4449番地、植田清大阪府枚方市南船橋１丁目６番、町田繁義福岡市東区雁ノ巣１丁目1263番地１、中島みどり不詳、津田新一大分市明野北１丁目2226番地、江頭嗣實久留米市城島町芦塚11番地２、早瀬千代子佐賀県松浦郡浜玉町大字浜崎1549番地10、安部敏夫中央区大名１丁目504番地、塩崎満州雄北九州市八幡東区西丸山町163番地、岡村和男福岡県豊前市大字下河内1830番地、宮田一明静岡県熱海市上宿町４番、片山壽代鹿児島県指宿市十町1704番地１、坂本仁兵庫県宝塚市南ひばりが丘１丁目146番地、大矢守北海道三笠市幾春別滝見町104番地、佐藤成孝佐賀県神崎郡脊振村大字広滝143番地、藤井スミ子福岡県飯塚市片島２丁目164番地、谷ユイ子北九州市戸畑区丸町１丁目11番地１、稲原政市福岡市東区馬出562番地、吉村國弘福岡市博多区吉塚１丁目569番地187、関眞一熊本市新屋敷町133番地、中川原松芳福岡市博多区博多駅前３丁目182番地、山口富美子福岡市大字春吉1270番地、豊増一夫長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦76、今村智子福岡県粕屋郡篠栗町大字津波黒613、山本勝東京都日野市高幡680番地、谷茂夫北九州市戸畑区丸町１丁目11番地１、大澤久美福岡市南区花畑３丁目847番地、吉川昭熊本県八代市通町４号12番地、山中勝利福岡市博多区大博町468番地、兼尾明治熊本県球磨郡錦町大字一武1731番地、久保田幸弘熊本県菊池郡菊陽町大字付津久禮2992－６、山中京子福岡市中央区大宮２丁目４番、東郷貞男大阪市北区梅田１丁目261番地、三好四十三大阪市港区岸天町５丁目７、松下鎌一福岡市西区拾六町団地４番、西山登美子福岡市中央区渡辺通３丁目１号７番地、秀島博樹福岡市西区泉２丁目1051番地１、齊藤實福岡市博多区諸岡４丁目193番地、乗富廣志福岡県柳川市沖端町113番地、石井日出徳山口県光市花園２丁目23番地１、重勲鹿児島県奄美市名瀬古田町20番、山下實茨城県結城市大字結城972番地、近藤桂祐東京都練馬区関町南２丁目乙129番地、林重男福岡市東区香椎駅前２丁目７番、川原正弘広島県福山市赤坂町大字早戸1095番地１、有木正一鹿児島県姶良市蒲生町久末109番地、中嶋彰福岡市博多区堅粕３丁目26番地、柴田義雄福岡市東区箱崎１丁目2792番地、安邉清二大分県由布市庄内町西578番地、神谷丈二長崎県長崎市諏訪町79番地、手島保福岡市東区箱崎１丁目2773番地、矢野静雄福岡市東区名島３丁目2087番地２、福田定人長崎県島

原市山寺町757番地、比良逸男鹿児島市小山田町7490番地、佐藤誠大野城市雑飼隈５丁目16番、中原俊博福岡市城南区堤２丁目81番地18、岡山末春熊本県菊池市稗方802番地、南口光男大阪府堺市東区日置荘西町２丁目1067番地、丸江健治宗像市自由ケ丘丁目11番地７、小林政一新潟県新発田市御幸町１丁目甲954、芳村政幸太宰府市宰府１丁目2336、吉川照久福岡市博多区博多駅前２丁目４、立花勝喜代北九州市小倉北区大畠１丁目693、中川良文不詳、江口忠福岡市博多区古門戸町10、大日方利光東京都港区赤坂４丁目51、井上定行別府市石垣東１丁目７、江村喜人長崎県南松浦郡新上五島町岩瀬浦郷244、吉津幸雄熊本県山鹿市鹿本町来民1761、本田美栄子熊本県上益城郡山都町白小野2165、浦田鈴鹿児島県垂水市松原町７、佐多和子鹿児島県南九州市知覧町郡2673番地、平良安和沖縄県国頭郡東村字有銘889番地、渋田優子福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原660番地、山野豊熊本県鹿本郡植木町大字豊岡791、吉岡信雄福岡市博多区大字立花寺413番地、永渕重夫佐賀県佐賀市神野東２丁目2506番地、小金丸啓次郎福岡市博多区杜家町16番地、芦見信竹山口県岩国市新港町５丁目3799番地、福地一正福岡市早良区飯倉６丁目３番、熊谷一郎長野県上伊那郡辰野町大字小野1207－２、井上すみ子福岡市中央区春吉２丁目18番３号、石倉壽夫島根県八束郡美保関町大字諸喰245番地、横川和男福岡市東区西戸崎５丁目１番、平井純子不詳、徳重利幸福岡県筑紫野市上古賀１丁目232番地１、安永芳一（康誠吉）韓国、出口進福岡市博多区諸岡４丁目36番、村上キクヨ福岡県筑後市大字津島1231番地、田中紀久子福岡県田川郡川崎町大字川崎202番地、笠野幸博大分市大字高原1047番地、嘉村清輝長崎県長崎市清水町1198番地、兵頭フミ子福岡県飯塚市忠隈261番地、首藤ユキ子福岡市博多区美野島２丁目20番、島田マサ子福岡市博多区大字西堅粕850－10、齋藤謙介大分県豊後高田市大字城前1046、吉田英雄大分県臼杵市大字福良687－１、寺田一江福岡市博多区空港前２丁目437番地１、渡邉成利福岡市早良区百道３丁目805番地77、菅シズエ福岡県北九州市八幡西区大字金剛898番地、宮武征男香川県高松市香南町由佐2560番地、谷口喜代子福岡市博多区春町２丁目３番、土井善晴佐賀県杵島郡江北町大字下小田973番地、高原政義福岡県飯塚市大字勢田1830、後藤吾貴文長崎県長崎市愛宕３丁目829番地、外山彰福岡市中央区梅光園２丁目３番、森本康雄東京都新宿区百人町３丁目450番、望月美代子静岡県静岡市葵区平山937番地２、林敏孝福岡県鞍手郡小竹町大字赤地1956番地、平田ヨシヱ福岡市博多区比恵町808番地、於久巖福岡市博多区麦野６丁目17番地６、佐々木一之福岡市早良区飯倉４丁目１番地10、石井研二長崎県佐世保市福石町300番地、赤木幸徳福岡市博多区大字下臼井156番地、原口晴美不詳、江田孝長崎県諫早市多良見町市布1879番地、福元靜夫鹿児島県鹿屋市串良町上小原5405番地、山上靜子長崎県長崎市福田本町233番地、戸宮保男佐賀県鳥栖市本鳥栖町569番地、武田公寛熊本県熊本市西区春日３丁目1058番地、堂園泰久神奈川県横浜市金沢区並木１丁目５番、榊昭彦福岡県田川市大字伊田2721番地、木村幸男山口県大島郡周防大島町大字西安下庄1247番地２、西川満佐賀県佐賀市多布施３丁目125番地、松下眞一郎大阪市浪速区難波中３丁目６番、森ひとみ不詳、香野龍治福岡県飯塚市相田420番地、三宅勝福岡県小郡市福童2363番地４、堤清人福岡県太宰府市大字太宰府3216番地、永利孝長崎県佐世保市藤原町122番地、清原ミチエ大分県豊後高田市田染真中595番地、松田イネ福岡市東区東浜１丁目167番地、境惠美子熊本県熊本市北区龍田町弓削666番地７、牟田フミ子福岡市東区二又瀬新町1023番地６、清田弘子熊本市西区上代３丁目702番地８、鶴崎三男宮崎県都城市小松原町２号11番地、成冨利子福岡市西区愛宕４丁目4276番地２、石橋秀美福岡市城南区茶山４丁目279番地、久保山清北九州市八幡西区黒崎２丁目７番、山中喜久男福岡県遠賀郡芦屋町山鹿2126番地、入江一夫福岡市中央区大宮２丁目２号12番地、本田三枝子福岡市博多区立花寺173番地、青山不二男佐賀県唐津市北波多岸山498番地３、中島登美熊本県阿蘇市赤水1348番地、戸田文雄愛媛県西条市丹原町長野1545番地、長田一彦北九州市若松区今光１－41－１、森重夫福岡市中央区渡辺通５丁目15番、島添明福岡市南区桧原３丁目７番19号、田中徳務熊本県玉名郡和泉町用木365、冨田公夫福岡市博多区店屋町93番地、野崎ツギノ長崎県五島市富江町黒瀬412番地、山下忠男愛媛県南宇和郡愛南町御荘平成5561番地、阪本利憲大阪府寝屋川市御幸東町485番地、太田正則福岡市東区大字奈多1152番地、清田秋廣福岡県大牟田市小浜町82番地10、上ノ道正大分県豊後高田市来縄258番地、板垣奎爾新潟県村上市岩船横新町1939番地、弓削ユミ子福岡市博多区浦田１丁目４番、前田勝男佐賀県佐賀市中央本町285番地、中山要福岡県糟屋郡粕屋町長者原東７丁目32番地、髙田光利福岡市東区土井１丁目13番、三宅等広島県広島市西区小河内町２丁目1177番地、ナカムラユキエ不詳、坂内アヤ子栃木県大田原市乙連沢589番地、佐々木茂勝神奈川県川崎市幸区河原町４番地、高田秀勝不詳、工藤俊平静岡県浜松市中区田町318番地、本田久枝福岡市中央区渡辺通３丁目10番、矢岳光幸福岡市西区下山門団地1118番地１、安河内祥司福岡市中央区警固１丁目70番地、藤本ヒデヨ福岡県筑紫野市美咲393番地20、橋本千代子京都府京都市上京区東三本木通丸太町上る３丁目上之町493番地、友滝均広島県福山市瀬戸町大字長和3536番地、野口俊一福岡市中央区地行３丁目６番地２、中村孝臣福岡県北九州市小倉南区高野２丁目1207番地、石田元一北九州市小倉北区中井２丁目108－５、増村勇助長崎県対馬市厳原町中村561番地、上田満福岡市中央区天神５丁目139番地、徳久文次佐賀県小城市小城町113番、田中順弥福岡市中央区地行１丁目15番29、上田久虎北九州市小倉南区企救丘１丁目861番地１、後藤源四郎福岡市西区拾六町団地688番地１、清水洋福岡市城南区堤２丁目22番、樗木謙一福岡県大野城市栄町１丁目19番地、栗崎成矢福岡県飯塚市相田613番地１、中道政治長崎県東彼杵郡川棚町小串郷232番地、原順兵庫県芦屋市伊勢町101番地、松吉恭子福岡県糸島市前原中央３丁目258番地４、大町久仁男長崎県長崎市宿町585番地７、濱崎光氏福岡市早良区原８丁目460番地の３、宮崎弘福岡市早良区西新１丁目37番地５号、杉元シマエ福岡県大牟田市四山町58番地、猪ヶ倉清徳宮崎県都城市東町4383番地、廣田孝子山口県長門市仙崎町1922番地、森明雄福岡市博多区博多駅南６丁目10番地、田中健一不詳、濱田久平福岡県宗像郡津屋崎町大字津屋崎1181番地、鎌田幸喜鹿児島県鹿屋氏串良町細山田3509番地、原ツヤ子福岡県三瀬郡城島町大字江島356番地、水之江豊治福岡県久留米市津福本町1667番地、古橋末喜京都府宮津市字中野529番地、藤田禧之山口県山口市陶4740番地、石陵（權）正夫韓国、原野昌代福岡市早良区南庄３丁目50番地１、飯田満郎愛知県海部郡蟹江町大字須成363番地、高田進山口県岩国市今津町５丁目536番地、川口駿福岡市中央区今泉２丁目３番、杉原健次福岡市早良区内野５丁目４番、清水光雄神奈川県横浜市中区扇町３丁目10番地１、田中五男福岡県小郡市大保1156番地、松尾隆福岡県柳川市三橋町藤吉543番地、工藤守正福岡市博多区東光２丁目20番、安徳秀雄福岡市南区井尻３丁目32番、永島鎭義福岡市博多区板付１丁目２番、今井義廣長崎県佐世保市万津町１番地、長澤勇東京都立川市高松町２丁目29番地、關博福岡県北九州市小倉北区大字中井648番地、芳之内眞智子愛媛県松山市住吉２丁目甲87番地、梅原キミヨ福岡市中央区大手門３丁目185番地、本田仁福岡県鞍手郡若宮町大字竹原342番地３、安東永福韓国、石光マサ子福岡市東区城浜団地28番、山口マユミ熊本県熊本市西区島崎町大字島崎217番地、河原澄子福岡県直方市津田町４番、内田憲一福岡県朝倉市秋月566番地、森本正信福岡市城南区東油山３丁目15番、増本和則福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬991番地３、内藤博人福岡県飯塚市飯塚141番地、益田哲宏千葉県松戸市小金きよしヶ丘５丁目３番地９、大曽山勇二不詳、高橋満大分県佐伯市米水津大字宮野131番地１、菅原典登大分県玖珠郡玖珠町大字帆足748番地、齋藤千鶴子福岡市中央区港２丁目８番、馬場和子鹿児島県熊毛郡上屋久町一湊307番地、小森喜代子福岡県筑紫郡那珂川町大字今光370番地、佐藤昭子福岡市早良区城西３丁目305番地、水上剛不詳、本籍及び氏名不詳649柱

1　改葬を行おうとする者　福岡市中央区天神１丁目８－１　福岡市長　髙島宗一郎（福祉局生活福祉部保護課）

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

釧路方面帯広警察署長
警視正　熊谷　公人

札幌方面中央警察署Ｒ８－350001号窃盗被疑事件（Ｒ８－53号）　1．米４袋（精米、ゆめぴりかなどと記載、未開封）2．米40袋（無洗米、ゆめぴりかなどと記載、未開封）3．割り箸１袋（元禄箸などと記載、開封済み、49本在中）4．絵本１冊（すてきな三にんぐみなどと記載）5．ハサミ１本（持ち手が白色）6．小説１冊（百年の孤独などと記載）

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

釧路方面帯広警察署長
警視正　熊谷　公人

旭川方面羽幌警察署Ｒ８―600008号窃盗被疑事件
（Ｒ８―176号）　１．米24袋（ホクレン、無洗米、ゆめぴりか、５kg）

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

北海道苫小牧市豊川町三丁目二〇番五号
株式会社外山設計
代表清算人　外山　昇

解散公告

当社は、令和八年七月三日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

札幌市手稲区新発寒四条四丁目五番一号
有限会社ＬＧＨ
清算人　羽田　菊己

解散公告

当社は、令和八年十月七日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

北海道苫小牧市表町一丁目四番五号
北星ビル株式会社
代表清算人　町屋敷　充

解散公告

当社は、令和八年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

札幌市東区北十四条東一丁目一番二五号
株式会社曲吉柏野商店
代表清算人　柏野　雄一

解散公告

当社は、令和八年九月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

北海道余市郡仁木町西町二丁目六番地
株式会社塩島建築店
代表清算人　塩島　納

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

宮城県塩竈市泉沢町三番二六号
一般社団法人異性間コミュニケーション協会
代表清算人　佐藤　哲郎

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

宮城県塩竈市新浜町二丁目五番一号
有限会社まるほ鉄工所
清算人　星　雄太

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

山形県上山市新湯七番七号
有限会社酒井設計事務所
清算人　酒井　吉昭

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

福島県本宮市本宮字舘町二一一番地一
株式会社日和
代表清算人　小林　直則

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日に株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

福島県いわき市鹿島町久保字反町一四番地の三
ケイクリエイト株式会社
代表清算人　渡部　大輔

解散公告

当社は、令和八年十月三日に株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

福島県田村市船引町堀越字原一七五番地の一
有限会社桑農工業
清算人　桑原　幸子

解散公告

当法人は、令和八年十月二十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

茨城県土浦市北神立町二丁目一二番地
特定非営利活動法人農業支援センター
清算人　真野　暁史

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

茨城県行方市玉造甲五二四番地二
いなほ建設株式会社
代表清算人　平　猛

解散公告

当社は令和八年八月三十一日総社員の同意により解散したので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

群馬県高崎市昭和町六四番地三ライオンズヴィラ二〇一号
ｍｉｄａｓ合同会社
清算人　山　健太郎

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

埼玉県川口市西青木一丁目二二番四号
株式会社アイプランニングコーポレーション
代表清算人　小林　繁樹

解散公告

当社は、令和八年八月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目一五番一四号

株式会社松栄

代表清算人　嶋田　広行

解散公告

当社は、令和八年九月二十六日開催の株主総会の決議により令和八年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

さいたま市桜区大字下大久保一〇四二番地一五

有限会社畑澤住建工業

清算人　畑澤　勉

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

千葉県松戸市中根長津町五二番地の二

株式会社山本技研

代表清算人　山本　智

解散公告

当社は、令和八年九月二十七日開催の株主総会の決議により令和八年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

千葉県佐倉市西志津三丁目一五番六号

有限会社ラインズミックス

清算人　前田　英彦

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ジェイ・エム・オー・ピー・エム・エル合同会社

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ジェイ・ユー・ピー・ホールディング合同会社

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　トーメイ特定目的会社

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和八年十月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

東京都港区南青山二丁目二番一五―六三五号

株式会社Ａｄｏｔ　ｗａｌｋ

代表清算人　水島　俊介

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

東京都新宿区北新宿一丁目一番一六号ＪＳビル

株式会社ビジネスパブリッシング

代表清算人　伊藤　彰彦

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

東京都港区赤坂三―九―一八赤坂見附ＫＩＴＡＹＡＭＡビル五Ｆ

Ｂｌａｃｋｆｏｒｅｓｔ合同会社

清算人　鷲見　弘人

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

東京都中央区日本橋富沢町一六―九名門ビル四Ｆ　株式会社オセアニアアフェアーズ

代表清算人　池　騁

解散公告

当社は、令和八年十月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

東京都台東区北上野一丁目九番一〇号朝日デジタルセンタービル四階

株式会社ＳＩＭＵＬＡ　Ｌａｂｓ

代表清算人　牧野　暉弘

解散公告

当社は、令和八年十月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

東京都墨田区両国二丁目一七番一七号両国ダイヤハイツ二〇二―Ｚ

潤吉株式会社

代表清算人　孟　雷

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

東京都新宿区山吹町一三〇―五ソーラ・デ・吉岡三階三〇七号室　株式会社菊瑞膳

代表清算人　横井　快星

解散公告

当社は、令和五年十二月十三日会社法第四七二条第一項の規定により解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

東京都練馬区東大泉一丁目三五番六号

永楽興業株式会社

代表清算人　安永　裕子（山元　裕子）

解散公告

当社は、令和八年十月九日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内

合同会社ＮＵ―１０

清算人　出澤　貴人

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

東京都港区南青山四丁目一八番一一号フォレストヒルズイーストウィング二Ｆ

Ｐｕｒｏ＆Ｌｕｍｉ合同会社

清算人　チークアンドリューマイケル

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

東京都台東区浅草二丁目七番一三号

合同会社三幸

清算人　加藤　勝弘

解散公告

当社は、令和八年十月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

東京都豊島区南池袋二丁目四五番二―一八〇八号

日本辛版貿易株式会社

代表清算人　近藤　克紀

解散公告

当社は令和八年九月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

東京都世田谷区野毛一丁目一四番三号

ポスチャー株式会社

代表清算人　長谷川晴子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

東京都渋谷区恵比寿南三丁目九番一四号

有限会社鼎住管

清算人　中村　洋子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

東京都品川区南品川五丁目四番一七号

有限会社山口工務店

清算人　山口　好顯

解散公告

当社は、令和八年九月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

東京都港区北青山二―一四―四ｔｈｅＡＲＧＹＬＥａｏｙａｍａ　Ｏｖｅｒｌａｎｄ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ　Ｊａｐａｎ合同会社

代表清算人　オーバーランド・パートナーズ・インク

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二十日

東京都中央区日本橋富沢町七番一六号

株式会社Ｃｈｉｌａｘ　Ｇａｍｅｓ

代表清算人　折茂　賢成

解散公告

当社は、令和八年八月二十四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

東京都港区三田三―五―二七ラ・トゥール三田四〇〇七

合同会社Ｋ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ

清算人　甲斐真一郎

解散公告

当社は、令和八年八月二十四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

東京都品川区南品川五丁目四番一七号

有限会社山口工務店

清算人　山口　好顯

解散公告

当社は、令和八年九月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

東京都港区北青山二―一四―四ｔｈｅＡＲＧＹＬＥａｏｙａｍａ　Ｏｖｅｒｌａｎｄ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ　Ｊａｐａｎ合同会社

代表清算人　オーバーランド・パートナーズ・インク

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月二十日

東京都中央区日本橋富沢町七番一六号

株式会社Ｃｈｉｌａｘ　Ｇａｍｅｓ

代表清算人　折茂　賢成

解散公告

当社は、令和八年八月二十四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

東京都港区三田三―五―二七ラ・トゥール三田四〇〇七

合同会社Ｋ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ

清算人　甲斐真一郎

解散公告

当社は、令和八年八月二十四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

東京都港区赤坂四丁目一四番一四―二二〇八号

ロングガンマＬＬＣ合同会社

清算人　甲斐真一郎

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

東京都世田谷区上祖師谷四丁目二番二―二一九号

有限会社コレ・インターナショナル

清算人　須﨑　俊夫

解散公告

当社は、令和八年十月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

東京都福生市武蔵野台一丁目三―九

ナナチャン合同会社

清算人　チャン・ヴァン・ティエン

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

東京都港区麻布十番一丁目一〇番三号モンテプラザビル五〇六号室

合同会社Ｂａｒｂｅｒ

清算人　青木　慶一

解散公告

当法人は、令和八年九月十四日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

東京都新宿区本塩町一二番地四

特定非営利活動法人ＪＡＳＭＥＬＩＮＤＯ

清算人　松田　瑛永

解散公告

当社は、令和八年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

東京都港区芝四丁目一六番二―三三〇一号

株式会社Ｍａｒｉｅ.

代表清算人　徳永　歩

解散公告

当社は、令和八年九月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

神奈川県茅ヶ崎市矢畑四一九番地一一五

株式会社早野工業所

代表清算人　早野　道子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

神奈川県横浜市西区浅間町一丁目四番三号

ウィザードビル四〇二

８ｔｈ　Ａｖｅ.合同会社

清算人　栗本　広輝

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

神奈川県藤沢市天神町二丁目五番地の一〇

株式会社Ｔ＆Ｍコンサルティング

代表清算人　髙山　和子

解散公告

当法人は令和八年九月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月二十日
神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷一一〇四―六一
特定非営利活動法人海外日本語学校支援ＮＰＯ
清算人　福田　武人

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月二十日
石川県加賀市箱宮町ノ七〇番地一
株式会社宮野前鉄工
代表清算人　宮野前正人

解散公告

当組合は、令和八年九月三十日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月二十日
岐阜県各務原市蘇原六軒町三丁目三七番地
蘇原中央通商店街振興組合
清算人　酒井　康則

解散公告

当社は、令和八年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月二十九日
岐阜県安八郡輪之内町下大榑新田一六六四番地
株式会社ＬＥＶＥＬ　ＴＯＰ
代表清算人　服部　悠貴

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月二十九日
岐阜県土岐市泉町久尻二九番地の四
有限会社菜のはな
清算人　伊藤　良和

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月二十九日
静岡県富士市川成島七三六番地の一エルディムよしかわ一〇五号
株式会社ふじうさぎ
代表清算人　水野　未菜

解散公告

当社は、令和八年八月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月二十九日
静岡県牧之原市波津三丁目二三番地
株式会社張記
代表清算人　張　継国

解散公告

当社は令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月二十九日
静岡県浜松市中央区遠州浜三丁目一五番三号
有限会社熊谷エンジニア
清算人　熊谷　雄二

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月二十九日
静岡県伊豆市湯ケ島二八七二番地の一の二
株式会社浄蓮荘寺山旅館
代表清算人　植田　正年

解散公告

当社は、令和八年十月十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月二十九日
京都府長岡京市天神五丁目一七番一七号
ティメディカルマーケティング合同会社
清算人　山村　晃之

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月二十九日
大阪市城東区野江一丁目七番二四―五〇四号
有限会社プランニングオフィス・シン
清算人　森　光雄

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月二十九日
大阪府枚方市釈尊寺町三一番一九号
株式会社イングズ
代表清算人　川端　達也

解散公告

当法人は、令和八年九月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月二十九日
大阪府茨木市西太田町一四番地三
特定非営利活動法人素材探検隊
清算人　田中　正之

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月二十九日
大阪市中央区安土町二丁目四番一一―四〇一六号
株式会社ブランズ
代表清算人　伊藤　薫

解散公告

当社は、令和八年十月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月二十九日
神戸市東灘区御影本町五丁目二番一八号
株式会社ニッタケ
代表清算人　日根みゆき

解散公告

当社は、令和八年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月二十九日
兵庫県洲本市本町四丁目二番一五号
Ｓａｌｏｎ　ｄｅ　Ｍａｙ株式会社
代表清算人　中村　芽生

解散公告

当社は、令和八年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月二十九日
兵庫県洲本市本町四丁目二番一五号
天花株式会社
代表清算人　中村　芽生

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

兵庫県豊岡市小島一二二〇番地レイセニット城崎Ａ三一〇　Ｇｏｏｄ合同会社

清算人　広瀬　英紀

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺東一丁目五番一九号　有限会社フォーレ

清算人　森　宏樹

解散公告

当社は、令和八年十月六日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

島根県出雲市平田町五三五五番地六　株式会社カラフルワールド

代表清算人　原勢　徳子

解散公告

当社は、令和八年十月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

岡山県倉敷市有城一一六九番地の一一九　有限会社若葉板金

清算人　佐藤　盛光

解散公告

当社は、令和八年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

広島県廿日市市沖塩屋三丁目一六番三号　有限会社ラ・メール

清算人　花井明日香

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

広島市中区羽衣町一四番五号　丸惣不動産株式会社

代表清算人　惣田　芳明

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

広島市安佐北区落合南一丁目二七番三六号　株式会社夢扉

代表清算人　藤谷　則夫

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

山口県下関市竹崎町四丁目六番八号　ゆたかシッピング株式会社

代表清算人　谷﨑　良孝

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

山口県山口市小郡蔵敷八番一号　有限会社久富工務店

清算人　中村　好子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

高知市西久万二二二番地　清算人　大﨑　誠男

解散公告

当社は、令和八年十月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

大分県中津市大字植野五二四番地一　植野商店株式会社

代表清算人　殿畑　安司

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

宮崎県日南市飫肥二丁目五番一号　有限会社飛翔

清算人　小玉　訓嗣

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

沖縄県浦添市内間三丁目二〇番一四号　ビューパレス浦内一〇五号　有限会社ガヴィス

代表清算人　大濱　諒一

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年九月七日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

札幌市豊平区美園九条七丁目四番二一号　日本基督教団十二使徒教会

清算人　杉本　和道

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年九月十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

栃木県栃木市河合町二番三号エクセルパルビル二Ｆ　医療法人清精会

清算人　池森　亨介

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年十月十一日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

東京都町田市中町三丁目二―一二ＫＩＮＧ・ＤＡＤ四〇一号室　弁護士法人わかば総合法律事務所

代表清算人　毛利　拓朗

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年七月二十七日富山地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

富山県高岡市清水町一丁目一番二四号　宗教法人聞光寺

清算人　太田　悠史

解散公告（第一回）

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

熊本県山鹿市中央通八〇三番地Ｕビル一〇三　農事組合法人泉誉

清算人　有働　若奈

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年四月二十日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により令和八年九月十八日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

北海道恵庭市恵み野西六丁目二〇番一

医療法人社団岡田内科小児科医院

清算人　岡田　宏満

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年五月三十一日開催の社員総会の決議並びに茨城県知事の認可により令和八年九月三十日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

茨城県古河市諸川二五二二番地三

医療法人学真会

清算人　鈴木　学

解散公告（第二回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき令和八年九月十日付けで埼玉県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

埼玉県児玉郡美里町大字木部三二三番地一

清算法人美里第二土地改良区

代表清算人　中島　邦宜

解散公告（第二回）

当法人は、総社員の同意により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

東京都板橋区常盤台一丁目一八番五号

税理士法人ＡＴパートナーズ

清算人　湯口　雅之

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年九月十一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

北海道余市郡余市町浜中町二〇五番地三

医療法人社団田中内科医院

清算人　田中　敦子

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年九月三十日、診療所のすべてを廃止し、同日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載第一回掲載（令和八年九月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

神奈川県藤沢市湘南台二丁目二七番一五号

東永ビル一階

医療法人社団さくまこどもクリニック

清算人　佐久間秀哉

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年七月二十四日開催の臨時大会の決議により令和八年九月三十日を以て解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

島根県松江市東出雲町揖屋六六七番地一

三菱農機労働組合

清算人　乗本　克己

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年九月十七日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十九日

広島県呉市仁方西神町四番一四号

医療法人社団田村内科・小児科

清算人　田村　宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道虻田郡洞爺湖町入江一七五番地七九、最後の住所北海道伊達市竹原町四九番地一六サニーハウスＡ号室

被相続人　亡　久保田哲男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十九日

北海道室蘭市東町二丁目二一番一二号石井第一ビル二階　池田翔一法律事務所

相続財産清算人　弁護士　井口　敦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市弥生町一九番、最後の住所北海道函館市弥生町一九番一〇号

被相続人　亡　大山　幸司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十九日

北海道函館市中道二丁目一番二〇号

相続財産清算人　兼平　史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市宮本町一丁目甲二一〇番地、最後の住所東京都品川区西大井六丁目一四番二号

被相続人　亡　加藤　久代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月八日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十九日

事務所東京都中央区八重洲二―一一―六八重洲ＫＮビル三階宇田川・竹原法律事務所　相続財産清算人　弁護士　宇田川博史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区池袋本町一丁目五〇四番地、最後の住所東京都板橋区高島平七丁目一九番一二―二〇三号高島平ローヤルコーポ

被相続人　亡　中村　清治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月三十日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十九日

東京都豊島区西池袋五丁目一番六号第二矢島ビル五階宮本法律事務所

相続財産清算人　弁護士　宮本　正行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県宇和島市和霊元町一丁目三番、最後の住所東京都杉並区宮前二丁目一一番一〇号トラストガーデン杉並宮前

被相続人　亡　小河一保子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月三十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十九日

事務所東京都新宿区新宿二―八―一新宿セブンビル二〇一加園法律事務所

相続財産清算人　弁護士　加園　多大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区坂下一丁目三〇番地七、最後の住所東京都板橋区大原町六番八号サニーヒル板橋

被相続人　亡　中村　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月三十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十九日

東京都中央区銀座三丁目一〇番七号銀座京屋ビル六階　緑川・北代法律事務所

相続財産清算人　弁護士　緑川　由香

第14期決算公告　令和８年10月29日

札幌市白石区南郷通十八丁目南５番１―1002号

株式会社ｉＲＥＳＩ

代表取締役　末光　栄治

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	14
	固定資産	793
	合計	808
負債及び純資産の部	流動負債	10
	固定負債	493
	負債合計	303
	資本金	1
	資本剰余金	264
	資本剰余金合計	264
	利益剰余金	38
	利益剰余金合計	38
	（うち当期純利益）	(14)
	純資産合計	808

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区鎌倉三丁目二九四番地、最後の住所東京都足立区日ノ出町三八番一六号
被相続人　亡　坂野すゞ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月三十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十九日
東京都千代田区紀尾井町三番一二号紀尾井町ビル八階八〇二号室　弁護士法人一番町綜合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　神崎　浩昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区池之端二丁目三六番地、最後の住所東京都西東京市中町三丁目四番八号
被相続人　亡　村田　雅文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月三十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十九日
事務所東京都中野区中央三丁目三九番一号たんぽぽ館一Fたんぽぽ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　元倉美智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県茅ヶ崎市下寺尾一三七七番地、最後の住所神奈川県高座郡寒川町宮山三五〇五番地けやきの森病院
被相続人　亡　山田　隆久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十九日
横浜市中区日本大通一八ＫＲＣビル四〇三Ｂ
相続財産清算人　弁護士　青山　良治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県刈羽郡刈羽村大字滝谷五七番地一、最後の住所新潟県柏崎市西山町長嶺七〇五番地一
被相続人　亡　五十嵐拓也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十九日
事務所新潟県柏崎市長浜町六番三三号横田大樹法律事務所
相続財産清算人　弁護士　横田　大樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市上滝一三九番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　寺西冨美雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十九日
富山市中央通り二丁目三番二二号　中教院モルティ二階　Ｒｏｏｍ七　富山西町法律事務所
相続財産清算人　弁護士　井加田　宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県羽咋郡志賀町米町ホの五四番地一、最後の住所石川県七尾市藤橋町戊部五五番地三
被相続人　亡　野村　努

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十九日
事務所石川県七尾市馬出町ハ部四番地一
相続財産清算人　弁護士　今井　覚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県河北郡津幡町字津幡ヌ一二番地、最後の住所石川県河北郡津幡町字津幡ヲ一〇四番地二
被相続人　亡　長濱　貢

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十九日
事務所石川県金沢市大手町一五番一二号
相続財産清算人　弁護士　西野　崇彦

令和八年十月二十九日
事務所新潟県柏崎市長浜町六番三三号横田大樹法律事務所
相続財産清算人　弁護士　横田　大樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市上滝一三九番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　寺西冨美雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十九日
富山市中央通り二丁目三番二二号　中教院モルティ二階　Ｒｏｏｍ七　富山西町法律事務所
相続財産清算人　弁護士　井加田　宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県羽咋郡志賀町米町ホの五四番地一、最後の住所石川県七尾市藤橋町戊部五五番地三
被相続人　亡　野村　努

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十九日
事務所石川県七尾市馬出町ハ部四番地一
相続財産清算人　弁護士　今井　覚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県河北郡津幡町字津幡ヌ一二番地、最後の住所石川県河北郡津幡町字津幡ヲ一〇四番地二
被相続人　亡　長濱　貢

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十九日
事務所石川県金沢市大手町一五番一二号
相続財産清算人　弁護士　西野　崇彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南都留郡富士河口湖町河口二五番地、最後の住所山梨県富士吉田市上吉田四五八四番地特別養護老人ホーム慶和荘
被相続人　亡　中村ふみえ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十九日
山梨県甲府市丸の内一丁目一六番一〇号トラストワンビル19　3－Ｂ　弁護士法人ＦｏｒＰＥＡＣＥ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　土橋　順

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県諏訪郡下諏訪町五四九五番地、最後の住所長野県諏訪郡下諏訪町六六九四番地五林俊介方
被相続人　亡　林　宜浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十九日
長野県岡谷市若宮一丁目七番三五号誉ビル二階北西号室藤森法律事務所
相続財産清算人　弁護士　藤森　郁美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県藤枝市岡部町内谷一七七四番地、最後の住所静岡県藤枝市岡部町内谷一七七四番地
被相続人　亡　山口　與助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十九日
静岡県島田市東光寺五二八番地
相続財産清算人　司法書士　櫻井　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市潮江二丁目一四八番地、最後の住所兵庫県西宮市山口町下山口一六五〇番地二六ななくさ白寿荘
被相続人　亡　海邉　伸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十九日
兵庫県芦屋市業平町二番一四の五〇二号
佐々木優雅法律事務所
相続財産清算人　弁護士　佐々木優雅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県奈良市東九条町一四二四番地、最後の住所奈良市南京終町二丁目二五一番地の四シティパレス２１やすらぎの道ＰⅢ－三三一号
被相続人　亡　藤上　博文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月八日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十九日
奈良市高天町一〇番地の一株式会社Ｔ．Ｔ．ビル二階南都総合法律事務所
相続財産清算人　冨島　淳

第１期決算公告

令和８年10月29日　大阪市中央区内平野町２丁目２番７号
昭和エンジ・ホールディングス株式会社
代表取締役　家路　圭一

貸借対照表の要旨　（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	16,785	流動負債	1,719
固定資産	5,115,841	（うち賞与引当金）	(118)
		固定負債	2,130,000
		負債合計	**2,131,719**
		株主資本	2,997,551
		資本金	10,000
		資本剰余金	3,010,000
		その他資本剰余金	3,010,000
		利益剰余金	△ 22,448
		その他利益剰余金	△ 22,448
		（うち当期純損失）	(22,448)
		新株予約権	3,355
		純資産合計	**3,000,907**
資産合計	**5,132,626**	**負債・純資産合計**	**5,132,626**

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県境港市高松町二八四番地、最後の住所鳥取県境港市小篠津町二六五番地四　被相続人　亡　阿部　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十九日

鳥取県米子市加茂町一丁目一四番地中村・川端・山内法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中村　栄治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県久米郡久米南町山ノ城二八八番二地、最後の住所岡山県岡山市北区富田一五二番地六　被相続人　亡　長尾　瑞榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十九日

事務所岡山市北区富田町一丁目八番八号富田町エグゼビル五階Ｃ号室　相続財産清算人　弁護士　有本　耕平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県那珂川市大字不入道四〇九番地一〇、最後の住所福岡県那珂川市大字不入道四〇九番地一〇　被相続人　亡　前田　國光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十九日

福岡県筑紫野市二日市中央五丁目一四番一七号　相続財産清算人　司法書士　矢野　亨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県唐津市枝去木一九四六番地一、最後の住所佐賀県唐津市枝去木一九二六番地二〇　被相続人　亡　有尾　政義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十九日

佐賀県唐津市刀町一五一二番地三第三ＭＳビル五階　相続財産清算人　弁護士　田坂　茜

所有者不明土地及び建物管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項及び第十六項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地・建物　山梨県南アルプス市加賀美字舎中三三八一番地二

二　供託所　甲府地方法務局

三　供託番号

（一）対象土地　令和八年度金第四〇九号

（二）対象建物　令和八年度金第四〇九号

四　供託金額

（一）対象土地　一、九〇〇、〇〇〇円

（二）対象建物　〇円

五　裁判所　甲府地方裁判所

六　事件名　所有者不明土地及び建物管理命令申立事件

七　事件番号　令和七年（チ）第十二号

令和八年十月二十九日

山梨県甲府市相生一丁目一番五号甲府西川ビル埴原法律事務所　所有者不明土地及び建物管理人　埴原美紗子

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　髙木　健次

従来の住所　山口県徳山市大字徳山五八一七番地

生年月日　昭和二十二年十一月二十九日

二　供託所　山口地方法務局周南支局

三　供託番号　令和八年度金第二九〇号

四　供託金額　七七八、二〇二円

五　裁判所　山口家庭裁判所周南支部

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和七年（家）第五〇四二号

令和八年十月二十九日

山口県周南市桜木三丁目五番八一号　不在者財産管理人　内田　邦彦

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　仲宗根光子

従来の住所　不明

最後の住所　沖縄県石川市字石川三五三番地

生年月日　昭和十二年七月十日

令和八年十月二十九日

佐賀県唐津市刀町一五一二番地三第三ＭＳビル五階　相続財産清算人　弁護士　田坂　茜

所有者不明土地及び建物管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項及び第十六項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地・建物　山梨県南アルプス市加賀美字舎中三三八一番地二

二　供託所　甲府地方法務局

三　供託番号

（一）対象土地　令和八年度金第四〇九号

（二）対象建物　令和八年度金第四〇九号

四　供託金額

（一）対象土地　一、九〇〇、〇〇〇円

（二）対象建物　〇円

五　裁判所　甲府地方裁判所

六　事件名　所有者不明土地及び建物管理命令申立事件

七　事件番号　令和七年（チ）第十二号

令和八年十月二十九日

山梨県甲府市相生一丁目一番五号甲府西川ビル埴原法律事務所　所有者不明土地及び建物管理人　埴原美紗子

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　髙木　健次

従来の住所　山口県徳山市大字徳山五八一七番地

生年月日　昭和二十二年十一月二十九日

二　供託所　山口地方法務局周南支局

三　供託番号　令和八年度金第二九〇号

四　供託金額　七七八、二〇二円

五　裁判所　山口家庭裁判所周南支部

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和七年（家）第五〇四二号

令和八年十月二十九日

山口県周南市桜木三丁目五番八一号　不在者財産管理人　内田　邦彦

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　仲宗根光子

従来の住所　不明

最後の住所　沖縄県石川市字石川三五三番地

生年月日　昭和十二年七月十日

二　供託所　那覇地方法務局沖縄支局

三　供託番号　令和八年度金第二八六号

四　供託金額　三、二七三、八〇二円

五　裁判所　那覇家庭裁判所沖縄支部

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和五年（家）第八〇四〇号

令和八年十月二十九日

沖縄県沖縄市美原二丁目一六番一四号　不在者財産管理人　福原　淳

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百九十条の二第二項により準用される同法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　被相続人　亡　澤田公子こと　強　月分

最後の住所　山口県長門市東深川三〇六番地五

生年月日　西暦一九三一年三月二十日

死亡年月日　西暦二〇二三年十月三十日

二　供託所　山口地方法務局萩支局

三　供託番号　令和八年度金第九八号

四　供託金額　一八、五一四、九七〇円

五　裁判所　山口家庭裁判所萩支部

六　事件名　相続財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和五年（家）第三〇四〇号

令和八年十月二十九日

山口県萩市大字西田町七〇番地　相続財産管理人　弁護士　山口　正之

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

令和八年十月二十九日

一、墳墓等所在地　兵庫県三木市志染町吉田字丸山一一九五番地　〇列三四番

一、墳墓等の名称　丸山墓園

一、死亡者の本籍及び氏名　神戸市中央区中山手通八丁目一三番地　吉田　文雄、吉田　理恵

一、改葬を行おうとする者　兵庫県三木市志染町西自由が丘一丁目三六三番地　神姫総合株式会社　代表取締役　西本　美香

第８期決算公告

令和８年10月29日

東京都町田市成瀬台三丁目８番27号

株式会社ウォームス・オブ・ハンド

代表取締役　西川　芳雄

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	98,734,430
	固定資産	188,786,739
	資産合計	287,521,169
負純資債及産びの部	流動負債	89,393,284
	株主資本	198,127,885
	資本金	9,000,000
	利益剰余金	189,127,885
	利益準備金	298,760
	その他利益剰余金	188,829,125
	（うち当期純利益）	(7,626,431)
	負債・純資産合計	287,521,169

第18期決算公告

令和８年10月29日

東京都町田市玉川学園一丁目12番20号

株式会社フラグラント

代表取締役　西川　典子

貸借対照表の要旨

（令和７年11月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	33,232,460
	固定資産	98,346,008
	資産合計	131,578,468
負純資債及産びの部	流動負債	5,306,850
	固定負債	48,424,635
	株主資本	77,846,983
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	67,846,983
	その他利益剰余金	67,846,983
	（うち当期純利益）	(6,324,825)
	負債・純資産合計	131,578,468

第44期決算公告

令和８年10月29日

福島県福島市飯坂町中野字奴内５番地の１

株式会社福島総合エンジニア

代表取締役　黒須　達

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	753,837
	固定資産	158,480
	合計	912,318
負純資債及産びの部	流動負債	39,669
	株主資本	872,648
	資本金	60,000
	利益剰余金	812,648
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	797,648
	（うち当期純利益）	(34,174)
	合計	912,318

第10期決算公告　2026年９月30日
神奈川県川崎市幸区大宮町1310番地
株式会社インフォマティクス
代表取締役　齊藤　大地
貸借対照表の要旨（2026年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	6,261
	固定資産	947
	資産合計	7,209
負純資産及び債部	流動負債	4,563
	固定負債	518
	株主資本	2,128
	資本金	100
	資本剰余金	1,200
	資本準備金	650
	その他資本剰余金	550
	利益剰余金	828
	その他利益剰余金	828
	（うち当期純利益）	(823)
	負債・純資産合計	7,209

第24期決算公告
令和８年10月29日
東京都港区赤坂八丁目５番32号
株式会社フューチャーラボ
代表取締役　益田和二行
貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,092,629
	固定資産	193,477
	合計	3,286,106
負純資産及び債部	流動負債	1,947,216
	固定負債	13,668
	株主資本	1,325,222
	資本金	100,000
	資本剰余金	400,000
	利益剰余金	825,222
	利益準備金	22,561
	その他利益剰余金	802,661
	（うち当期純利益）	(67,928)
	合計	3,286,106

第22期決算公告
令和８年10月29日
東京都港区赤坂八丁目５番32号
株式会社メディラボ
代表取締役　益田和二行
貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	192,041
	合計	192,041
負純資産及び債部	流動負債	33,366
	株主資本	158,675
	資本金	10,000
	利益剰余金	148,675
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	147,675
	（うち当期純利益）	(8,501)
	合計	192,041

第70期決算公告　令和８年10月29日
京都市山科区東野中井ノ上町11番地の39
株式会社新学社
代表取締役　山本　伸夫
貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	14,766,652
	固定資産	18,065,196
	合計	32,831,849
負純資産及び債部	流動負債	2,667,594
	固定負債	418,634
	株主資本	29,667,637
	資本金	53,900
	利益剰余金	29,613,737
	利益準備金	13,475
	その他利益剰余金	29,600,262
	（うち当期純利益）	(929,432)
	評価・換算差額等	77,983
	合計	32,831,849

第60期決算公告
令和８年10月29日
愛知県瀬戸市共栄通一丁目20番地
株式会社瀬戸互助会
代表取締役　玉田　直樹
貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,211,145
	固定資産	852,240
	合計	2,063,385
負純資産及び債部	流動負債	1,193,153
	固定負債	1,705
	株主資本	868,527
	資本金	30,000
	利益剰余金	848,527
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	841,027
	（うち当期純利益）	(55,635)
	自己株式	△10,000
	合計	2,063,385

第35期決算公告　令和８年10月29日
新潟県柏崎市高柳町高尾10番地１
株式会社じょんのび村協会
代表取締役　吉村　英治
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	47,581
	固定資産	8,206
	繰延資産	11,499
	資産合計	67,286
負純資産及び債部	流動負債	27,308
	固定負債	45,874
	株主資本	△ 5,896
	資本金	61,050
	資本剰余金	56,700
	資本準備金	56,700
	利益剰余金	△ 123,645
	その他利益剰余金	△ 123,645
	（うち当期純利益）	(3,055)
	負債・純資産合計	67,286

第54期決算公告　令和８年10月29日
島根県益田市須子町27番46号
株式会社島根互助会
代表取締役　中村　正二
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	487,564
	固定資産	668,476
	資産合計	1,156,040
負純資産及び債部	流動負債	60,451
	固定負債	371,976
	負債合計	432,427
	株主資本	723,613
	資本金	30,000
	利益剰余金	693,613
	利益準備金	70,000
	その他利益剰余金	623,613
	（うち当期純利益）	(7,944)
	純資産合計	723,613
	負債・純資産合計	1,156,040

第２期決算公告
令和８年10月29日
東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
大正区鶴町デベロップメント特定目的会社
取締役　鄭　武壽
貸借対照表の要旨
（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

資産の部 科目	金額	負債及び純資産の部 科目	金額
特定資産	6,743,623	流動負債	11,262
固定資産	6,743,623	固定負債	4,657,000
その他の資産	392,055	負債合計	4,668,262
流動資産	333,420	社員資本	2,467,416
固定資産	53,909	特定資本金	100
投資その他の資産	53,909	優先資本金	2,625,000
繰延資産	4,726	剰余金	△157,684
		当期未処理損失	157,684
		純資産合計	2,467,416
資産合計	7,135,678	負債・純資産合計	7,135,678

損益計算書の要旨
（自　令和７年６月１日　至　令和８年５月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業費用	113,674
営業損失	113,674
営業外収益	213
営業外費用	540
経常損失	114,001
税引前当期純損失	114,001
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	114,951
前期繰越損失	42,731
当期未処理損失	157,684

第46期決算公告　令和８年10月29日
佐賀県伊万里市東山代町長浜2150番地１
株式会社古賀物産
代表取締役　古賀　政博
貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,094,918
	固定資産	1,241,279
	繰延資産	1,280
	合計	2,337,477
負純資産及び債部	流動負債	962,021
	固定負債	648,086
	株主資本	727,370
	資本金	10,000
	資本剰余金	21,000
	（資本準備金）	(21,000)
	利益剰余金	696,370
	（その他利益剰余金）	(696,370)
	（うち当期純利益）	(138,826)
	合計	2,337,477

第２期決算公告
令和８年10月29日
東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
厚木Ⅲデベロップメント特定目的会社
取締役　鄭　武壽
貸借対照表の要旨
（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

資産の部 科目	金額	負債及び純資産の部 科目	金額
特定資産	8,080,826	流動負債	8,503
固定資産	8,080,826	固定負債	100,000
その他の資産	1,996,145	負債合計	108,503
流動資産	1,991,100	社員資本	9,968,468
繰延資産	5,045	特定資本金	100
		優先資本金	11,100,000
		剰余金	△1,131,632
		当期未処理損失	1,131,632
		純資産合計	9,968,468
資産合計	10,076,971	負債・純資産合計	10,076,971

損益計算書の要旨
（自　令和７年２月１日　至　令和８年１月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業費用	864,603
営業損失	864,603
営業外収益	3,734
営業外費用	941
経常損失	861,810
税引前当期純損失	861,810
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純損失	863,020
当期未処理損失	863,020

第 69 期 決 算 公 告

令和８年 10月 14日
新潟県新潟市中央区南笹口２丁目７番20号
株式会社アークベル
代表取締役　北村　芳明

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	28,085	流動負債	494
固定資産	49,300	固定負債	69,677
繰延資産	0	負債合計	70,171
		株主資本	6,851
		資本金	60
		利益剰余金	6,791
		利益準備金	15
		その他利益剰余金	6,776
		評価・換算差額等	363
		純資産合計	7,214
資産合計	77,385	負債・純資産合計	77,385

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	3,301
売上原価	2,999
売上総利益	302
販売費及び一般管理費	1,226
営業損失	924
営業外収益	1,471
営業外費用	293
経常利益	254
特別利益	0
特別損失	52
税引前当期純利益	202
法人税、住民税及び事業税	95
法人税等調整額	△ 16
当期純利益	123

第 20 期 決 算 公 告

2026年10月29日
大分県大分市大字勢家843番地の66
株式会社アズコミュニケーションズ
代表取締役　佐々木　孝

貸借対照表の要旨
（2026年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	200,826
	固定資産	55,765
	合計	256,591
負債及び純資産の部	流動負債	78,294
	固定負債	24,600
	株主資本	153,697
	資本金	29,562
	利益剰余金	124,134
	利益準備金	2,257
	その他利益剰余金	121,877
	（うち当期純利益）	（59,401）
	合計	256,591

第 68 期 決 算 公 告

令和８年 10月 14日
新潟県新潟市中央区南笹口２丁目７番20号
株式会社雅裳苑
代表取締役　北村　芳明

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	884	流動負債	5,021
固定資産	25,207	固定負債	19,665
繰延資産	0	負債合計	24,686
		株主資本	1,405
		資本金	60
		利益剰余金	1,345
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	1,343
		純資産合計	1,405
資産合計	26,091	負債・純資産合計	26,091

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	15,713
売上原価	6,220
売上総利益	9,493
販売費及び一般管理費	9,436
営業利益	57
営業外収益	364
営業外費用	472
経常損失	51
特別利益	13
特別損失	20
税引前当期純損失	58
法人税、住民税及び事業税	4
法人税等調整額	0
当期純損失	62

第 55 期決算公告　令和８年10月29日

沖縄県南城市大里字大城1927番地
株式会社沖縄県食肉センター
代表取締役　玉城　和巳

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	791,230
	固定資産	2,655,809
	合計	3,447,039
負債及び純資産の部	流動負債	1,183,723
	固定負債	1,027,385
	株主資本	1,235,930
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,227,292
	その他資本剰余金	1,227,292
	利益剰余金	△91,361
	その他利益剰余金	△91,361
	（うち当期純利益）	（147,449）
	合計	3,447,039

第 55 期 決 算 公 告

令和８年 10月 29日　名古屋市北区辻本通一丁目21番地
へいあんグループ株式会社
代表取締役　玉田　直樹

貸借対照表の要旨
（令和８年７月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,424	流動負債	32,146
固定資産	74,119	固定負債	20,270
有形固定資産	1,163	負債合計	52,416
無形固定資産	1	株主資本	30,127
投資その他の資産	72,955	資本金	50
		資本剰余金	25,087
		利益剰余金	8,750
		利益準備金	13
		その他利益剰余金	8,737
		自己株式	△ 3,760
		純資産合計	30,127
資産合計	82,543	負債・純資産合計	82,543

損益計算書の要旨
（自　令和７年８月１日　至　令和８年７月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,126
売上原価	439
売上総利益	687
販売費及び一般管理費	478
営業利益	209
営業外収益	2,998
営業外費用	98
経常利益	3,109
特別損失	1
税金等調整前当期純利益	3,108
法人税、住民税及び事業税	144
法人税等調整額	3
当期純利益	2,961

第 71 期 決 算 公 告

2026年10月29日
東京都港区六本木五丁目11番16号
公益財団法人国際文化会館
代表理事　近藤正晃ジェームス

貸借対照表の要旨
（2026年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,092,825
	固定資産	11,409,127
	合計	12,501,953
負味債財及産びの正部	流動負債	223,967
	固定負債	59,750
	負債合計	283,717
	指定正味財産	2,011,536
	一般正味財産	10,206,700
	正味財産合計	12,218,236
	合計	12,501,953

第 29 期 決 算 公 告

令和８年 10月 29日
秋田県大館市岩瀬字羽貫谷地山下66番地
ニューロング秋田株式会社
代表取締役　髙橋　侑秀

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,377,844
	固定資産	2,123,533
	合計	4,501,377
負債及び純資産の部	流動負債	1,474,883
	固定負債	2,053,349
	株主資本	973,145
	資本金	100,000
	利益剰余金	881,145
	その他利益剰余金	881,145
	（うち当期純損失）	（450,503）
	自己株式	△8,000
	合計	4,501,377

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千八百四十三万四千八百九十二円、資本準備金の額を八千八百四十三万四千三百九十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十九日
秋田県大館市岩瀬字羽貫谷地山下六六番地
ニューロング秋田株式会社
代表取締役　髙橋　侑秀

法定脱退者に係る出資金払戻し手続きのご案内

退職後、法定脱退となった方の出資金払戻しにつき、下記のとおり受け付けます。

１．受付期限　令和10年10月31日まで
２．対象者　現時点における法定脱退対象者のうち出資金未払戻しの方
３．請求方法　ＪＡＬＯＰ組合員脱退届および必要書類を提出

※受付期間経過後は、この払戻し手続きから除斥されます。

令和８年 10月 29日
お問合せ先
〒144―0041
東京都大田区羽田空港３－６－８
日本航空第１テクニカルセンタービル内
ＪＡＬ生活協同組合
電話 03―5756―3920

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は次の通りです。

令和八年十月二十九日

千葉県市川市本行徳二五五四番地六三

株式会社農業技術マーケティング

代表取締役　伊藤　秀幸

決　算　公　告

令和８年10月29日

千葉県市川市本行徳2554番地63

株式会社農業技術マーケティング

代表取締役　伊藤　秀幸

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	194,076
	固定資産	278,630
	資産合計	472,706
負債及び純資産の部	流動負債	75,914
	固定負債	34,933
	株主資本	361,858
	資本金	200,000
	利益剰余金	161,858
	その他利益剰余金	161,858
	（うち当期純利益）	(26,530)
	負債・純資産合計	472,706

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十九日

名古屋市天白区植田西二丁目二一〇八番地

株式会社日映

代表取締役　高木　信子

第８期決算公告

令和８年10月29日

東京都千代田区大手町一丁目６番１号

コンドミニアム・アセットマネジメント株式会社

代表取締役　中山田　明

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,063,583
	固定資産	71,415
	資産合計	2,134,998
負債及び純資産の部	流動負債	1,808,043
	株主資本	326,955
	資本金	100,000
	資本剰余金	892,832
	資本準備金	399,999
	その他資本剰余金	492,833
	利益剰余金	△665,876
	その他利益剰余金	△665,876
	（うち当期純損失）	(178,667)
	負債・純資産合計	2,134,998

第30期決算公告

令和８年９月29日

東京都港区虎ノ門三丁目５番１号

株式会社島本パートナーズ

代表取締役社長　秦　一成

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	36,214
	固定資産	4,615
	資産合計	40,829
負債及び純資産の部	流動負債	11,348
	固定負債	9,280
	株主資本	20,201
	資本金	21,500
	利益剰余金	△1,298
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	△1,498
	（うち当期純利益）	(21,037)
	負債・純資産合計	40,829

第37期決算公告

令和８年10月29日

名古屋市天白区植田西二丁目2108番地

株式会社日映

代表取締役　高木　信子

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	38,507
	固定資産	605,999
	合計	644,506
負債及び純資産の部	流動負債	3,706
	固定負債	640,249
	株主資本	551
	資本金	20,000
	利益剰余金	△19,448
	その他利益剰余金	△19,448
	（うち当期純利益）	(9,324)
	合計	644,506

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十九日

名古屋市天白区植田西二丁目二一〇八番地

株式会社日映

代表取締役　高木　信子

第２期決算公告

令和８年９月29日

東京都港区虎ノ門三丁目５番１号

株式会社ＪＩＸ

代表取締役　埴岡　瞬

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	146,039
	固定資産	3,091
	資産合計	149,130
負債及び純資産の部	流動負債	58,577
	固定負債	9,065
	株主資本	81,488
	資本金	599
	利益剰余金	80,889
	利益準備金	149
	その他利益剰余金	80,739
	（うち当期純利益）	(59,859)
	負債・純資産合計	149,130

第58期決算公告

令和８年10月29日

京都市南区吉祥院内河原町７番地

川崎機械工業株式会社

代表取締役　林　俊三

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	173,371
	固定資産	286,564
	合計	459,935
負債及び純資産の部	流動負債	13,209
	固定負債	3,404
	株主資本	443,322
	資本金	50,000
	資本剰余金	13,846
	資本準備金	13,846
	利益剰余金	379,476
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	366,976
	（うち当期純損失）	(223,832)
	合計	459,935

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十九日

京都市南区吉祥院内河原町七番地

川崎機械工業株式会社

代表取締役　林　俊三

第６期決算公告

令和８年９月29日

東京都港区虎ノ門三丁目５番１号

株式会社Ｒ＆Ｄ

代表取締役　伊藤　博隆

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	130,499
	固定資産	6,414
	資産合計	136,913
負債及び純資産の部	流動負債	89,918
	役員賞与引当金	15,000
	固定負債	4,845
	株主資本	42,149
	資本金	5,000
	利益剰余金	37,149
	その他利益剰余金	37,149
	（うち当期純利益）	(2,915)
	負債・純資産合計	136,913

第３期決算公告

令和８年10月29日

大阪市中央区南船場三丁目８番14号

株式会社ｉｚｕｔｔｏ

代表取締役　池原　諒平

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	25,251
	固定資産	15,235
	資産合計	40,486
負債及び純資産の部	流動負債	1,548
	固定負債	217,263
	負債合計	218,811
	株主資本	△ 178,325
	資本金	9,000
	利益剰余金	△ 187,325
	その他利益剰余金	△ 187,325
	（うち当期純損失）	(72,082)
	純資産合計	△ 178,325
	負債・純資産合計	40,486

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://establish.moneyforward.com/announcement/271714

（乙）左記のとおりです。

令和八年十月二十九日

大阪市中央区南船場三丁目八番一四号

ＡＣＮ心斎橋Ｇａｒｄｅｎ二階

（甲）株式会社ＡＩＲ

代表取締役　池原　諒平

大阪市中央区南船場三丁目八番一四号

（乙）株式会社ｉｚｕｔｔｏ

代表取締役　池原　諒平

第23期決算公告

令和８年10月29日
東京都港区赤坂九丁目７番１号
DIAGEO Japan株式会社

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	5,431
	固定資産	668
	資産合計	**6,099**
負債及び純資産の部	流動負債	4,557
	賞与引当金	132
	その他引当金	18
	固定負債	158
	退職給付引当金	158
	株主資本	1,383
	資本金	100
	利益剰余金	1,283
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	1,258
	（うち当期純利益）	(1,258)
	負債・純資産合計	**6,099**

第23期決算公告

令和８年10月29日
大阪府箕面市小野原東四丁目16番３号
株式会社山源北部
代表取締役　山本　健司

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	131,874
	固定資産	2,875,029
	合計	**3,006,904**
負債及び純資産の部	流動負債	34,586
	固定負債	2,705,184
	株主資本	267,133
	資本金	20,000
	利益剰余金	247,133
	その他利益剰余金	247,133
	（うち当期純利益）	(47,862)
	合計	**3,006,904**

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社源（住所大阪府箕面市小野原東四丁目一六番三号）に対して当社の不動産事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしましたので公告します。

当社の株主総会の承認決議は令和八年十月二十九日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十九日
大阪府箕面市小野原東四丁目一六番三号
株式会社山源北部
代表取締役　山本　健司

第15期決算公告

令和８年10月29日
東京都新宿区新宿三丁目35番３号
株式会社ギア
代表取締役　工藤　侑吾

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	558,683
	固定資産	170,478
	資産合計	**729,161**
負債及び純資産の部	流動負債	211,102
	固定負債	183,874
	株主資本	334,184
	資本金	71,000
	資本剰余金	61,000
	資本準備金	61,000
	利益剰余金	222,184
	その他利益剰余金	222,184
	（うち当期純利益）	(34,547)
	自己株式	△20,000
	負債・純資産合計	**729,161**

第37期決算公告

令和８年10月29日
大阪府摂津市鳥飼西二丁目16番３号
エヌティ物流サービス株式会社
代表取締役　西田美津子

貸借対照表の要旨
（令和８年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	14,132
	固定資産	1,511
	合計	**15,643**
負債及び純資産の部	流動負債	4,659
	株主資本	10,984
	資本金	20,000
	利益剰余金	△9,016
	その他利益剰余金	△9,016
	（うち当期純利益）	(4,481)
	合計	**15,643**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月四日であり、株主総会の決議は、令和八年十月八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十九日
大阪府摂津市鳥飼西二丁目一六番三号
エヌティ物流サービス株式会社
代表取締役　西田美津子

第53期決算公告

令和８年９月28日
東京都千代田区三番町24―３
三番町ＭＹビル２階
株式会社ベステック
代表取締役　緒方　博司

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	270,147
	固定資産	33,869
	資産合計	**304,016**
負債及び純資産の部	流動負債	38,070
	株主資本	265,946
	資本金	10,000
	利益剰余金	255,946
	利益準備金	1,762
	その他利益剰余金	254,183
	（うち当期純損失）	(8,970)
	負債・純資産合計	**304,016**

第35期決算公告

令和８年10月29日
北海道河東郡音更町東通二十丁目２番地９
株式会社ラボジェネター
代表取締役　岩本　尚吾

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	179,619
	固定資産	6,822
	資産合計	**186,442**
負債及び純資産の部	流動負債	24,937
	固定負債	152,730
	負債合計	**177,667**
	株主資本	8,775
	資本金	85,000
	利益剰余金	△76,224
	その他利益剰余金	△76,224
	（うち当期純損失）	(76,335)
	純資産合計	**8,775**
	負債・純資産合計	**186,442**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千六百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十九日
北海道河東郡音更町東通二十丁目二番地九
株式会社ラボジェネター
代表取締役　岩本　尚吾

第20期決算公告

令和８年10月29日
東京都港区虎ノ門三丁目22番10―201号
エル・スターズ・ワン特定目的会社
取締役　松澤　和浩

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	特定資産	372,242
	その他の資産	13,589
	資産合計	**385,831**
負債及び純資産の部	流動負債	36,933
	固定負債	380,150
	負債合計	**417,084**
	社員資本	△31,252
	特定資本金	100
	剰余金	△31,352
	（うち当期純利益）	(11,482)
	純資産合計	**△31,252**
	負債・純資産合計	**385,831**

決算公告

令和８年10月29日
東京都中央区日本橋本石町四丁目４番９号
有隣運送株式会社
代表取締役　澤幡　淳

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	380,523
	固定資産	828,179
	合計	**1,208,702**
負債及び純資産の部	流動負債	167,389
	固定負債	360,686
	株主資本	680,626
	資本金	20,000
	資本剰余金	323,947
	その他資本剰余金	323,947
	利益剰余金	354,654
	その他利益剰余金	354,654
	（うち当期純利益）	(34,724)
	自己株式	△17,975
	合計	**1,208,702**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月二十九日
東京都中央区日本橋本石町四丁目四番九号
（甲）有隣運送株式会社
代表取締役　澤幡　淳
東京都中央区日本橋本石町四丁目四番九号
（乙）有限会社ワイ・テイ・シー
代表取締役　澤幡　淳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月二十九日

東京都板橋区坂下二丁目三二番二三号
（甲）株式会社エスシーグループ
代表取締役　皿澤　宏章

東京都板橋区坂下二丁目三二番二三号
（乙）有限会社富士薬局
代表取締役　皿澤　宏章

決算公告

令和８年10月29日
東京都板橋区坂下二丁目32番23号
株式会社エスシーグループ
代表取締役　皿澤　宏章

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,552,648
	固定資産	7,611,645
	繰延資産	14,943
	合計	13,179,238
負純資債及産のび部	流動負債	4,143,573
	固定負債	715,000
	株主資本	8,320,665
	資本金	20,000
	利益剰余金	9,411,450
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	9,406,450
	（うち当期純利益）	(771,918)
	自己株式	△1,110,785
	合計	13,179,238

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の資産の運用及び管理事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十九日

仙台市青葉区八幡一丁目九番一四号
（甲）株式会社手島資産管理
代表取締役　手島雄太郎

仙台市青葉区八幡一丁目九番一四号
（乙）株式会社芭蕉の辻ホールディングス
代表取締役　手島雄太郎

第４期決算公告

令和８年10月29日
仙台市青葉区八幡一丁目９番14号
株式会社芭蕉の辻ホールディングス
代表取締役　手島雄太郎

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	84
	固定資産	303,000
	合計	303,084
負純資債及産のび部	流動負債	13,693
	固定負債	303,000
	株主資本	△13,609
	資本金	10
	利益剰余金	△13,619
	その他利益剰余金	△13,619
	（うち当期純損失）	(3,983)
	合計	303,084

第４期決算公告

令和８年10月29日
仙台市青葉区八幡一丁目９番14号
株式会社手島資産管理
代表取締役　手島雄太郎

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	11,821
	固定資産	303,000
	合計	314,821
負純資債及産のび部	流動負債	4,509
	株主資本	310,312
	資本金	3,000
	資本剰余金	300,000
	その他資本剰余金	300,000
	利益剰余金	7,312
	その他利益剰余金	7,312
	（うち当期純利益）	(1,936)
	合計	314,821

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の鹿角市花輪字鉄砲二番地四）に於いて経営する遊技場（ミロックス花輪店）にかかる事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月十日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年九月二十四日に終了しております。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年十月二十九日

秋田市土崎港西三丁目一一番一三号
（甲）株式会社トリニティ
代表取締役　弘泰

秋田県大館市字馬喰町一番地
（乙）三六九株式会社
代表取締役　朴　泰三

第35期決算公告

令和８年10月29日
秋田県大館市字馬喰町１番地
三六九株式会社
代表取締役　朴　泰三

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	33,133
	固定資産	445,784
	合計	478,917
負純資債及産のび部	流動負債	8,751
	固定負債	101,646
	株主資本	368,520
	資本金	30,000
	利益剰余金	338,520
	その他利益剰余金	338,520
	（うち当期純損失）	(35,927)
	合計	478,917

第32期決算公告

令和８年10月29日
秋田市土崎港西三丁目11番13号
株式会社トリニティ
代表取締役　朴　弘泰

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	93,605
	固定資産	800,048
	合計	893,653
負純資債及産のび部	流動負債	77,831
	固定負債	146,255
	株主資本	669,567
	資本金	3,000
	利益剰余金	666,567
	その他利益剰余金	666,567
	（うち当期純利益）	(141,389)
	合計	893,653

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年十月十四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十九日

福島県いわき市小名浜字上町八二番地
（甲）株式会社報徳バス
代表取締役　佐藤　慶直

福島県いわき市小名浜字上町八二番地
（乙）株式会社報徳ビジネス
代表取締役　佐藤　慶直

第65期決算公告

令和８年10月29日
福島県いわき市小名浜字上町82番地
株式会社報徳バス
代表取締役　佐藤　慶直

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	989,995
	固定資産	2,410,150
	合計	3,400,145
負純資債及産のび部	流動負債	251,756
	固定負債	882,250
	株主資本	2,266,139
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,256,139
	その他利益剰余金	2,256,139
	（うち当期純利益）	(167,090)
	合計	3,400,145

第14期決算公告

令和８年10月29日
福島県いわき市小名浜字上町82番地
株式会社報徳ビジネス
代表取締役　佐藤　慶直

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	424,861
	固定資産	134,631
	合計	559,492
負純資債及産のび部	流動負債	84,813
	固定負債	374,850
	株主資本	99,829
	資本金	10,000
	利益剰余金	89,829
	その他利益剰余金	89,829
	（うち当期純損失）	(25,780)
	合計	559,492

第17期決算公告

令和８年10月29日
東京都新宿区四谷一丁目９番地
一般財団法人比国育英会バギオ基金
代表理事　野生司義光

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	139,166,841
	固定資産	259,671,977
	合計	398,838,818
負味債財及産のび正部	流動負債	30,050
	負債合計	30,050
	正味財産	398,808,768
	（うち基本金）	(259,341,977)
	（うち当期正味財産増減額）	(6,300,065)
	正味財産合計	398,808,768
	合計	398,838,818

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業の一部に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
　掲載の日付　令和八年八月十三日
　掲載頁　六十頁（号外第一八一号）

（乙）左記のとおりです。
令和八年十月二十九日
岐阜県土岐市泉町久尻一四九七番地の四
（甲）株式会社エーケーイー
代表取締役　加藤　一治
岐阜県土岐市泉町久尻一四九七番地の三
（乙）光洋陶器株式会社
代表取締役　加藤　一治

第 62 期決算公告

令和８年10月29日
岐阜県土岐市泉町久尻1497番地の３
光洋陶器株式会社
代表取締役　加藤　一治

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	965,059
	固定資産	548,813
	繰延資産	1,925
	合計	1,515,798
負純資産の債及び部	流動負債	336,669
	固定負債	683,986
	株主資本	495,142
	資本金	50,000
	利益剰余金	445,142
	利益準備金	6,250
	その他利益剰余金	438,892
	（うち当期純利益）	(43,101)
	合計	1,515,798

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億三千五百万円減少し四億九千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十九日
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号
株式会社Ｋｉｒａｎａｈ　Ｒｅｓｏｒｔ
代表取締役　森部　浩司

第４期決算公告

令和８年 10 月 29 日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
株式会社Kiranah Resort
代表取締役　森部　浩司

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,221,001	流動負債	2,080,671
固定資産	3,160,997	賞与引当金	8,972
		固定負債	373,691
		株主資本	5,927,635
		資本金	490,000
		資本剰余金	5,159,970
		資本準備金	2,324,950
		その他資本剰余金	2,835,020
		利益剰余金	277,665
		その他利益剰余金	277,665
		（うち当期純利益）	(164,640)
資産合計	8,381,998	負債・純資産合計	8,381,998

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を八億円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年十月九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十九日
東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一二号
ｍｅｄｅｒｉ株式会社
代表取締役　竹末亜里砂

第７期決算公告

令和８年 10 月 29 日　　東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
ｍｅｄｅｒｉ株式会社
代表取締役　竹末亜里砂

貸借対照表の要旨　（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,887,329	流動負債	434,043
固定資産	19,789	固定負債	9,152
		負債合計	443,195
		株主資本	1,463,923
		資本金	10,000
		資本剰余金	2,481,075
		資本準備金	1,245,035
		その他資本剰余金	1,236,039
		利益剰余金	△1,027,152
		その他利益剰余金	△1,027,152
		（うち当期純利益）	(783,906)
		純資産合計	1,463,923
資産合計	1,907,119	負債・純資産合計	1,907,119

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年十月十九日を効力発生日とする日本エアリネン株式会社との株式交換及び同日を効力発生日とする株式会社千代田との株式交換（以下「本株式交換」という。）により増加した資本準備金の額の全額について減少することにいたしました。

ただし、本株式交換による資本準備金の増加額を減少するものであることから、準備金の額の減少の効力発生日後の資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十九日
大阪府大阪市北区芝田二丁目三番一九号
鉄道リネンサービス株式会社
代表取締役　大野　好男

第 62 期決算公告

令和８年10月29日
大阪府大阪市北区芝田二丁目３番19号
鉄道リネンサービス株式会社
代表取締役　大野　好男

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,266
	固定資産	3,105
	資産合計	5,372
負純資産の債及び部	流動負債	1,454
	固定負債	1,444
	株主資本	2,473
	資本金	30
	資本剰余金	0
	資本準備金	0
	利益剰余金	2,443
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	2,436
	（うち当期純利益）	(151)
	負債・純資産合計	5,372

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年十月二十九日

福岡市中央区平尾三丁目一〇番九号

（甲）福岡メディックス株式会社

代表取締役　山口美智子

福岡市中央区平尾三丁目一〇番九号

（乙）メディックス福岡株式会社

代表取締役　山口美智子

第37期決算公告

令和８年10月29日

福岡市中央区平尾３丁目10番９号

福岡メディックス株式会社

代表取締役　山口美智子

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	95,595
	固定資産	31,913
	合計	127,508
負純資産の債及び部	流動負債	6,931
	株主資本	120,577
	資本金	10,000
	利益剰余金	116,271
	その他利益剰余金	116,271
	（うち当期純損失）	(26,708)
	自己株式	△5,693
	合計	127,508

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四億九千二百三十六万一千五百九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十九日

大阪市淀川区西中島七丁目八番二九号

株式会社八代

代表取締役　矢野　宏和

第30期決算公告

令和８年10月29日

大阪市淀川区西中島七丁目８番29号

株式会社八代

代表取締役　矢野　宏和

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	45,513
	固定資産	4,770
	合計	50,283
負純資産の債及び部	流動負債	70
	株主資本	50,213
	資本金	10,000
	利益剰余金	40,213
	その他利益剰余金	40,213
	（うち当期純損失）	(91)
	合計	50,283

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、本合併は、甲においては会社法第七九六条第二項、乙並びに丙においては会社法第七八四条第一項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月一日

掲載頁　六十一頁（号外第二六三号）

（丙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月二十三日

掲載頁　二〇六頁（号外第一六三号）

令和八年十月二十九日

名古屋市中区錦二丁目二〇番一五号広小路クロスタワー一二階

（甲）株式会社ＡＶＡＮＴＩＡ

代表取締役　沢田　康成

静岡市駿河区曲金二丁目八番三九号

（乙）五朋建設株式会社

代表取締役　望月　真人

福岡市城南区長尾四丁目一八番九号

（丙）株式会社ネクストーライフーデザイン

代表取締役　藤松　秀樹

第37期決算公告

令和８年10月29日

名古屋市中区錦二丁目20番15号広小路クロスタワー12階

株式会社ＡＶＡＮＴＩＡ

代表取締役　沢田　康成

貸借対照表の要旨

（令和８年８月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	38,949
	固定資産	8,781
	合計	47,731
負債及び純資産の部	流動負債	17,681
	賞与引当金	111
	完成工事補償引当金	1
	株式給付引当金	38
	その他	17,531
	固定負債	6,758
	退職給付引当金	1
	役員退職引当金	47
	その他	6,709
	負債の部合計	24,440
	株主資本	23,059
	資本金	3,732
	資本剰余金	2,949
	資本準備金	2,898
	その他資本剰余金	50
	利益剰余金	16,731
	利益準備金	109
	その他利益剰余金	16,621
	（うち当期純利益）	(431)
	自己株式	△ 353
	評価・換算差額等	231
	その他有価証券評価差額金	231
	純資産の部合計	23,291
	合計	47,731

第49期決算公告

令和８年10月29日

北海道白老郡白老町大町一丁目２番12号

株式会社はくねん

代表取締役　山田　拓也

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	48,391
	固定資産	26,694
	合計	75,085
負純資産の債及び部	流動負債	28,052
	固定負債	40,000
	株主資本	7,033
	資本金	10,000
	利益剰余金	△2,966
	その他利益剰余金	△2,966
	（うち当期純損失）	(9,732)
	合計	75,085

第50期決算公告

令和８年８月７日

長野県松本市高宮東１―28

株式会社アステップ信州

代表取締役会長　池田　良之

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,987
	固定資産	8,736
	合計	11,723
負純資産の債及び部	流動負債	1,051
	固定負債	7,868
	株主資本	2,804
	資本金	50
	利益剰余金	2,757
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	2,747
	（うち当期純利益）	(346)
	自己株式	△3
	合計	11,723

第２期決算公告

令和８年10月29日

広島市東区二葉の里三丁目３番１号

株式会社メイプルレッズ

代表取締役　中川　正太

貸借対照表の要旨

（令和８年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	58,159
	固定資産	5,069
	合計	63,229
負純資産の債及び部	流動負債	54,964
	賞与引当金	3,083
	株主資本	8,265
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 1,734
	その他利益剰余金	△ 1,734
	（うち当期純利益）	(4,806)
	合計	63,229

第16期決算公告

令和８年９月４日

大阪府八尾市弓削町３丁目74番地の１

一般財団法人日本国際飢餓対策機構

代表理事　沖胡　一郎

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	75,535
	固定資産	24,835
	繰延資産	―
	合計	100,370
負味債財及産びの正部	流動負債	33,476
	固定負債	1,000
	負債合計	34,476
	基金	3,000
	指定正味財産	―
	一般正味財産	62,894
	正味財産合計	65,894
	合計	100,370

第 5 期 決 算 公 告

令和８年９月 29 日　　東京都港区虎ノ門三丁目５番１号
株式会社インテリジェントフォース
代表取締役　鈴木　泰介

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	636,916	流動負債	499,917
固定資産	799,083	賞与引当金	413
		固定負債	651,106
		株主資本	251,359
		資本金	20,900
		資本剰余金	37,200
		その他資本剰余金	37,200
		利益剰余金	351,328
		利益準備金	2,006
		その他利益剰余金	349,321
		（うち当期純利益）	(92,360)
		自己株式	△158,069
		新株予約権	33,616
資産合計	1,435,999	負債・純資産合計	1,435,999

第 19 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 29 日

東京都港区虎ノ門三丁目22番10―201号
エル・スターズ・トゥー特定目的会社
取締役　松澤　和浩

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	1,449,864	流動負債	114,777
その他の資産	83,935	固定負債	1,623,215
		負債合計	1,737,992
		社員資本	△204,192
		特定資本金	100
		剰余金	△204,292
		（当期未処理損失）	(204,292)
		純資産合計	△204,192
資産合計	1,533,799	負債・純資産合計	1,533,799

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月二十九日

東京都渋谷区桜丘町一三番三号
（甲）齋藤信勝株式会社
代表取締役　齋藤　信勝

東京都渋谷区桜丘町一三番三号
（乙）リズム株式会社
代表取締役　齋藤　信勝

決　算　公　告

令和８年 10 月 29 日

神戸市中央区北長狭通五丁目１番21号福建会館ビル
ワイズテック・グローバル・ジャパン株式会社
代表取締役　キャロライン・ホワン・ファム

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	78,949	流動負債	55,010
固定資産	164,847	（有給休暇引当金）	(6,545)
繰延資産	868	株主資本	189,654
		資本金	130,996
		利益剰余金	58,659
		その他利益剰余金	58,659
		（うち当期純利益）	(13,766)
資産合計	244,664	負債・純資産合計	244,664

第 3 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 29 日　　東京都渋谷区桜丘町13番３号
齋藤信勝株式会社
代表取締役　齋藤　信勝

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5	流動負債	0
固定資産	286	固定負債	140
有形固定資産	―	負債合計	140
無形固定資産	―	株主資本	151
投資その他の資産	286	資本金	1
		資本剰余金	62
		その他資本剰余金	62
		利益剰余金	87
		利益準備金	―
		その他利益剰余金	87
		（うち当期純損失）	(3)
		純資産合計	151
資産合計	291	負債・純資産合計	291

第 20 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 29 日　　東京都渋谷区桜丘町13番３号
リズム株式会社
代表取締役　齋藤　信勝

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,690	流動負債	1,532
固定資産	2,137	固定負債	2,285
有形固定資産	1,794	修繕引当金	41
無形固定資産	32	その他	2,244
投資その他の資産	309	負債合計	3,818
		株主資本	1,009
		資本金	100
		利益剰余金	909
		利益準備金	―
		その他利益剰余金	909
		（うち当期純利益）	(5)
		純資産合計	1,009
資産合計	4,827	負債・純資産合計	4,827

第 46 期 決 算 公 告

2026 年 10 月 29 日　　大阪市淀川区西宮原二丁目７番50号
株式会社サンディ
代表取締役　伊藤　仙治

貸借対照表の要旨
（2026年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	29,952,044	流動負債	16,884,920
固定資産	18,470,589	（うち賞与引当金）	(137,868)
		固定負債	4,115,149
		（うち役員退職慰労引当金）	(184,736)
		負債合計	21,000,069
		株主資本	27,394,328
		資本金	100,000
		資本剰余金	255,260
		資本準備金	121,231
		その他資本剰余金	134,028
		利益剰余金	30,404,867
		利益準備金	36,190
		その他利益剰余金	30,368,677
		自己株式	△ 3,365,798
		評価・換算差額等	28,235
		その他有価証券評価差額金	28,235
		純資産合計	27,422,563
資産合計	48,422,633	負債・純資産合計	48,422,633

損益計算書の要旨
（2025年７月１日から2026年６月30日まで）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
売上高	136,564,225	特別利益	5,617
売上原価	105,326,837	特別損失	342,527
売上総利益	31,237,388	税引前当期純利益	4,140,424
販売費及び一般管理費	26,706,668	法人税、住民税及び事業税	1,427,940
営業利益	4,530,719	法人税等調整額	△ 238,366
営業外収益	37,203	当期純利益	2,950,850
営業外費用	90,589		
経常利益	4,477,334		

第１期決算公告

令和８年10月29日
大阪府大阪市北区中津一丁目２－３
ＲｅＺＯＮＥ中津01―401号室
SuperX株式会社
代表取締役　マ　チョウ

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,507
	固定資産	1,626
	合計	5,133
負純資産及び部	流動負債	64
	株主資本	5,069
	資本金	9,980
	利益剰余金	△ 4,910
	その他利益剰余金	△ 4,910
	（うち当期純損失）	(4,910)
	合計	5,133

第１期決算公告

令和８年10月29日
大阪市北区大深町５―54グラングリーン
大阪南館パークタワー９階
SuperX Industries株式会社
代表取締役　古川　愛子

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,102,772
	固定資産	140,609
	合計	5,243,381
負純資産及び部	流動負債	5,105,826
	固定負債	305,041
	株主資本	△ 167,486
	資本金	100,000
	利益剰余金	△ 267,486
	その他利益剰余金	△ 267,486
	（うち当期純損失）	(267,486)
	合計	5,243,381

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年十月十四日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十九日
大阪市北区大深町五―五四グラングリーン大阪南館パークタワー九階
（甲）SuperX Industries株式会社
代表取締役　古川　愛子
大阪府大阪市北区中津一丁目二―三ＲｅＺＯＮＥ中津01―四〇一号室
（乙）SuperX株式会社
代表取締役　マ　チョウ

第41期決算公告

令和８年10月29日
山形県天童市蔵増1748番地１
山川運輸株式会社
代表取締役　山川　敏彦

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	49,437
	固定資産	3,481
	合計	52,919
負純資産及び部	流動負債	3,921
	株主資本	48,997
	資本金	25,000
	利益剰余金	23,997
	別途積立金	21,000
	繰越利益剰余金	2,997
	（うち当期純利益）	(1,761)
	合計	52,919

第43期決算公告

令和８年10月29日
山形県天童市蔵増1748番地１
山川機械販売株式会社
代表取締役　山川　敏彦

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	86,175
	固定資産	202,259
	合計	288,434
負純資産及び部	流動負債	66,454
	固定負債	54,625
	株主資本	167,354
	資本金	35,000
	利益剰余金	178,173
	利益準備金	140
	別途積立金	40,000
	繰越利益剰余金	138,033
	（うち当期純利益）	(3,018)
	自己株式	△45,819
	合計	288,434

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を継承して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和九年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年九月十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、令和八年十一月三十日までにお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十九日
山形県天童市蔵増一七四八番地一
（甲）山川機械販売株式会社
代表取締役　山川　敏彦
山形県天童市蔵増一七四八番地一
（乙）山川運輸株式会社
代表取締役　山川　敏彦

第７期決算公告

令和８年10月29日
東京都品川区東品川四丁目12番６号
品川シーサイドキャナルタワー14Ｆ
株式会社ビッグマウンド
代表取締役　森井　宏明

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,601
	固定資産	29,099
	合計	36,701
負純資産及び部	流動負債	5,196
	固定負債	58,964
	株主資本	△27,458
	資本金	350
	利益剰余金	△27,808
	その他利益剰余金	△27,808
	（うち当期純利益）	(1,858)
	合計	36,701

合併公告

債権者各位

左記会社は合併して、甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し、乙丙至丁は解散することといたしました。

効力発生日は令和九年一月一日であり、各社の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は令和八年十一月二十六日に予定しております。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

（甲）https://sanwa-system.info/wp-content/uploads/2026/02/SS_R07_kessankoukoku.pdf
（乙）次のとおりです。
（丙）次のとおりです。
（丁）次のとおりです。

令和八年十月二十九日
東京都品川区東品川四丁目一二番六号
品川シーサイドキャナルタワー一四Ｆ
（甲）株式会社サンワシステム
代表取締役　森井　宏明
東京都品川区東品川四丁目一二番六号
品川シーサイドキャナルタワー一四Ｆ
（乙）株式会社ビッグマウンド
代表取締役　森井　宏明
東京都品川区東品川四丁目一二番六号
品川シーサイドキャナルタワー一四Ｆ
（丙）株式会社フォレストウェル
代表取締役　森井　宏明
東京都品川区東品川四丁目一二番六号
品川シーサイドキャナルタワー一四Ｆ
（丁）株式会社ホワイトビーチ
代表取締役　森井　宏明

第７期決算公告

令和８年10月29日

東京都品川区東品川四丁目12番６号
品川シーサイドキャナルタワー14Ｆ
株式会社ホワイトビーチ
代表取締役　森井　宏明

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,840	流動負債	5,159
固定資産	28,669	固定負債	58,500
		株主資本	△27,149
		資本金	350
		利益剰余金	△27,499
		その他利益剰余金	△27,499
		（うち当期純利益）	(1,991)
資産合計	36,510	負債・純資産合計	36,510

第７期決算公告

令和８年10月29日

東京都品川区東品川四丁目12番６号
品川シーサイドキャナルタワー14Ｆ
株式会社フォレストウェル
代表取締役　森井　宏明

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,370	流動負債	5,290
固定資産	30,487	固定負債	60,171
		株主資本	△27,602
		資本金	350
		利益剰余金	△27,952
		その他利益剰余金	△27,952
		（うち当期純利益）	(1,736)
資産合計	37,858	負債・純資産合計	37,858

令和８年度　日本弁理士会　実務修習の実施に関する公告

日本弁理士会は、弁理士法（平成12年法律第49号）第16条の２に基づく実務修習に関し、同法第16条の３に規定する経済産業大臣が指定した指定修習機関として、弁理士法施行規則（平成12年経済産業省令第411号。以下「施行規則」という。）第21条の11により読み替えられた第21条の５の規定に基づき、実務修習の日程、実施場所及び受講の申請の受付期間その他実務修習の実施に関し必要な事項を次のように定めたので、公告します。

令和８年 10 月 29 日

指定修習機関　日本弁理士会
会長　北村修一郎

１．実務修習の受講資格者

平成20年10月１日以降に、下記のいずれかに該当した方々が対象です。

⑴　弁理士試験合格者
⑵　弁護士となる資格を有する者
⑶　特許庁において審判官又は審査官として審判又は審査の事務に従事した期間が通算して７年以上になる者

２．実務修習の日程及び実施方法

⑴　演習（オンライン集合研修）

イ．実施期間

令和９年１月８日（金）から令和９年２月６日（土）までの間の５日間（夜間コースは９日間）。

ロ．実施方法

ＷＥＢを介したオンライン講義（Zoom使用）となるため、各自で環境を整えて受講してください。

⑵　講義（ｅ－ラーニング研修）

令和８年12月４日（金）から令和９年２月28日（日）までの間、インターネットによるコンテンツの配信を行います。

３．実務修習の課程及び講義時間

次の課程を集合研修とｅ－ラーニング研修とを併用して行います。

（方法：ｅＬ…ｅ－ラーニング、集合…オンライン集合研修
単位：30分を１単位とする）

課程１．弁理士法及び弁理士の職業倫理

課目名	方法	単位
弁理士法	ｅＬ	6
弁理士倫理	ｅＬ	4
弁理士業概論	ｅＬ	6

課程２．特許及び実用新案に関する理論及び実務

課目名	方法	単位
情報調査	ｅＬ	6
ＰＣＴ出願	ｅＬ	3
明細書のあり方（読み方・作成）概論	ｅＬ	3
審査基準（産業上の利用可能性、新規性、進歩性等）	ｅＬ	6
クレームの作成・解釈	ｅＬ	3
クレームの作成・解釈	集合	6
明細書のあり方・演習（化学）	集合	12
明細書のあり方・演習（機械）	集合	
明細書のあり方・演習（電気）	集合	
審査対応・概論（意見書・補正書）	ｅＬ	3
審査基準（補正の制限）	ｅＬ	3
審査対応・演習（化学）	集合	12
審査対応・演習（機械）	集合	
審査対応・演習（電気）	集合	

備考：明細書のあり方・演習及び審査対応・演習の講義は、化学、機械、電気いずれか１つを選択

課程３．意匠に関する理論及び実務

課目名	方法	単位
ハーグ出願	ｅＬ	3
出願手続・概論	ｅＬ	3
出願手続・演習	集合	6
審査対応・概論（意見書・補正書）	ｅＬ	3
審査基準の説明	ｅＬ	3
類否判断	ｅＬ	3
審査対応・演習	集合	6

課程４．商標に関する理論及び実務

課目名	方法	単位
情報調査	ｅＬ	3
マドプロ出願	ｅＬ	3
出願手続・概論	ｅＬ	3
出願手続・演習	集合	6
審査対応・概論（意見書・補正書）	ｅＬ	3
審査基準の説明	ｅＬ	3
類否判断	ｅＬ	3
審査対応・演習	集合	6

課程５．工業所有権に関する条約その他の弁理士の業務に関する理論及び実務

課目名	方法	単位
知的財産権に係る施策	ｅＬ	4
出願手続（オンライン出願・願書の様式）	ｅＬ	3
条約（各国の制度概要を含む）	ｅＬ	6
審判の概要（特許異議・登録異議を含む）	ｅＬ	4

４．実務修習の課程の免除

⑴　実務修習の受講申請をする際に、以下に該当する者は「実務修習の課程の免除」を申請することができます。その者の経験等により実務修習の課程を修得した者と同等以上の実務経験があると認められた場合、申請した課程について修習の義務が免除されます。（施行規則第21条の４）

①　実務修習の課程の免除を申請できる者

一　所属する法人の工業所有権書類作成事務に専ら３年以上従事した者
二　工業所有権書類作成事務の補助業務に専ら５年以上従事した者
三　特許庁において審判又は審査の事務に５年以上従事した者
四　弁護士となる資格を有する者
五　特許庁において審判官又は審査官として審判又は審査の事務に７年以上従事した者

②　実務修習の課程の免除対象

実務修習の課程の免除を申請できる者のうち、
・①四に該当する者については、３．課程１を除くすべての課程
・その他に該当する者については、従事経験のある業務又は事務の内容によって３．課程２～４のいずれか１つの課程が免除対象となります。

⑵　⑴①一～五（施行規則第21条の４第１項各号）のうち２以上の事由に該当する旨の申請があった場合においても、免除を認めるのは１の事由に基づくものに限るものとします。

⑶　⑴の「同等以上の実務経験を有している者と認めるとき」（施行規則第21条の４第４項）とは、次の要件を満たすときとします。

①　⑴①一又は二の申請（施行規則第21条の４第１項第１号又は第２号）
・勤務証明書等により、必要経験年数を満たしていること、及び所属する（した）企業の知的財産部や特許事務所等の勤務経験が、明らかにわかること。
なお、複数の企業や事務所、第１号と第２号の経験年数の合算はしません。

②　⑴①三、四又は五の申請（施行規則第21条の４第１項第３号、第４号又は第５号）
・当該資格等を証する書類が提出されていること。

５．実務修習の修了

⑴　実務修習を修了するためには、３．のすべての課程（４．⑴により課程の免除が認められた場合については、その課程を除く。）におけるすべての課目の修得が必要です。

⑵　すべての課程を修了した修習生には、修了証を発行します。

６．実務修習の受講申請に必要な書類

⑴　すべての受講者が提出する書類等

①　実務修習受講申請書
②　受講資格を証明する書面
③　受講料払込票の写し
④　証明写真２枚　旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）別表第一に定める要件を満たしたもの（パスポート申請用写真の規格）（１枚貼付、１枚添付）

⑵　施行規則第21条の４第２項の規定に基づき、課程の免除を申請する者が提出する書類等

①　実務修習の一部免除申請書
②　免除申請の理由に該当することを証明する勤務証明書又は資格証明書

７．実務修習受講申請の受付期間

令和８年11月11日（水）から令和８年11月18日（水）まで
申請書は、郵送のみ受け付けます。持参の場合は受け付けられませんのでご了承ください。

８．実務修習の受講料　118,000円

９．その他

受講申請方法、必要な機器等の詳細は、次へご照会ください。
日本弁理士会研修所
〒100―0013　東京都千代田区霞が関３－４－２
（電話　03―3519―2360）
日本弁理士会ホームページ（https://www.jpaa.or.jp/）